

# 茨城県道路占用許可基準

茨城県土木部道路維持課



## 改定履歴

基準の制定 平成 12 年 3 月 29 日道維第 230 号

施行日 平成 12 年 4 月 1 日

基準の改定 令和 2 年 1 月 31 日道維第 600 号

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年 12 月 9 日道維第 641 号 (最終改正)

施行日 令和 2 年 12 月 9 日



## 目 次

該当条項	分類	物件名称等	許可類型	ページ
総 則				総則-1
法第1号	柱	電柱, 電話柱	公益上認	法1-A-1
		光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱	公益上認	法1-A-2
		ガス管防災ブロック用施設用無線柱 (支線及び支線柱を含む。)	公益上認	法1-A-3
		街(路)灯, 防犯灯	要件で可	法1-A-4
		カーブミラー	要件で可	法1-A-5
		委任信号機柱	公益上認	法1-A-6
		防災行政無線柱	公益上認	法1-A-7
	線	電線(内包される保安通信線を含む。)	公益上認	法1-B-1
		電話線	公益上認	法1-B-2
		有線音楽放送線	要件で可	法1-B-3
		登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備	要件で可	法1-B-4
		共同アンテナ用ケーブル	要件で可	法1-B-5
		イルミネーション	要件で可	法1-B-6
		その他の線類	要件で可	法1-B-7
	塔	変圧塔, 送電塔	公益上認	法1-C-1
		広告塔, 交通安全塔, 歓迎塔, 時計塔	抑 制	法1-C-2
		共同アンテナ塔, TVマイクロウェーブ塔	公益上認	法1-C-3
	郵便差出箱	郵便差出箱, 信書便差出箱	公益上認	法1-D-1
	公衆電話所	公衆電話所(公衆電話ボックス)	公益上認	法1-E-1
	建物	地上変圧器(路上用低圧引込箱, 多回路開閉器, 低圧分岐装置等, 電線地中化に際して必要となる路上設置用機材で, 地上変圧器に類するものを含む)	公益上認	法1-F-1
		流量計ボックス	公益上認	法1-F-2
		ガス管防災ブロック施設用計器盤	公益上認	法1-F-3
		交番(派出所等), 公衆便所, バス待合所, 消防水防小屋, 防災備蓄倉庫	原則不可	法1-F-4
		あずまや(固定テーブルを含む), パーゴラ	抑 制	法1-F-5
		バス停留所, タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋, ベンチ上屋	公益上認	法1-F-6
	簡易設置物	消火ホース格納箱	抑 制	法1-G-1
		テレメーター, 公害等の観測機器類	要件で可	法1-G-2

該当条項	分類	物件名称等	許可類型	ページ
法第1号	簡易設置物	ベンチ, スツール	公益上認	法1-G-3
		公衆用ゴミ容器	抑 制	法1-G-4
		ゴミ集積場	原則不可	法1-G-5
		フラワーポット	抑 制	法1-G-6
	碑	彫像, 彫刻, 碑, 時計台	抑 制	法1-H-1
	その他	花壇	抑 制	法1-I-1
		家屋等	要件で可	法1-I-2
		自動販売機(ロードパーク等関連施設)	要件で可	法1-I-3
		測量基準点	公益上認	法1-I-4
		公衆電話ボックス内テレホンカード自動販売機	公益上認	法1-I-5
		無線基地局	公益上認	法1-I-6
		光アクセス装置(RT等)	公益上認	法1-I-7
		防犯カメラ	公益上認	法1-I-8
		捜査支援機器(固定式カメラ)	公益上認	法1-I-9
		よう撃捜査支援装置	公益上認	法1-I-10
水位観測施設等	要件で可	法1-I-11		
法第2号	地下埋設管	地下埋設管	要件で可	法2-A-1
		石油圧送施設	本省協議	法2-A-2
		高圧のガス供給施設	公益上認	法2-A-3
		排水管(合併浄化槽処理水の取付管)	公益上認	法2-A-4
		雨水排水管の道路側溝への接続	原則不可	法2-A-5
		光アクセス装置バッテリー設置台	公益上認	法2-A-6
		熱交換器等	要件で可	法2-A-7
法第3号	鉄道, 軌道	鉄道, 軌道	公益上認	法3-A-1
		自動運行補助施設	公益上認	法3-B-1
法第4号	歩廊	アーケード	抑 制	法4-A-1
	その他	日よけ(雨よけ)	要件で可	法4-B-1
法第5号	地下街	地下街	原則不可	法5-A-1
	地下室	地下室	原則不可	法5-B-1
	通路	一般通路	要件で可	法5-C-1
		通路橋	要件で可	法5-C-2
		上空通路	原則不可	法5-C-3
		地下通路	原則不可	法5-C-4
		横断歩道橋	抑 制	法5-C-5
浄化槽	浄化槽	抑 制	法5-D-1	
その他	地下駐車場	要件で可	法5-E-1	
法第6号	露店	露店	要件で可	法6-A-1

該当条項	分類	物件名称等	許可類型	ページ
法第6号	商品置場	商品置場	原則不可	法6-B-1
	その他	松かざり, 七夕かざり	要件で可	法6-C-1
		祭りかざり	抑 制	法6-C-2
政令1号	路上広告物	立看板	抑 制	令1-A-1
		突出し看板, 野立て看板	要件で可	令1-A-2
		添加看板, 電(話)柱又は消火栓標識の巻付看板	要件で可	令1-A-3
		公共掲示板, 町内案内図板, 地域案内図板	要件で可	令1-A-4
		緊急自動車出動看板	要件で可	令1-A-5
		バス停留所上屋の添加広告看板	要件で可	令1-A-6
	標識	広域避難所誘導案内標識, 海拔表示標識	要件で可	令1-B-1
		スクールゾーン標識	要件で可	令1-B-2
		消防水利標識	要件で可	令1-B-3
		地下鉄出入口案内標識	要件で可	令1-B-4
		バス停留所標識	要件で可	令1-B-5
		タクシー乗場標識	要件で可	令1-B-6
		駐車場案内標識	要件で可	令1-B-7
		震災避難誘導標識	要件で可	令1-B-8
		公共施設案内標識	要件で可	令1-B-9
		駐車場案内システム電光掲示板	公益上認	令1-B-10
		自転車放置禁止標識及び違法駐車等防止重点地域標識	公益上認	令1-B-11
	旗ざお	旗ざお	原則不可	令1-C-1
	パーキング・メーター	パーキング・メーター等	要件で可	令1-D-1
	幕	幕	抑 制	令1-E-1
		バナーフラッグ(旗・垂れ幕)	要件で可	令1-E-2
アーチ	アーチ	原則不可	令1-F-1	
その他	選挙運動用のポスター等	要件で可	令1-G-1	
政令2号	発電設備	太陽光発電設備, 風力発電設備	要件で可	令2-A-1
政令3号	津波避難施設	津波避難施設	要件で可	令3-A-1
政令4号	工事用施設	工事用板囲, 足場, 落下防護用施設	抑 制	令4-A-1
		詰所	抑 制	令4-A-2
政令5号	工事用材料	工事用材料置場	抑 制	令5-A-1

該当条項	分類	物件名称等	許可類型	ページ
政令 6 号	特定仮設店舗等（仮設建築物）	仮設建築物	原則不可	令 6 -A-1
政令 7 号	特定仮設店舗等（一時収容施設）	一時収容施設	原則不可	令 7 -A-1
政令 8 号	利便増進施設	高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設，購買施設等	抑 制	令 8 -A-1
		特定連結路附属地に設ける食事施設，購買施設等	抑 制	令 8 -A-2
政令 9 号	トンネル上の施設	トンネルの上に設ける施設	抑 制	令 9 -A-1
	高架道路路面下施設	高架道路の路面下における施設	抑 制	令 9 -B-1
政令 10 号	道路の上空に設ける施設	道路の上空に設ける事務所，店舗，倉庫，住宅，自動車駐車場	抑 制	令 10-A-1
政令 11 号	応急仮設建築物	応急仮設建築物	公益上認	令 11-A-1
政令 12 号	自転車等駐車器具	自転車，原動機付自転車及び二輪自動車の車輪止め装置その他の器具	抑 制	令 12-A-1
政令 13 号	自動車専用道路に設ける休憩所，給油所及び自動車修理所	自動車専用道路に設ける休憩所，給油所及び自動車修理所	原則不可	令 13-A-1



## 総則

### (基本方針)

第1条 道路占用の許可は、個別具体的に占用目的、占用形態、占用者等に関する諸要素を総合的に判断したうえで、次の各号及び個別基準に適合する場合に限り認めることができる。

- (1) 道路本来の機能を害さず、又は影響を与えない場合。
- (2) 道路の構造を害さず、又は影響を与えない場合。
- (3) 道路敷地外に余地がないためやむを得ない場合。
- (4) 公序良俗に反しないものであって、信義誠実に利用されるものである場合。
- (5) 継続して適正に維持管理することができる場合。
- (6) その他の法令を遵守したものである場合。

2 許可にあたっては、前項各号及び個別基準に適合しないと認められる場合には、申請者に対して具体的な指導を行うものとし、指導によっても適合しない場合及び指導に従わない場合は、許可を行わないものとする。

なお、個人的事情まで考慮する必要はなく、あくまでも客観的なものでなければならない。

### (土木部長協議)

第2条 茨城県道路占用許可基準（以下「基準」という。）の「方針」中「原則として認めない。」と規定された物件、工作物又は施設（以下総則において単に「物件」という。）の許可にあたっては、事前に土木部長に協議を行うものとする。

### (極力抑制すべき物件の取扱い)

第3条 各物件の基準の「方針」中「極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。」と規定された物件の許可にあたっては、申請者に対して具体的な指導を行うものとし、その結果、真にやむを得ないと認められる場合に限り許可を行うものとする。

### (許可の対象物件)

第4条 道路占用物件は、限定列挙されたものであるので、法律、政令及び基準に規定されている物件以外のものについて許可をしてはならない。ただし、類似する物件であって道路維持課長が特に認めたものについては、この限りでない。

### (地上に設ける一般工作物等の要件)

第5条 一般工作物等を地上に設ける場合においては、次の各号のすべてに該当すること。

- (1) 一般工作物等の道路区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置であること。
  - ア 法敷
  - イ 側溝上の部分
  - ウ 路端に近接する部分

エ 歩道等の車道（自転車道を含む。）に近接する部分

オ 分離帯，ロータリーその他これらに類する道路の部分（一般工作物等の種類又は道路の構造からみて，道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合のみ）

(2) 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分がある場合においては，その最下部と路面との距離が4.5メートル（歩道上においては2.5メートル）以上であること。

(3) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて，道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き，交差点等以外の道路の部分に設けるものであること。

#### （地下に設ける一般工作物等の要件）

第6条 一般工作物等を地下に設ける場合においては，次の各号のすべてに適合する場所であること。

(1) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて，路面をしばしば掘削し，又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。

(2) 保安上又は工事実施上の支障のない限り，他の占用物件に接近していること。

(3) 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り，当該一般工作物等の頂部が地面に接していること。

#### （トンネル上に設ける一般工作物等の要件）

第7条 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては，トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。

#### （高架道路の路面下に設ける一般工作物等の要件）

第8条 一般工作物等を高架道路の路面下に設ける場合においては，高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

#### （特定連結路附属地に設ける一般工作物等の要件）

第9条 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては，連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

#### （地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い）

第10条 地域における公共的な取組み（以下、「地域活動」という。）に要する費用への充当を目的とする広告の添加及び塗布は，個別基準に規定するもので，次の各号すべてに該当する場合に限り認めることができる。

(1) 地域活動は，原則として，商店会組織，自治会その他これらに類する団体が行うものであること。

(2) 地域活動は，県管理道路の利便性の向上に寄与する活動又は事業であって，それに要する費用が不足し，かつ，そのための費用を捻出する手段が他にないものであること。

(3) 広告による収入は，その全額を地域活動に充当するものとし，かつ，地域活動に要する費用は，その全額が広告収入でまかなわれていないものであること。

(4) 音声及び動画を使用した広告は認めない。また，広告の取扱いにあたっては，他の

道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮されているものであること。

2 許可にあたっては、事前に道路維持課長に協議を行うものとする。

なお、原則として、道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署、地元市民代表・団体等で構成する連絡協議会を開催し、広告物の取扱方針を策定するものとする。

#### (景観行政団体への意見照会)

第 11 条 申請に係る道路が景観法（平成 16 年法律第 110 号）に係る景観重要公共施設に位置づけられ、景観計画に景観基準が定められている場合、当該景観基準は基準の一部となるため、景観行政団体へ意見照会を行うこと。ただし、申請書に景観行政団体からの意見書が添付されている場合はこの限りでない。

#### (占用特例の取扱い)

第 12 条 総則（参考通達）3 から 5 の通達に基づいて占用特例を適用しようとする場合には、土木部長と協議を行うものとする。

#### (道路占用許可の更新の取扱い)

第 13 条 基準改正前に許可した物件が、基準改正により新たな基準に適合しなくなった場合には、物件の存置中に限り許可を更新することができる。ただし、占有者が、存置中の物件を取り替える際には、改正後の基準に適合しなければ許可することができない。

#### (国際的、国家的に重要なイベント等に係る占用の取扱い)

第 14 条 国際的、国家的に重要なイベント等の開催に伴い、土木部長が特別の取扱いを定めた場合は、基準の規定にかかわらず、当該取扱いを定めた通知をもって許可の判断を行う。

#### (つくば駅南北自由通路の占用の取扱い)

第 15 条 つくば市吾妻地内の県道土浦境線の地下横断自由通路における占用については、兼用工作物管理協定のほか、「地下鉄施設への二次占用について」（令和 2 年 4 月 7 日道維第 12 号）により取り扱うものとする。

#### (「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に関する占用の取扱い)

第 16 条 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に定める文化観光拠点施設の周辺にある道路においてオブジェ等を設置する場合は、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の施行に伴う道路占用の取扱い等について」（令和 2 年 6 月 12 日道維第 149 号）により取り扱うものとする。

(掘削の禁止期間)

第 17 条 次に掲げる期間は、地下埋設物設置工事のための掘り返しは禁止する。ただし、電気、通信、水道等を沿道建築物に引き込み工事であって、やむを得ないと判断できるものを除く。

- (1) 車道の舗装完了後 5 年間
- (2) 歩道の舗装完了後 3 年間

(用語の定義)

第 18 条 この基準における用語の定義は、次表のとおりとする。

用語	定義
法第 号	道路法第 32 条第 1 項第 号
令第 号	道路法施行令第 7 条第 号
道路構造条例	道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例
歩道等	歩道、自転車歩行車道及び自転車道
道路余地	車道、歩道等及び法敷以外の道路区域
緑地帯	専ら樹木及び草花が植栽されている道路区域であって、植樹帯を除く部分
道路広場	歩道等及び道路余地を含む区域であって、相当程度の広がりを持つ道路区域
歩道等の有効幅員	歩道等の幅員のうち、植樹帯、駒止め及び占用物件の占める部分を除いたもので、実際歩行者の通行の用に供することのできる部分の幅員
交差点等	道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分
特定連結路附属地	自専道の区域のうち、自専道とその他の道路を連結する部分で、車道及び路肩に附属する土地。
国	占用主体の限定に係る「国」には、独立行政法人を含む。 また、指定管理者及び P F I 事業者は、指定管理業務及び P F I 事業に係る申請にのみ、発注元の国とみなす。
地方公共団体	占用主体の限定に係る「地方公共団体」には、地方独立行政法人を含む。 また、指定管理者及び P F I 事業者は、指定管理業務及び P F I 事業に係る申請にのみ、発注元の地方公共団体とみなす。
景観行政団体	景観法第 7 条第 1 項に規定する景観行政団体
景観重要公共施設	景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロに規定する景観重要公共施設
景観計画	景観法第 8 条第 1 項に規定する景観計画
景観基準	景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハ (1) に規定する景観重要公共施設に関する基準
一般工作物等	電 (話) 柱、電線、公衆電話所、水管、下水管、ガス管、石油管、太陽光発電設備、風力発電設備 (令第 2 号物件)、津波避難施設 (令

	第3号物件), 仮設建築物(令第6号物件), 一時収容施設(令第7号物件), 利便増進施設(令第8号物件), 応急仮設建築物(令第11号物件), 自転車等駐車器具(令第12号物件)を除く占用物件
占用特例	都市再生特別措置法第62条, 国家戦略特別区域法第17条及び中心市街地の活性化に関する法律第41条に規定する道路の占用の許可基準の特例

(参考通達)

- 1 平成20年3月25日国道利第22号「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(最近改正 令和2年7月31日国道利第10号)
- 2 平成20年3月25日国道利第24号「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(最近改正 令和2年7月31日国道利第10号)
- 3 平成23年10月20日国道利第22号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」
- 4 平成26年4月1日国道利第39号「国家戦略特別区域法の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」
- 5 平成26年7月3日国道利第10号「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」
- 6 令和2年3月31日国道利第31号「地下鉄施設への二次占用について」
- 7 令和2年6月9日国道利第9号「「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の施行に伴う道路占用の取扱い等について」

地方道路公社の占用許可事務取扱について

1 道路整備特別措置法（昭和 31 年 3 月 14 日法律第 7 号）

第 17 条（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第 1 項第 9 号，第 10 号（道路法第 32 条の許可等，同第 35 条の協議）

第 2 項

道路法第 32 条の許可及び同第 35 条の協議を行う場合は，道路管理者の同意を得なければならない。

の権限を行った場合は遅滞なく道路管理者に通知しなければならない。

ただし，及び は道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

2 道路整備特別措置法施行令（昭和 31 年 10 月 25 日政令第 319 号）

第 1 条

（ 1 ）道路法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件で国土交通省令で定めるもの

（水管，下水管，ガス管その他これらに類する物件）

（ 2 ）道路法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設

（地下街，地下室，通路，浄化槽その他これらに類する施設）

（ 3 ）道路法施行令第 7 条第 2 号に掲げる工作物（太陽光発電設備及び風力発電設備），同条第 3 号に掲げる施設（津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設），同条第 8 号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの並びに同条第 9 号（トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所，店舗，倉庫，住宅，自動車駐車場，広場，公園，運動場その他これに類する施設），第 10 号及び第 13 号に掲げる施設（休憩所，給油所及び自動車修理所）

3 道路整備特別措置法施行規則（昭和 31 年 5 月 16 日建設省令第 18 号）

第 10 条（道路整備特別措置法施行令第 1 条第 1 号に掲げる物件）

（ 1 ）橋に取り付けられる物件で 1 メートル当たりの重量が 50 キログラム以上のもの

（ 2 ）ガス管でガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 1 条第 2 項第 1 号の高圧のガスを通ずるもの

（ 3 ）内径 100 ミリメートル以上の物件で次に掲げるもの

ア 道路を縦断して設けられる長さ 500 メートル以上のもの

イ 長さ 100 メートル以上の橋に取り付けられるもの又は長さ 100 メートル以上のトンネル内に設けられるもの

ウ 爆発性又は易燃性を有する物件を通ずるもの

法第 1 号物件  
電柱，電話柱

( 占用許可の範囲 )

電 ( 話 ) 柱には，次の各項の施設等を附帯設備として含むものとする。

- 1 支線及び支線柱
- 2 縦断方向の電 ( 話 ) 線類 ( 横断線及び共架線 ( 二次占用 ) は電 ( 話 ) 線に分類)
- 3 柱状変圧器 ( トランス ) 等
- 4 柱状設置コンセントレーター ( C R )
- 5 データ回線終端装置 ( O N U )

( 方針 )

公益上やむを得ず，次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路法第 37 条の規定に基づく占用の制限がない区域であること。ただし，「鉄道及び軌道に係る電柱」，「信号柱その他の警察が設置・管理する物件」，「街 ( 路 ) 灯」，「電柱の倒壊を防ぐための支線，支柱又は支線柱」は占用制限の対象外とする。

なお，以下の場合で，直ちに道路区域外に用地の確保が困難である場合は，原則 2 年間の仮設電柱の占用を認める。

- ( 1 ) 災害等で電力等のサービスが途絶えた場合
- ( 2 ) 商業施設等の新規建設等により，新たに電力等のサービスが必要となった場合
- ( 3 ) 道路法第 71 条第 2 項に基づく監督処分により移設される電 ( 話 ) 柱で，現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えるおそれがある場合

- 2 原則として，道路の新設，改築又は修繕に関する事業等の実施に併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であるか，又は電線を地中化する場合の端部にあたり，電 ( 話 ) 柱の設置がやむを得ないものであること。

なお，電 ( 話 ) 柱を新設又は建替える場合において，他の柱に共架することができる場合には，単独柱の占用は認めない。

( 位置 )

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし，法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。

- 2 歩道等を有する道路において，法敷，道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には次によるものとする。

- ( 1 ) 植栽帯 ( 施設帯 ) がある場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置であって，植栽帯 ( 施設帯 ) 内又は植栽帯 ( 施設帯 ) 間。

- ( 2 ) 植栽帯 ( 施設帯 ) がない場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で，かつ歩行者等の通行に支障のない位置。

- 3 同一路線に係る電 ( 話 ) 柱を設ける場合は，交差点等を除き道路の同じ側に設けること。

- 4 歩道等を有しない道路に設ける場合において，その反対側に占用物件があるときは，これと8メートル以上の水平距離を保たせること。
- 5 歩道等を有しない道路においては，道路が交差し，接続し，屈曲する場所での設置は認めない。

(構造)

- 1 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 電(話)柱の脚てい(足場ボルト)は，路面から1.8メートル以上の高さに，道路の方向と平行して設けること。
- 3 道路を横断する支線の高さは，路面から5.0メートル以上とする。ただし，技術上やむを得ず，かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.7メートル以上，歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては2.5メートル以上とすることができる。
- 4 地面に接する支線には，危険防止のため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

(その他)

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては，道路敷地外に余地があると思われるので，道路敷地外に設けるよう指導すること。
- 2 電(話)柱の倒壊による道路閉鎖や電線類による景観悪化などの対策として無電柱化は有効であるため，新たに電(話)柱を設置する場合や同時に連続した電(話)柱の更新を実施する場合等においては，極力地中化や裏配線等による無電柱化を検討すること。
- 3 電(話)柱を新たに設置する場合には，既設他の占用物件の位置を考慮し歩行者等の通行の支障にならないよう指導するものとし，申請図面に他の占用物件の位置を明記するよう指導すること。
- 4 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては，原則として新規及び更新の許可は行わない。ただし，移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りでない。

(参考通達)

- 1 平成31年4月1日国道利第43号，国道メ企第33号，国道環第122号「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」



法第 1 号物件

光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱

(方針)

公益上やむを得ず、電(話)柱を新設又は建替えしない場合であって、次の各項のいずれ次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路法第 37 条の規定に基づく占用の制限がない区域であること。
- 2 電線地中化の予定が無く、光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱の設置がやむを得ないものに限り認めることができる。なお、光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱を新設又は建替えする場合において、他の柱に共架することができる場合には、単独柱の占用は認めない。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。
- 2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)がある場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置であって、植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間。

(2) 植栽帯(施設帯)がない場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 電(話)柱の脚てい(足場ボルト)は、路面から 1.8 メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。
- 3 地面に接する支線には、危険防止のため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

(その他)

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると思われるので、道路敷地外に設けるよう指導すること。
- 2 無電柱化事業の施行が 3 年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わない。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りでない。

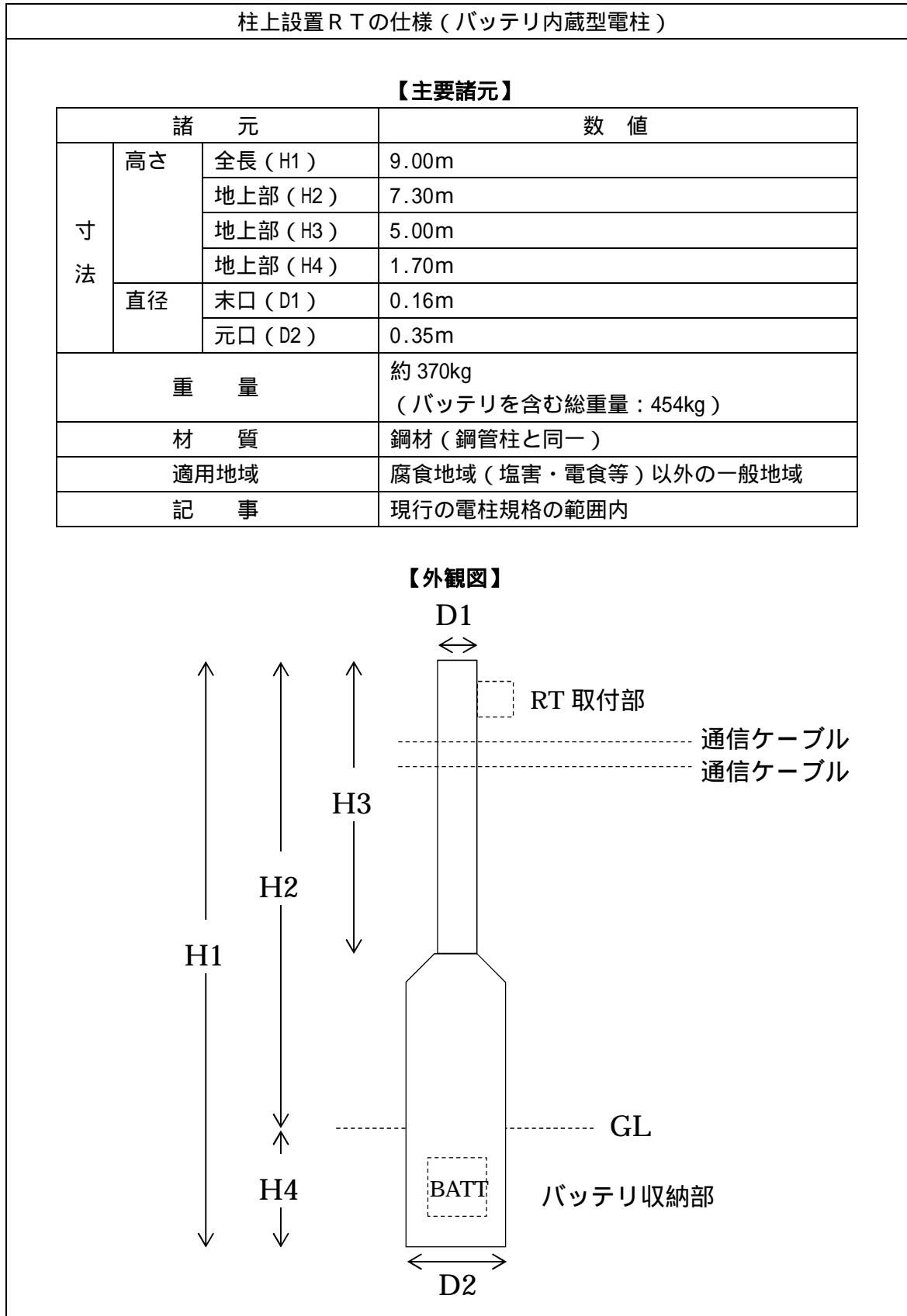
(参考通達)

- 1 平成 7 年 3 月 15 日建設省道政発第 42 号「柱上設置の光アクセス装置の道路占用の取

扱いについて」(最近改正 平成 16 年 4 月 12 日国道利第 6 号)

- 2 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号, 国道メ企第 33 号, 国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

(図)



法第 1 号物件

ガス管防災ブロック施設用無線柱（支線及び支線柱を含む。）

（方針）

公益上やむを得ず、ガス事業者が防災対策として設置する場合に限り認めることができる。

（位置）

1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。

2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、次によるものとする。

（1）植栽帯（施設帯）がある場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置であって、植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間。

（2）植栽帯（施設帯）がない場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置。

4 歩道等を有しない道路にあつては、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めない。

（構造）

1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさない構造とする。

2 無線柱の脚てい（足場ボルト）は、路面から 1.8 メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。

3 地面に接する支線には、危険防止のため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

（その他）

1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると思われるので、道路敷地外に設けるよう指導すること。

2 無線受信装置は、一体のものとして取り扱う。

法第 1 号物件

街（路）灯，防犯灯

（方針）

地方公共団体，自治会，商店会又はこれらに準ずる団体が設ける場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 灯柱は，道路敷地外に設けるものとする。
- 2 やむを得ず道路敷地内に設ける場合には，法敷（法敷がない場合は路端寄り）とする。ただし，歩車道等の区別がある道路にあつては歩道等の内の車道寄りに，植栽帯等を有する道路にあつては植栽帯等の内に設けることができる。この場合，歩車道等境界線から 0.25 メートル以上の距離を置き，かつ，歩行者等の通行に支障のない位置とする。また，植栽帯内に設置する場合にあつては，植栽帯に空地がある場合等既植の樹木に影響を与えない場合に限るものとする。
- 3 道路照明の完備した場所での設置については，やむを得ない場合を除き認めない。

（構造）

- 1 灯具の最下部と路面との距離は 5.0 メートル以上とする。ただし，技術上やむを得ず，かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合には，4.5 メートル以上（歩道上においては 3.5 メートル以上）とすることができる。
- 2 灯柱の側方に灯具その他の構造物を突き出す場合その出幅は一方向につき 1.0 メートル以内とする。
- 3 灯柱は，金属製又は鉄筋コンクリート製の堅固なものとする。
- 4 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損等により美観を損なわず，かつ，交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 5 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物に該当する場合を除き，広告物の添課及び塗布は認めない。ただし，占有者が占有者名，商店会等の団体名，連絡先，又は道路名を表示した表示板を設ける場合，若しくは祭礼，催物等のため一時的に設ける場合はこの限りでない。
- 6 占有者名は，灯柱の下部に巻付け又は塗装とすること。
- 7 第 5 号ただし書きにより，灯柱に添加する表示板の幅及び長さは，それぞれ取付け位置の直径の 1.5 倍以下，直径の 4 倍以下とする。
- 8 デザイン及び色彩は，信号機，道路標識に類似した色彩形状を避け，美観，風致を十分考慮したものとする。

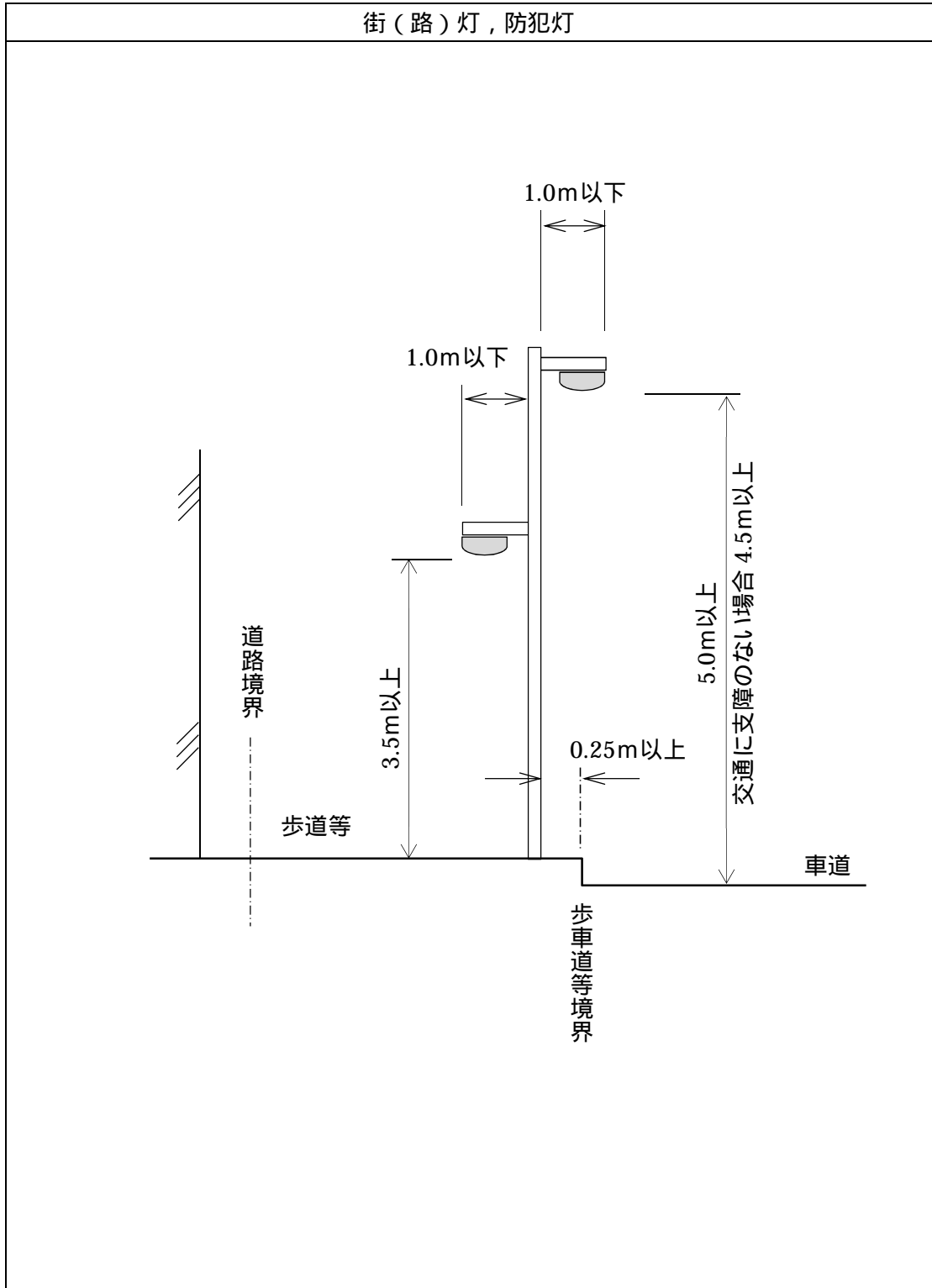
（その他）

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては，道路敷地外に余地があると思われるので，道路敷地外に設けるよう指導すること。
- 2 維持管理については，管理規程等を徴し，その管理に万全を期すものとする。

（参考通達）

1 昭和36年5月20日道発第195号「街燈の整備について」

（図）



法第1号物件  
カーブミラー

(方針)

道路の構造又は地形上から、交通安全上必要と思われる場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 支柱は、法敷又は道路余地に設けるものとする。法敷又は道路余地がない道路において、歩道等を有する場合には、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、歩行者等の通行に支障のない位置とする。
- 2 ミラー本体は、車道に突き出さないこと。

(構造)

- 1 ミラーの最下部と路面の距離は、原則として2.5メートル以上とする。
- 2 物件には、管理者名を表示するものとし、その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 3 広告の添加、塗布は認めない。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。

法第1号物件  
委任信号機柱

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 公安委員会から信号機の設置及び維持管理の委任を受けた者が設置する場合で将来公安委員会が管理することが約定されている場合。
- 2 設置場所について、公安委員会の承諾を得ている場合。

(位置)

- 1 歩道等を有する道路にあつては車道寄りとし、歩行者等の通行の支障にならない位置とする。
- 2 歩道等を有しない道路にあつては、法敷又は路端寄りとする。
- 3 前2項によることが困難な場合又は不適當と認められる場合においては、道路管理者が道路の構造に支障を及ぼすおそれが少ないと認める場所とする。
- 4 信号機の最下部と路面との距離は、4.7メートル以上とする。ただし、歩道等を有する道路の歩道等上においては、2.5メートル以上とすることができる。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。



法第 1 号物件  
防災行政無線柱

(方針)

国及び地方公共団体が防災対策として設置するもので、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設けるものとする。
- 2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)がある場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で、植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間。

(2) 植栽帯(施設帯)がない場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置。

- 4 歩道を有しない道路にあっては、道路が交差し、接続し、屈曲する場所での設置は認めない。

(構造)

- 1 無線柱から突出する受信機等の最下端はと路面との距離は、4.7 メートル以上とする。ただし、歩道等においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 物件には管理社者を表示するものとし、その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさないものとする。
- 4 脚てい(足場ボルト)を設ける場合は、路面から 1.8 メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けること。

法第 1 号物件

電線（内包される保安通信線を含む。）

（定義）

本基準における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 路面とは、歩道のある道路においては車道の最も高い部分、歩道のない道路においては道路の最も高い部分、横断歩道橋上においては橋上、階段及びスロープの表面をいう。
- 2 技術上やむを得ない場合とは、トンネル、橋りょう、高架等が物理的な障害となり架設できない場合をいう。

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

（位置）

- 1 道路の横断架設は、極力抑制すること。ただし、真にやむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は、原則として認めない。

（構造）

- 1 電線の高さは、路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.5 メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、照明灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設の使用目的のために架設するものはこの限りでない。

（その他）

- 1 電気事業法及び関連法令を遵守したものであること。

（参考通達）

- 1 平成 9 年 3 月 14 日建設省政発第 35 号の 2 「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（最近改正 平成 16 年 4 月 12 日国道利第 6 号）
- 2 平成 10 年 8 月 5 日建設省政発第 95 号、建設省国発第 29 号「電気通信設備の既設橋梁への占用の取扱いについて」（最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号）
- 3 平成 11 年 3 月 31 日建設省政発第 31 号「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気

電線（内包される保安通信線を含む。）

通信事業者等の道路通信設備等の設置に係る取扱いについて」（最近改正 平成 23 年 12 月 28 日国道利第 16 号）

- 4 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号，国道メ企第 33 号，国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第 1 号物件  
電話線

(定義)

本基準における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 路面とは、歩道のある道路においては車道の最も高い部分、歩道のない道路においては道路の最も高い部分、横断歩道橋上においては橋上、階段及びスロープの表面をいう。
- 2 技術上やむを得ない場合とは、トンネル、橋りょう、高架等が物理的な障害となり架設できない場合をいう。

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

(位置)

- 1 道路の横断架設は、極力抑制すること。ただし、真にやむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は、原則として認めない。

(構造)

- 1 電線の高さは、路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.5メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、照明灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設の使用目的のために架設するものはこの限りでない。

(その他)

- 1 電気通信事業法及び関連法令を遵守したものであること。

(参考通達)

- 1 平成9年3月14日建設省道政発第35号の2「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」(最近改正 平成16年4月12日国道利第6号)
- 2 平成10年8月5日建設省道政発第95号、建設省道国発第29号「電気通信設備の既設橋梁への占用の取扱いについて」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)
- 3 平成11年3月31日建設省道政発第31号「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気

通信事業者等の道路通信設備等の設置に係る取扱いについて」(最近改正 平成 23 年 12 月 28 日国道利第 16 号)

- 4 平成 16 年 3 月 29 日国道利第 34 号「電気通信事業法の一部改正に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」
- 5 平成 16 年 3 月 29 日国道利第 35 号「電気通信事業法の一部改正に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」
- 6 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号, 国道メ企第 33 号, 国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第 1 号物件  
有線音楽放送線

(方針)

放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 126 条第 1 項ただし書きの規定に基づく総務大臣の登録を要しない一般放送事業者が、その事業の用に供するために有線電気通信設備を設置する場合に限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

(位置)

- 1 道路の横断架設は、極力抑制すること。ただし、真にやむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は原則として認めない。
- 3 放送線は、既存の電柱又は電話柱に架設することを原則とし、放送線を架設するために新たに独自の柱を設置することは、原則として認めない。
- 4 増幅器、メッセンジャーワイヤー、分岐器その他の物件の設置又は取付け位置は、電(話)柱及び電(話)線の支持力、重量、大きさを勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。

(構造)

- 1 放送線の高さは、路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.5 メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、照明灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。
- 3 電(話)線、増幅器等の設置位置又は取付け方法等に起因する電(話)柱の倒壊、増幅器等の落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

(その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を要する。
- 2 本基準中の用語の定義は、「電話線」の基準における(定義)による。

(許可条件)

一般的な条件の他に、次に掲げる条件を付すこととする。

- 1 架空線による施設設置は、将来、当該架空線が添加されている電(話)柱に添加されている他の電線が地中化される場合には、自らの費用負担により地中化すること。
- 2 所有者を明確にするため、電線等には所有者の明示を行うこと。

(参考通達)

- 1 昭和 47 年 9 月 20 日建設省道発第 63 号の 2 「有線音楽放送施設の道路占用の取り扱いについて」
- 2 昭和 60 年 8 月 16 日建設省道政発第 62 号「有線音楽放送施設に係る道路の不法占用対策について」
- 3 昭和 63 年 11 月 8 日建設省道政発第 91 号「有線音楽放送施設に係る道路の不法占用の是正交渉について」
- 4 平成 4 年 10 月 19 日道維第 623 号「有線音楽放送施設の道路占用の取り扱いについて」
- 5 平成 7 年 10 月 30 日事務連絡「有線音楽放送施設に係る道路の不法占用の是正について」
- 6 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号，国道メ企第 33 号，国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占有の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

## 法第 1 号物件

### 登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備

#### (方針)

放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 126 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の登録を受けた一般放送事業者等が、その事業の用に供するために有線電気通信設備を設置する場合に限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

#### (位置)

- 1 道路の横断架設は、極力抑制するものとする。ただし、真にやむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は原則として認めない。
- 3 放送線は、既存の電柱又は電話柱に架設することを原則とし、放送線を架設するために新たに独自の柱を設置することは認めない。ただし、当該既存の電柱の構造、既設電線の架設の状況から共架が困難な場合において、既存の電柱を建替える等の措置が講じられないことに合理的な理由があるときは、この限りではない。
- 4 増幅器、メッセンジャーワイヤー、分岐器その他の物件の設置又は取付け位置は、電(話)柱及び電(話)線の支持力、重量、大きさを勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。

#### (構造)

- 1 線の高さは、路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.5 メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、照明灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。
- 3 電(話)線、増幅器等の設置位置又は取付け方法等に起因する電(話)柱の倒壊、増幅器等の落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

#### (その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を得ること。
- 2 本基準中の用語の定義は、「電話線」の基準における(定義)による。

#### (許可条件)

一般的な条件の他に、次に掲げる条件を付すこととする。

- 1 架空線による施設設置は、将来、当該架空線が添加されている電(話)柱に添加され



ている他の電線が地中化される場合には、自らの費用負担により地中化すること。

- 2 所有者を明確にするため、電線等には所有者の明示を行うこと。

(参考通達)

- 1 平成 8 年 6 月 28 日建設省道政発第 60 号「登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備の道路占用の取扱いについて」(最近改正 平成 23 年 6 月 23 日国道利第 4 号)
- 2 平成 8 年 6 月 28 日建設省道政発第 61 号「有線テレビジョン放送施設の道路占用許可申請書の添付書類について」
- 3 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号, 国道メ企第 33 号, 国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第1号物件  
共同アンテナ用ケーブル

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 テレビ放送の難視聴地区において、住民、建築物所有者、建築物管理人等から難視聴対策用として許可申請がなされた場合
- 2 占有者は、継続して維持管理できる者に限る。

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占有は原則として認めない。
- 3 既存の電(話)柱に架設し得る場合にのみ認める。

(構造)

- 1 設置する共同アンテナ用ケーブルの高さは路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合はこの限りでない。
- 2 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。

(その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を要する。
- 2 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。
- 3 本基準中の用語の定義は、「電話線」の基準における(定義)による。

法第1号物件  
イルミネーション

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 国，地方公共団体，自治会，商店会その他これらに準ずる団体が設置する場合。
- 2 祭礼，催物等のため一時的に設置し，夜間の短時間のみ点灯するもの。
- 3 実施にあたり地域住民と相互理解が図られていること。

(位置)

- 1 樹木又は自らが占用の許可を受けているアーケード等への添加に限る。添加できる樹木は，高さ3.0メートル以上の樹木で，かつ，所長が支障ないと認めるものに限る。
- 2 イルミネーションの最下端は，路面から2.5メートル以上とする。
- 3 道路横断は認めない。
- 4 次の箇所から5.0メートル以内は原則として認めない。  
横断歩道，橋りょう，トンネル，踏切，信号機，道路標識，火災報知機，消火栓及びバス停留所
- 5 中央分離帯の樹木への添加は，原則として認めない。

(構造)

- 1 倒壊，落下，汚損等により，美観を損なわず，かつ，交通に支障を及ぼすおそれのないものとする。
- 2 広告物の添架及び塗布は認めない。
- 3 動光式，点滅式は認めない。
- 4 周囲の美観を損なうような色の電球は認めない。
- 5 設置時又は撤去時に樹木や枝を傷める行為は認めない。

(その他)

- 1 占用物件の維持管理にあたって，占用者の点検項目，点検回数，責任者及び緊急時の体制等を記載した管理規定等を徴するものとし，支障が生じたときはただちに撤去できるものとする。

## 法第 1 号物件 その他の線類

### (方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

### (位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は原則として認めない。
- 3 既存の電（話）柱に架設し得る場合にのみ認める。

### (構造)

- 1 線の高さは、路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.5 メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、占用物件の使用目的のため、当該占用物件に架設するものはこの限りでない。

### (その他)

- 1 架設する電柱又は電話柱の管理者の同意を要する。
- 2 本基準中の用語の定義は、「電線」又は「電話線」の基準における（定義）による。

### (参考通達)

- 1 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第 1 号物件  
変圧塔，送電塔

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 法敷又は道路余地に限る。また，将来の道路計画を勘案すること。
- 2 道路法施行令第 10 条第 1 号，第 3 号及び第 5 号の規定に適合すること。

(構造)

- 1 脚柱は鉄骨等強固な構造とする。
- 2 工作物の周囲には危険防止柵を設ける。
- 3 倒壊，落下，はく離，汚損等により，道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

(その他)

- 1 将来，移設等が非常に困難な物件であるため，特に慎重に審査すること。
- 2 占用物件の維持管理にあたって，占用者の点検項目，点検回数，責任者及び緊急時の体制等を記載した管理規程等を徴するものとし，支障が生じたときはただちに道路管理者に報告できる体制を整えること。

法第 1 号物件

広告塔，交通安全塔，歓迎塔，時計塔

（方針）

極力抑制すべきであるので，継続して維持管理できる国，地方公共団体等が設置するもので，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 道路余地，分離帯，緑地帯及びその他これらに類する場所で，直接交通に支障を及ぼさない場所とする。
- 2 信号機，道路標識等の視界を妨げない位置とし，適正な視距の確保を図ること。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

（構造）

- 1 信号機，道路標識に類似した色彩，形状は避けること。
- 2 デザイン，表示内容は美観風致を損なわないもので，できるだけ簡略なものにすること。
- 3 倒壊，落下，はく離，汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないような構造にすること。
- 4 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物に該当する場合を除き，広告物の添加及び塗布は認めない。ただし，祭礼，催物等のために一時的に設けるものは，この限りでない。
- 5 占有者名又は管理者名を表示するものとし，その大きさは占有者名等を判別できる程度の極力小さいものとする。
- 6 表示面積及び高さについては，各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例等で規定する規格に適合すること。

法第1号物件

共同アンテナ塔，TVマイクロウェーブ塔

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

1 脚柱は鉄骨等強固な構造とする。

2 工作物の周囲には危険防止柵を設ける。

3 倒壊，落下，はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

法第 1 号物件

郵便差出箱，信書便差出箱

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設置するものとし，法敷，道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 2 歩道等を有する道路において，法敷，道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には，歩道等の上に設けることができる。
- 3 歩道等の上に設置する場合は，歩車道等境界線から 0.25 メートル以上民地側へ離れた位置とし，かつ歩行者等の通行に支障を及ぼさない位置とする。ただし，原則として歩道の有効幅員が 2.0 メートル未満（自転車歩行者道においては 3.0 メートル未満）となる場所は認めない。
- 4 道路法施行令第 10 条第 1 号八及び第 2 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 倒壊，破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 投函口は，歩道等を有する道路においては，歩道等側とすること。また，歩道を有しない道路においては，道路と平行に設けること。



法第 1 号物件

公衆電話所（公衆電話ボックス）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 原則として、法敷又は道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、歩道等の上に設けることができる。
- 3 歩道等の上に設置する場合は、歩車道等境界線から 0.25 メートル以上民地側へ離れた位置とし、かつ歩行者等の通行に支障を及ぼさない位置とする。ただし、原則として歩道の有効幅員が 2.0 メートル未満（自転車歩行者道においては 3.0 メートル未満）となる場所は認めない。
- 4 道路法施行令第 10 条第 1 号八及び第 2 号から第 5 号までの規定に適合すること。

（構造）

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

（その他）

- 1 キャビネット型公衆電話についても、公衆電話ボックスと同様に扱うこと。
- 2 既存の公衆電話からキャビネット型公衆電話への変更については、公衆電話の躯体の外形寸法等に大幅な変更を生じることから、占用申請の変更として扱うこと。
- 3 公衆電話ボックス及びキャビネット型公衆電話に付随する引込柱については、公衆電話所と一体不可分な物件であるため、「公衆電話所」として一の占用物件として扱うこと。
- 4 この基準制定前に許可したもので、歩道の有効幅員が 1.5 メートル以上 2.0 メートル未満（自転車歩行者道においては 3.0 メートル未満）となっている個所に設置されている物件については、更新許可時に本基準に適合するよう指導する。

（参考通達）

- 1 平成 29 年 8 月 30 日事務連絡「公衆電話所の道路占用の取扱いについて」

地上変圧器（路上用低圧引込箱，多回路開閉器，低圧分岐装置等，電線地中化に際して必要となる路上設置用機材で，地上変圧器に類するものを含む。）

#### 法第 1 号物件

地上変圧器（路上用低圧引込箱，多回路開閉器，低圧分岐装置等，電線地中化に際して必要となる路上設置用機材で，地上変圧器に類するものを含む。）

#### （方針）

電気事業者及び認定電気通信事業者が電線類の地中化に際して設置するもので，公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

#### （位置）

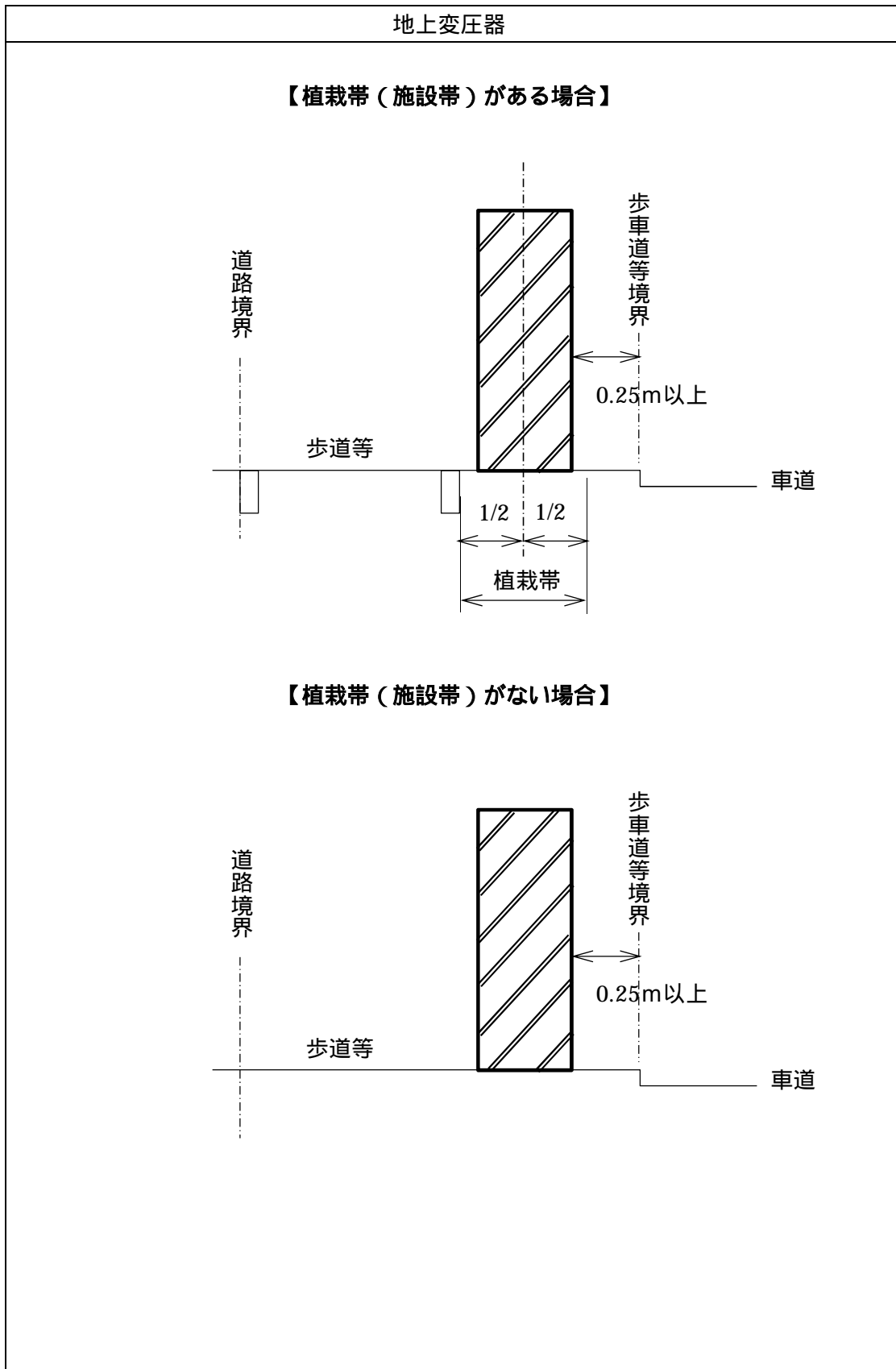
- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし，法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 2 歩道等を有する道路において，法敷，道路余地又は路端に設けることが適当でない場合は，次によるものとする。
  - （1）植栽帯（施設帯）がある場合  
歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で，植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間に設置することができる。
  - （2）植栽帯（施設帯）がない場合  
歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で，かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

#### （構造）

- 1 倒壊，破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告物の添加，塗布は認めない。ただし，側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で，本基準中の令第 1 号物件「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

地上変圧器（路上用低圧引込箱，多回路開閉器，低圧分岐装置等，電線地中化に際して必要となる路上設置用機材で，地上変圧器に類するものを含む。）

(図)



法第1号物件  
流量計ボックス

(方針)

下水道管理者が設置するもので、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。

2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)がある場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置の植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間に設置することができる。

(2) 植栽帯(施設帯)がない場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道においては3.0メートル未満となる場所は認めない。なお、歩道等の幅員自体は道路構造令で定める基準を下回らないこと。

4 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

1 堅固で耐久性を有するとともに、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

2 広告物の添加、塗布は認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の令第1号物件「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

法第 1 号物件  
ガス管防災ブロック施設用計器盤

(方針)

ガス事業者が防災対策として設置するもので、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合は、次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)がある場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で、植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間に設置することができる。

(2) 植栽帯(施設帯)がない場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。ただし、原則として歩道の有効幅員が 2.0 メートル未満、自転車歩行者道においては 3.0 メートル未満となる場所は認めない。なお、歩道等の幅員自体は道路構造令で定める基準を下回らないこと。

- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告物の添加、塗布は認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の令第 1 号物件「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

## 法第1号物件

交番（派出所等）、公衆便所、バス待合所、消防水防小屋、防災備蓄倉庫

### （方針）

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で、土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 地方公共団体等（バス待合所についてはバス事業者も含む）が設置するものに限る。
- 2 高架道路の路面下に設ける場合は、令第9号物件とする。

### （位置）

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けること。
- 2 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

### （構造）

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

### （その他）

- 1 当該敷地を道路区域から除外することも勘案すること。
- 2 将来の道路計画等を十分勘案すること。
- 3 維持管理については、管理規程を徴し、管理の万全を期するものとする。

法第1号物件

あずまや（固定テーブルを含む。）、パーゴラ

（方針）

極力抑制すべきであるので、次の各項のすべてに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準ずる団体が、道の駅、ロードパーク、道路広場、道路余地に設置する場合
- 2 道路の整備計画に適合したものであること。

（位置）

- 1 道の駅、ロードパーク、道路広場等であって、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所であること。
- 2 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

（構造）

- 1 材質は、腐朽、褪色しない堅固なものとし、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 色彩、デザインは美観を損なわないものとする。
- 3 広告物の添加、塗布は認めない。

（その他）

- 1 維持管理については、管理規程を徴し、管理の万全を期するものとする。

## 法第1号物件

バス停留所，タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋，ベンチ上屋

### (方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

1 バス事業者，タクシー事業者の団体，地方公共団体，自治会，商店会その他これに準ずるものであって，十分な維持管理能力を有すると認められる者が，次に該当するものを設置する場合

(1) バス停留所又はタクシー乗場その他の公共交通機関の待合室(以下「バス停留所等」という。)に設置するもの

(2) 法第1号物件「ベンチ，スツール」に付随して設置するもの

2 バス停留所上屋に付随して設けるバス利用者向けのロケーションシステムは，バス停留所上屋と一体のものとして許可することとする。

### (位置)

1 歩道を有する道路においては，歩道の有効幅員が2.0メートル，自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合に設置することができる。ただし，隣接する民地を一部使用することにより，歩道の有効幅員が2.0メートル，自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合はこの限りでない。

2 歩道を有しない道路においては，道路の法敷に設置することができる。

3 道の駅又は自動車駐車場に上屋を設置する場合は，自動車の駐車のために供されている以外の部分に設置することができる。

4 設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合，交差点の付近，沿道からの出入りがある場所等，運転者の視界を妨げることのない場所であること。

5 近傍に視覚障害者誘導用ブロック(当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。)が設置されている場合には，視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から，当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。

6 上屋を車道寄りに建てる場合は，歩車道等境界線から0.25メートル以内(車道の建築限界内)に設置してはならない。また，上屋を民地寄りに建てる場合は，第2項の有効幅員は歩車道等境界線から0.25メートル分(車道の建築限界)を除いても確保できること。

7 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

### (構造)

1 上屋は，歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。

2 上屋の幅は，原則として2.0メートル以下とすること。ただし，5.0メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については，この限りでない。

3 上屋の長さは，原則として12.0メートル以下とすること。ただし，駅前広場等の島式乗降場については，この限りでない。

4 上屋の高さは，原則として路面から2.5メートル以上とすること。

5 主要構造部は，鋼材類，屋根は不燃材料を用いることとし，相当強度の風雨，地震等



に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損等により，美観を損なわず，かつ，交通に支障を及ぼさないものとする。

- 6 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり，信号機，道路標識等の効用を妨げないものとする。
- 7 設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合には，道路管理上支障のないものに限ることとし，かつ，次の各号に掲げるところによること。
  - (1) 壁面の幅及び高さは，上屋の幅及び高さを超えないものであること。
  - (2) 壁面の面数は，三面以内であること。
  - (3) 壁面の材質は，透明なものであること。
  - (4) 上屋が設置される道路の状況を勘案し，必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
- 8 上屋には広告物等の添加及び塗装又は装飾のための電気設備の設置は認めない（令1号物件「バス停留所上屋の添架広告看板」を除く）。
- 9 前項までのほか次の事項に留意すること。
  - (1) 主要構造物は他の建築物に接続してはならない。
  - (2) 雨水処理を考慮すること。
  - (3) 歩道の有効幅員が2.0メートル，自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できない場合に，隣接民地を使用して設置された上屋で民地使用が不可となった場合は撤去すること。
- 10 壁面には，地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いに該当する場合を除き，広告物の添架及び塗布は認めない。また，この場合においては，令第1号物件「バス停留所上屋の添架広告看板」の（位置及び構造等）及び（その他）の規定に準拠すること。

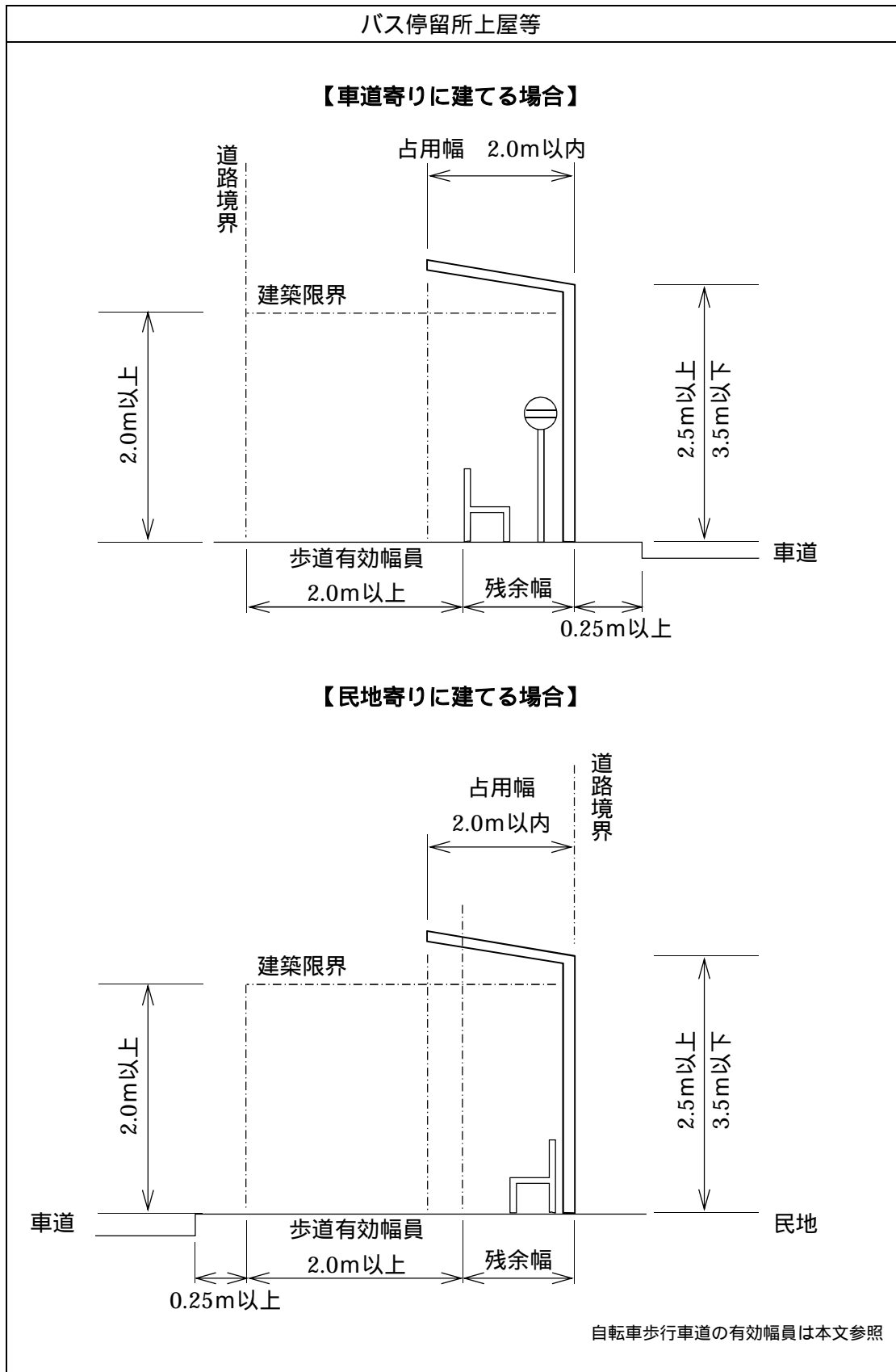
（その他）

- 1 既設のバス停留所等の上屋に壁面を設置する場合には，道路法第32条第3項に基づき，変更許可申請の手続きによること。
- 2 維持管理については，占有者から管理規程等を徴し，管理の万全を期すこと。
- 3 自転車等駐車器具として上屋を設ける場合には，令第12号物件とする。

（参考通達）

- 1 平成6年6月30日建設省道政発第32号「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（最近改正 平成25年3月6日国道利第14号）
- 2 平成6年7月19日建設省道政発第37号の2「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（最近改正 平成25年4月1日国道利第18号）
- 3 平成25年3月6日事務連絡「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」

(図)



法第 1 号物件  
消火ホース格納箱

(方針)

極力抑制すべきであるので、国又は地方公共団体が防災上の必要から設置するもので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷，道路余地に設けること。
- 2 付近に消火栓が設置されていること。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 倒壊，破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添架，塗布は認めない。
- 3 格納箱の高さは 1.5 メートル以下とする。

(その他)

- 1 維持管理については，管理規程等を徴し，管理の万全を期すこと。

法第 1 号物件

テレメーター，公害等の観測機器類

(方針)

公益上やむを得ず，次の各項に該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路の敷地外に適切な場所がない場合。
- 2 国又は地方公共団体が河川管理又は防災上の必要から設置する場合。

(位置)

- 1 法敷又は道路余地に設けるものとする。

(構造)

- 1 倒壊，破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加，塗布は認めない。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(その他)

- 1 維持管理については，管理規程等を徴し，管理の万全を期すこと。

法第1号物件  
ベンチ，スツール

(定義)

- 1 ベンチとは2人以上が座れる椅子で背もたれの有るもの又は無いものをいう。スツールとは1人用の背もたれの無い椅子をいう。
- 2 ベンチに付随して設置する上屋については「バス停留所，タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋，ベンチ上屋」に該当するものとする。

(方針)

バス停留所，タクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設，高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺，ショッピングモール，コミュニティー道路，遊歩道，道の駅，サービスエリアなどに設置する場合など道路の歩行者等の利用形態から判断し，地域の実情に応じ，公益上設置することが妥当な場合に限り認めることができる。

(占有者)

バス事業者，タクシー事業者の団体，地方公共団体，自治会，商店会その他これらに準ずるものであって，十分な維持管理能力を有すると認められる者とする。

(位置)

電柱等の他の占有物件，植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘察し，以下の道路管理上支障のない場所とすること。

- 1 道路の法敷。ただし，未改築の道路については，極力抑制すること。
- 2 ベンチを設置した後，歩道（自転車歩行車道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。）の幅員から路上施設及び占有物件の幅員を減じた幅員（以下，「有効幅員」という。）が原則として2.0メートル以上（自転車歩行車道又は自転車歩行者専用道路にあっては3.0メートル以上）確保できる歩道であること。なお，歩車道境界線から0.25メートル以内は設置してはならない。
- 3 道の駅又は自動車駐車場に設置する場合は，自動車の駐車のために供されている以外の部分に設置すること。
- 4 その他，道路の利用状況を勘察し，道路管理上支障のない場所

(構造)

- 1 原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとする。
- 2 十分な安全性及び耐久性を具備し，腐朽，退色しないものであること。また，その構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであること。
- 3 占有者名又は管理者名を表示するものとし，その大きさは占有者名等を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 4 寄贈者名を表示する場合は，極力小さいものとする。
- 5 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いに該当する場合を除き，広告の表示は認めない。

(その他)

- 1 維持管理については，管理規程等を徴し，その管理に万全を期すこと。

(参考通達)

- 1 平成 6 年 6 月 30 日建設省道政発第 32 号「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」(最近改正 平成 25 年 3 月 6 日国道利第 14 号)
- 2 平成 6 年 7 月 19 日建設省道政発第 37 号の 2「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)
- 3 平成 25 年 3 月 6 日事務連絡「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」

法第 1 号物件  
公衆用ゴミ容器

(方針)

極力抑制すべきものであるので、真にやむを得ない場合であって、営利目的がなく交通安全や道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する場合に限り、認めるものとする。

(占有者)

地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準じる団体又はバス事業者等であって、道路管理者と同等の管理能力を有する者。

(位置)

- 1 道路広場、道路余地、バス停留所若しくはタクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋又はその付近に設けるものとし、交通に支障のない場所とする。
- 2 歩道等の上に設ける場合は、歩車道境界線から 0.25 メートル以上民地側へ離れた位置とする。ただし、歩道の有効幅員が 2.0 メートル未満、自転車歩行者道の有効幅員が 3.0 メートル未満となる場所は認めない。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 色彩、デザインは美観を損なわないものとする。
- 2 損壊しない構造とし、路面等に固定する。
- 3 広告物の添架、塗布は認めない。
- 4 公衆用ゴミ容器には管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。

(参考通達)

- 1 昭和 37 年 8 月 6 日道発第 327 号「路上ごみ箱の撤去について」
- 2 昭和 38 年 7 月 8 日道発第 320 号「公衆用ごみ容器の占用について」

法第 1 号物件  
ゴミ集積場

(方針)

原則認めない。一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に基づき、各市町村の責任において行う事業であり、安易に県管理道路に設置することは望ましくない。

当該道路区域以外に設置する場所がない場合であって、設置場所がないことその他やむを得ない理由について書面にて提出できる場合に限り認めることができる。

なお、設置する場所が移管道となることが明らかであり、移管道を引き受けることとなる道路管理者の同意が書面にて得られたときは、この限りでない。

(占有者)

地方公共団体，自治会，商店会，その他これらに準じる団体であって，道路管理者と同等の管理能力を有する者。

(位置)

- 1 道路余地（法面等を含む）に設けるものとし、道路の管理及び交通に支障のない場所とする。
- 2 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 各市町村の定めるゴミ集積場の設置基準に適合すること。
- 2 色彩，デザインは，美観を損なわないものとする。
- 3 損壊しない構造とし，路面等に固定する。
- 4 広告の添加，塗布は認めない。
- 5 物件には管理者名を表示させるものとし，その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

(その他)

- 1 維持管理については，管理規程等を徴し，その管理に万全を期すこと。
- 2 ゴミの収集が開始される旨，当該市町村の環境部局等に確認できること。
- 3 施設が建築基準法に規定する建築物と判断されるものは，法第 32 条第 1 項第 1 号にいう占有物件に該当しないので許可しない。



法第 1 号物件  
フラワーポット

(方針)

極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会、その他これに準ずる団体が十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置するもので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として、法敷又は道路余地に設けること。
- 2 道路余地又は法敷がない場合は、歩道等に設置することができるが、歩道等に設置する場合には、歩道にあつては有効幅員が 2.0 メートル以上、自転車歩行者道及び自転車専用道路にあつては有効幅員が 3.0 メートル以上の場所に限り設置することができる。
- 3 歩車道等境界線から 0.25 メートル以内には設置してはならない。
- 4 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 材質は、コンクリート、プラスチック、又はこれらに類する堅固なものとする。
- 2 倒壊、汚損等により、美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 3 物件には、管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

(その他)

- 1 年間の植栽及び維持管理計画を提出させること。

法第 1 号物件

彫像，彫刻，碑，時計台

（方針）

極力抑制すべきであるので，国又は方公共団体が設置するもので，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 道の駅，ロードパーク，道路広場，道路余地，緑地帯等で，直接交通に支障を及ぼさない場所とする。
- 2 信号機，道路標識等の視界を妨げない位置とする。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

（構造）

- 1 信号機，道路標識に類似した色彩，形状は避けること。
- 2 デザイン，表示内容は美観，風致を損なわないものとし，特定の思想，信条を表示することを目的としておらず，地元の自治会，地方公共団体の理解が得られているものに限ること。
- 3 倒壊，落下，剥離，汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造にすること。
- 4 広告物の添架及び塗布は認めない。

法第 1 号物件  
花壇

(方針)

極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準ずる団体で十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置するもので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として、法敷、歩道、道路広場、道路余地、その他交通に支障を及ぼさない場所に設けること。
- 2 歩道等に設置する場合には、歩道にあっては有効幅員が 2.0 メートル以上、自転車歩行者道及び自転車専用道路にあっては有効幅員が 3.0 メートル以上の場所に限り設置することができる。
- 3 歩車道等境界線から 0.25 メートル以内には設置してはならない。
- 4 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(その他)

- 1 花壇を道路区域外に跨がって設置する場合は、構造物(縁石、杭、側溝)等により道路区域を明確にしておくものとする。
- 2 年間の植栽及び維持管理計画を提出させるものとする。
- 3 物件には、管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 4 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いに該当する場合を除き、広告の表示は認めない。

法第 1 号物件  
家屋等

(定義)

- 1 家屋等とは、家屋並びに家屋の一区画内にある軒、塀、物置及び庭園等(その一部も含む。)をいう。

(方針)

次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。ただし、新規に家屋等が道路を占有することは認めない。

- 1 過去において、道路管理者が占有を許可したと認められるもの。
- 2 道路管理者が権原を取得する以前から当該土地に存した家屋で、移転等の補償がなされなかったため、そのまま存置されているもの。
- 3 道路敷と民有地の境界が不明確であったため等の理由により家屋等が不法占有に至った経緯が真にやむを得ない事由によるものであると認められるもの。
- 4 前項までにかかわらず、次のものについては認めない。
  - (1) 車道又は歩道の建築限界を侵しているもの。ただし、視距、有効幅員等の障害の程度及び態様からみて、一般通行への支障が予想されないものについてはこの限りでない。
  - (2) 当該箇所において、道路工事が3年以内に実施される計画があるもの。
  - (3) 耐用年数を超えており、老朽化が甚だしい等のための倒壊等のおそれのあるもの及びその他粗悪建築で家屋等とは認め難いもの。
  - (4) 一般通行への支障は予想されないが、不法占有の経緯等からみて占有を許可することが適当でないと判断されるもの。

(構造)

- 1 耐用年数以内のもので、老朽化及び粗悪建築等により倒壊、落下、はく離のおそれのないものとする。

(その他)

- 1 占有の許可に際しては、次に掲げる条件を附するものとし、かつ、占有の期間を3年以内として、家屋等の耐用年数の範囲内で更新を認めることができるものとする。
  - (1) 占有物件の建替え、増・改築は一切認めないものとし、違反した場合は、許可を取り消し、除去を命ずることがある。
  - (2) 占有許可を行うに際しては、占有物件の耐用年数を判定するものとし、更新(3年ごと)はこの範囲内に止める。
  - (3) 占有物件に関し、所有権の移転等を行おうとするときは、道路管理者の承認を受けらるること。
- 2 耐用年数の定め方については、減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令及び市町村における固定資産税評価基準等を参考として定めるものとする。
- 3 建築の始期の確認は、建築基準法第6条に規定する建築確認通知によるほか、市町村

における固定資産税台帳からの確認，またこれらにより難しい場合は本人の申出によるものとする。

- 4 家屋等の維持修繕の範囲は，壁，屋根等の部分的な補修とし，大規模な改修は認めないものとする。なお，修繕等を行った場合であっても当初の耐用年数は変更しないものとする。

法第 1 号物件

自動販売機（ロードパーク等関連施設）

（方針）

道路敷内は原則禁止。ただし指定個所のみ認めることができる。

（指定個所）

別表に掲げるロードパーク等の区域内又は道の駅若しくは自転車道線における休憩施設とする。

（占有者）

県がロードパークの清掃等を委託している市町村又は茨城県道路公社とする。

なお、市町村が自動販売機の設置運営に係る業務を当該市町村内の公共団体に委託することは差し支えないが、占有申請者は市町村とすること。

（占有できる自動販売機の種類及び数量）

- 1 食品衛生法に基づく清涼飲料水のみ。
- 2 2 台まで。

（設置方法等）

- 1 自動販売機の設置によって、ロードパーク又は駐車場の利用、安全性及び景観が阻害されないようにすること。
- 2 自動販売機は、広告が表示されていないものを使用するか、又は、遮蔽物を設置し広告が外部から見えないようにするか、あるいは広告が車道本線から視認できない程度に小さく表示されているものを使用すること。
- 3 自動販売機の屋外据付にあたっては、日本工業規格で定められている「自動販売機 - 据付基準」(JIS B 8562-1996) に、また、屋内据付にあたっては、自動販売機業界団体が作成した自主基準「自動販売機の屋内据付基準」に適合していること。
- 4 感電、火災の防止については、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準」(平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号) に適合していること。

（参考通達）

- 1 平成 5 年 12 月 24 日建設省道政発第 62 号「道路不法占有自動販売機の取扱いについて」
- 2 平成 5 年 12 月 24 日警察庁丁規発第 97 号「道路上にはみ出して設置されている自動販売機の是正措置に関する協力依頼について」
- 3 平成 25 年 6 月 5 日道維第 144 号「ロードパーク等における自動販売機の道路占有について」
- 4 平成 27 年 7 月 15 日事務連絡「道の駅等における自動販売機の道路占有の取扱いについて」

（表）

ロードパーク等

別表

施設年度 （平成元年度）	名度 （平成元年度）	路線名	場面	面積	施設 所在地	設置区		県が維持管理 しているもの	市町村等に業務 委託したもの	備考
						茨城県	市町村等			
猪ノ鼻 （平成元年度）	峠 （平成元年度）	主要地方道 北茨城大子線	大子町高柴 930㎡	駐車場、トイレ、 あすまや、広場、 案内板、照明灯、 植栽	茨城県	市町村等	植栽	駐車場、トイレ、 あすまや、広場、 案内板、照明灯、 案内板、照明灯、	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県	
とげぬき地蔵 （平成元年度）	蔵 （平成元年度）	国道294号	取手市寺田 990㎡	駐車場、あすまや、 広場、案内板、 照明灯、植栽、 道路標識、ベンチ	茨城県	市町村等	案内板、道路標 識 植栽（高木）	駐車場、あすまや、 広場、照明灯、 ベンチ、植栽（低木）、 敷地内の清掃	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県	
望洋台 （平成2年度）	台 （平成2年度）	国道245号	日立市東大沼 2,600㎡	駐車場、トイレ、 あすまや、広場、 案内板、照明灯、 植栽、ベンチ、 フェンス、道路標識	茨城県	市町村等	案内板、照明灯 道路標識、植栽 フェンス	駐車場、トイレ、 あすまや、ベンチ、 敷地内の清掃	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県	
野友・串挽 （平成2年度）	挽 （平成2年度）	主要地方道 水戸鉾田佐原線	鉾田町野友 串挽 2,300㎡	駐車場、あすまや、 案内板、照明灯、 植栽、道路標識、 ベンチ、遊歩道	茨城県	市町村等	案内板、道路標 識 遊歩道	駐車場、あすまや、 植栽、照明灯、 ベンチ	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県	
水海道 （平成5年度）	道 （平成5年度）	国道294号	水海道市相野谷 15,000㎡	駐車場、案内板、 植栽、照明灯、	茨城県	市町村等	トイレ、あすまや、植栽、 （覚書により道路占用物 件として許可する。）	駐車場、案内板、 植栽、照明灯、 敷地内の清掃	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県	
蔵 （平成6年度）	船 （平成6年度）	一般県道 那珂湊大洗線	大洗町磯原 1,500㎡	駐車場、トイレ、 あすまや、植栽、 照明灯、案内板	茨城県	市町村等		県が設置した施設と 敷地内の清掃	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県 （上流側1,000㎡、下流側500㎡）	
水戸北ススマートICに 隣接する高速バス ターミナル駐車場 （平成21年度）	場 （平成21年度）	国道123号	水戸市飯富町 2,128㎡	道路公社：駐車場、 照明灯、案内板、 フェンス、料金徴収機	茨城県	市町村等		駐車場の整備管理	道路公社が占用許可を受け有料駐車場として管理	

法第 1 号物件  
測量基準点

(方針)

国又は地方公共団体が、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の規定に基づき設置する場合又は公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設置すること。
- 2 歩道等に設置する場合は、歩車道等境界線から 0.25 メートル以上民地側へ離れた位置とする。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 はく離、老朽、汚損等により交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 2 占用物件には、占用者名、又は占用者を判別できるマーク等を明示すること。
- 3 歩道等に設置する場合は、突起部を極力少ない構造とすること。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。

(参考通達)

- 1 昭和 56 年 11 月 20 日建設省理道政発 7 号「基準点の標識の道路占用について」



法第 1 号物件

公衆電話ボックス内テレホンカード自動販売機

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 公衆電話ボックスの設置者である日本電信電話株式会社が設置するもの。
- 2 当該公衆電話ボックスの周辺民地において、テレホンカード自動販売機の設置場所を確保する余地がない場合であること。

(位置)

- 1 公衆電話ボックス内で、かつ、電話の利用に際して最も支障の少ない場所とすること。

(構造)

- 1 カード自動販売機の外形寸法は、現行機種の種類(高さ 1,420mm × 幅 250mm × 奥行 250mm 若しくは高さ 450mm × 幅 350mm × 奥行 300mm) 以下とすること。
- 2 広告物の添架及び塗布は認めない。
- 3 カード自動販売機の設置に起因して、公衆電話ボックスの規格の大型化は認めない。
- 4 販売するテレホンカードは、日本電信電話株式会社発行の一般カードとする。

(関係通達)

- 1 昭和 62 年 12 月 22 日建設省政発第 79 号「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について」(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)
- 2 平成 4 年 6 月 10 日建設省政発第 47 号「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について」

## 法第1号物件 無線基地局

### (方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

### (留意点)

- 1 電線地中化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わない。ただし、移転計画書の提出のあるもので、事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。

### (位置)

- 1 地上に基地局を設置する場合には、既存の電柱、電話柱、公衆電話ボックス、信号機柱、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下通路出入口並びに無電柱化事業施工中又は完了後においてはこれに加えて街（路）灯（原則として、占用物件であるものに限る。）又は横断歩道橋（以下、「施設等」という。）に添架することを原則とし、基地局のための専用柱の設置は認めない。
- 2 複数の事業者の基地局を同一の施設等へ添加する場合は、1つの箱に収容するなどの共用基地局を原則とするが、やむを得ず共用基地局とならない場合は、1柱につき1基地局とする。
- 3 基地局を添架する施設等の管理者から添架の承諾を受けること。なお、信号機柱に添架する場合で、信号機本体と柱の管理者が異なるときは、双方の管理者から添架の承諾を受けた場合に限り添架できるものとする。
- 4 他に添架可能な物件がなく、かつ、添架できないことで周辺地域に携帯電話等の使用が著しく困難になると見込まれる場合に限り、道路管理者が管理する照明灯に添架できるものとするが、この場合においては、添架対象の照明灯が荷重に耐えられることを証する書面を添付させること。
- 5 横断歩道橋に添架する場合は、歩行者の手の届かない場所に設置すること。
- 6 トンネル内における移動通信機器類の不感対策など通信確保のために、漏洩同軸ケーブルや指向性アンテナ等の移動通信施設類を設置する必要があると認められる場合においては、前項までにかかわらず、トンネル内及び道路余地で道路管理上支障とならない箇所に設置すること。

### (構造)

- 1 施設等に添架する場合
  - (1) 基地局の規格は、幅 0.4 メートル、高さ 0.25 メートル、奥行き 0.16 メートル、重量 12 キログラム以下（アンテナ部分を除く。）とする。
  - (2) 突き出し幅（アンテナ部分を含む。）は 0.7 メートルまでとすること。ただし、電柱添架看板の上層に設置する場合は 1.2 メートルまでとする。
  - (3) 添架する施設等の管理者が有する共架基準等に適合する場合には、前2号の規定は適用しない。

(4) 基地局の下端（アンテナ部分を含む。）は、路面から 4.7 メートル以上とすること。  
ただし、歩道においては、2.5 メートル以上とすることができる。

2 トンネル内及び道路余地に設置する場合

(1) 道路法施行令第 11 条各号の規定に適合すること。

(2) トンネル内等へ設置される物件として想定される物件は、次のとおりである。

ア 漏洩同軸ケーブル型アンテナ

イ 指向性アンテナ

ウ 光伝送装置子機

エ 光伝送装置親機

オ 指向性アンテナ、光伝送装置子機及び光伝送装置親機の接続ケーブル、該当ケーブルを保護するための配管等

3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽のおそれがないような構造及び取付けにすること。また、汚損等により美観を損なうことがないようにするとともに、その取付けにより添架される工作物の倒壊等のおそれが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。

4 基地局の色彩は、周囲の環境と調和するものであること。特に街灯に添架する場合は、街灯の色彩に調和させること。

5 基地局には、広告物の添架及び広告を目的とした塗装は一切行わないこと。

6 基地局をビルの屋上等に設置する場合、道路の上空占有は認めない。

(占用料)

1 施設等に添架する場合の無線基地局及び制御装置の占用料は、茨城県占用料徴収条例別表の「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項を適用する。

2 基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線については、基地局の一部であるため占用料は徴収しない。

3 本基準における（構造）第 2 項第 2 号アの物件は、道路法第 32 条第 1 項第 1 号の「電線」に該当し、占用料は、条例別表「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物」の項中「地下に設ける電線」の額を適用すること。

4 同号イ、ウ又はエの物件は、それぞれ道路法第 32 条第 1 項第 1 号の「その他これらに類する工作物」に該当し、占用料は、それぞれ条例別表「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物」の項中「変圧塔その他これに類するもの」の額を適用すること。

5 同号オの物件は、道路法第 32 条第 1 項第 1 号の「電線」又は「その他これらに類する工作物」に該当するものであるが、同号イ、ウ又はエの物件と一体的なものと解される場合には、それらの許可の範囲に含めることとして差し支えない。占用料は、接続ケーブルにあつては条例別表「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物」の項中「地下に設ける電線その他の線類」の額を適用し、配管にあつては外径に応じて同表の「法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件」のいずれかの額を適用すること。

(その他)

1 既に公衆電話所に設置している基地局に、停電時においても占用物件の機能が継続して利用可能となるようバックアップ電源（以下「蓄電池」という。）を付加する相談があ

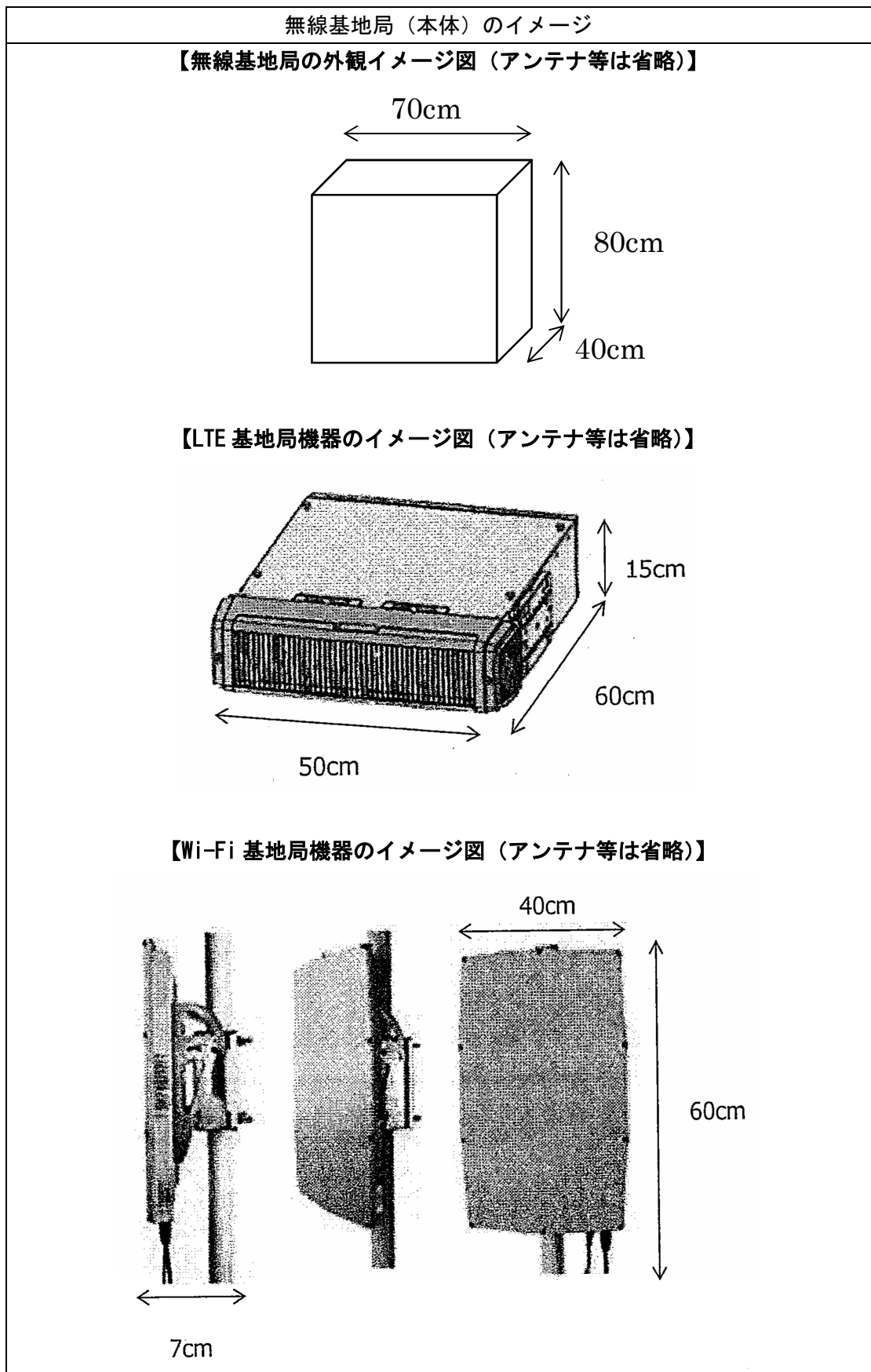
った場合は、公衆電話所内の利用者に支障を及ぼさないスペースに設置されるものであって、新たな道路空間の占有を生じさせるものでないことから、その設置箇所について確認のうえ、新たな占有の許可は要しない。

- 2 公衆電話所以外の場所に、前項における蓄電池を設置する相談があった場合には、道路維持課に相談すること。

**(参考通達)**

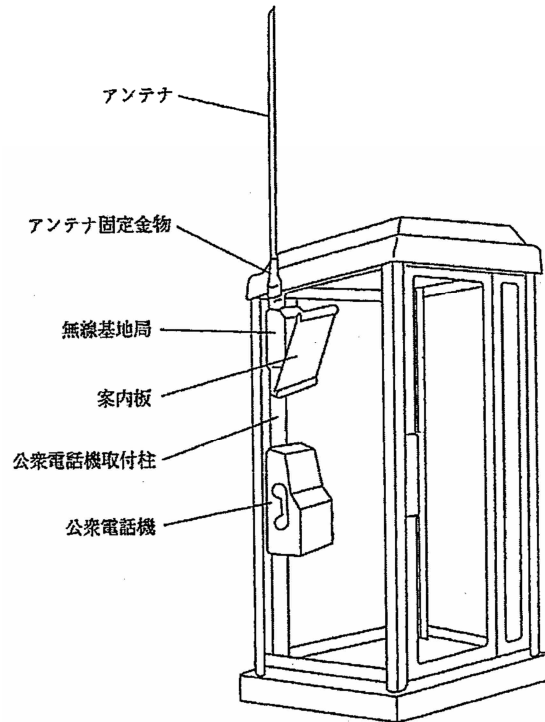
- 1 平成 23 年 6 月 9 日事務連絡「地下鉄施設への移動通信施設類の占有について」
- 2 平成 26 年 3 月 26 日国道利第 32 号「無線基地局の道路占有の取扱いについて」
- 3 平成 26 年 3 月 26 日事務連絡「無線基地局の道路占有の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」
- 4 令和 2 年 3 月 31 日事務連絡「公衆電話所に設置される無線基地局への蓄電池の設置について」

(図)



## 基地局設置イメージ

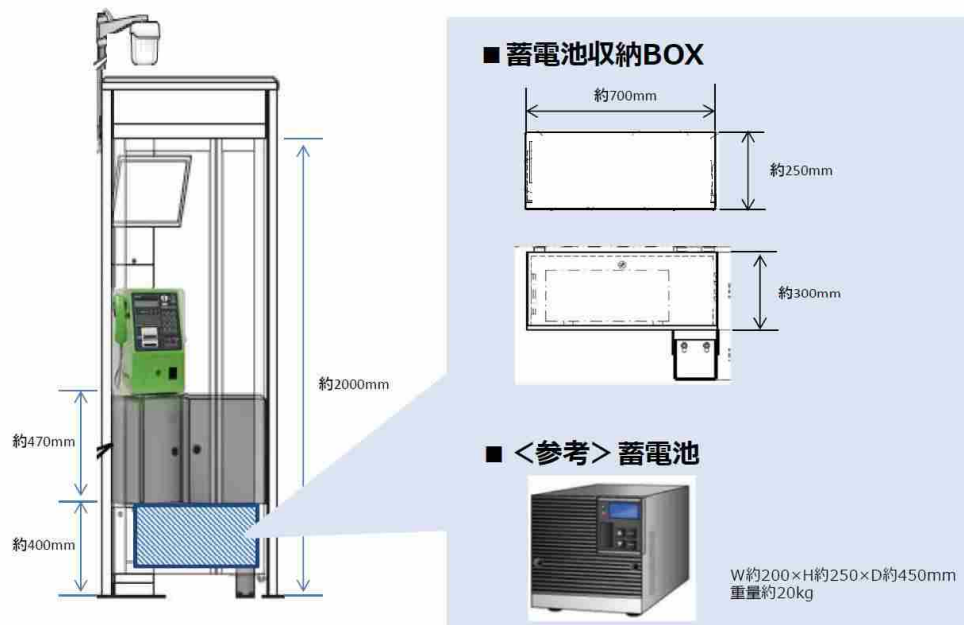
## 【公衆電話ボックスへの無線基地局設置イメージ図】



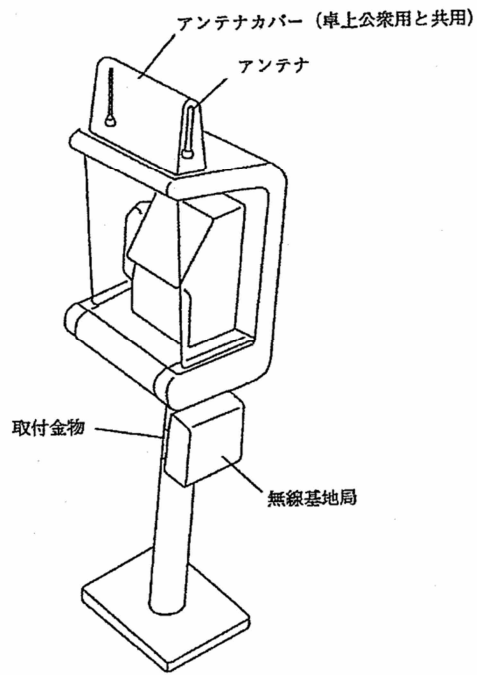
	長さ	直径
①無指向性アンテナ	165cm	17mm φ
②指向性アンテナ	165cm	30mm φ

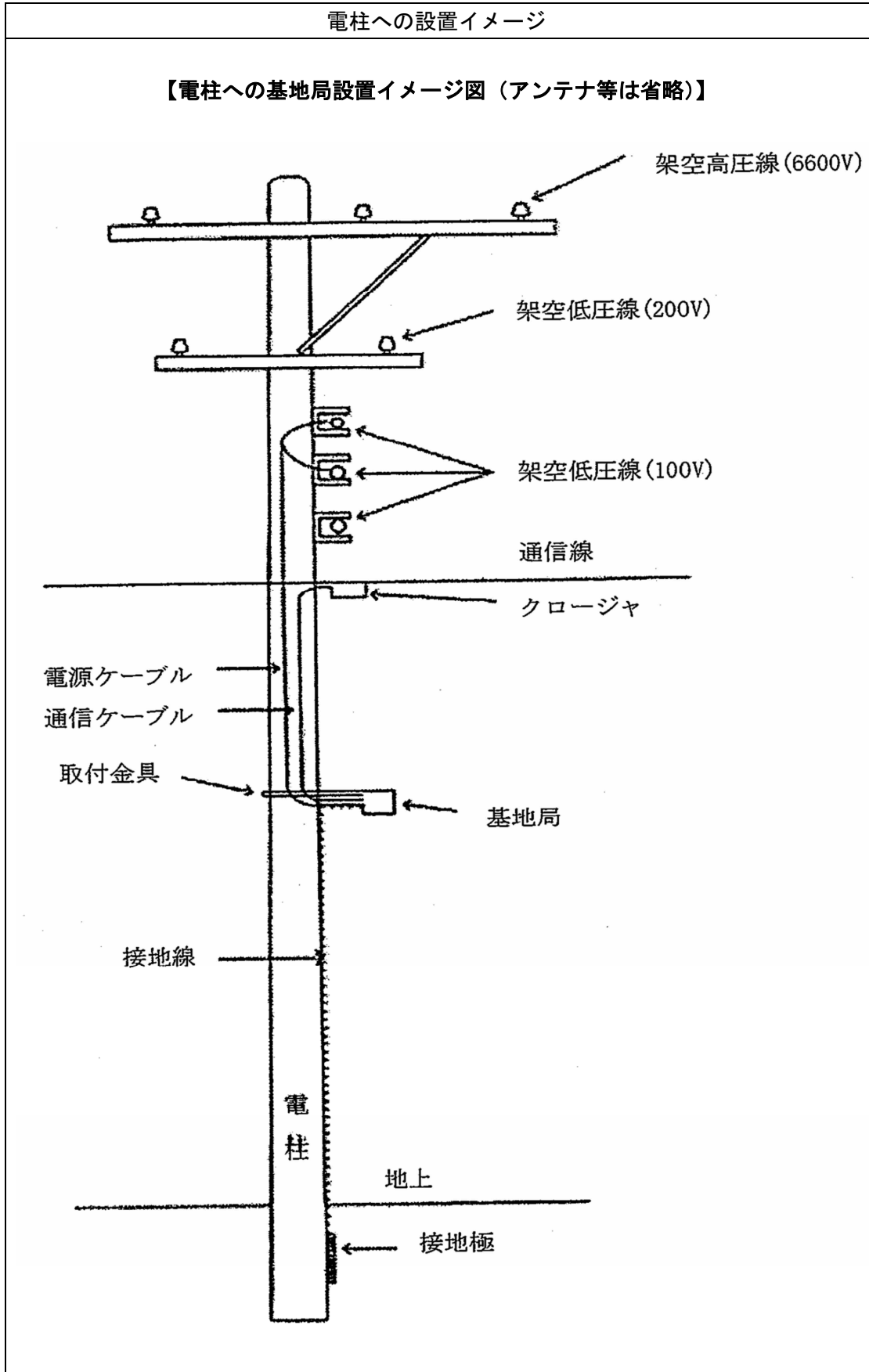
## 【公衆電話ボックスに設置された無線基地局への蓄電池設置イメージ図】

無線基地局+蓄電池の設置イメージ



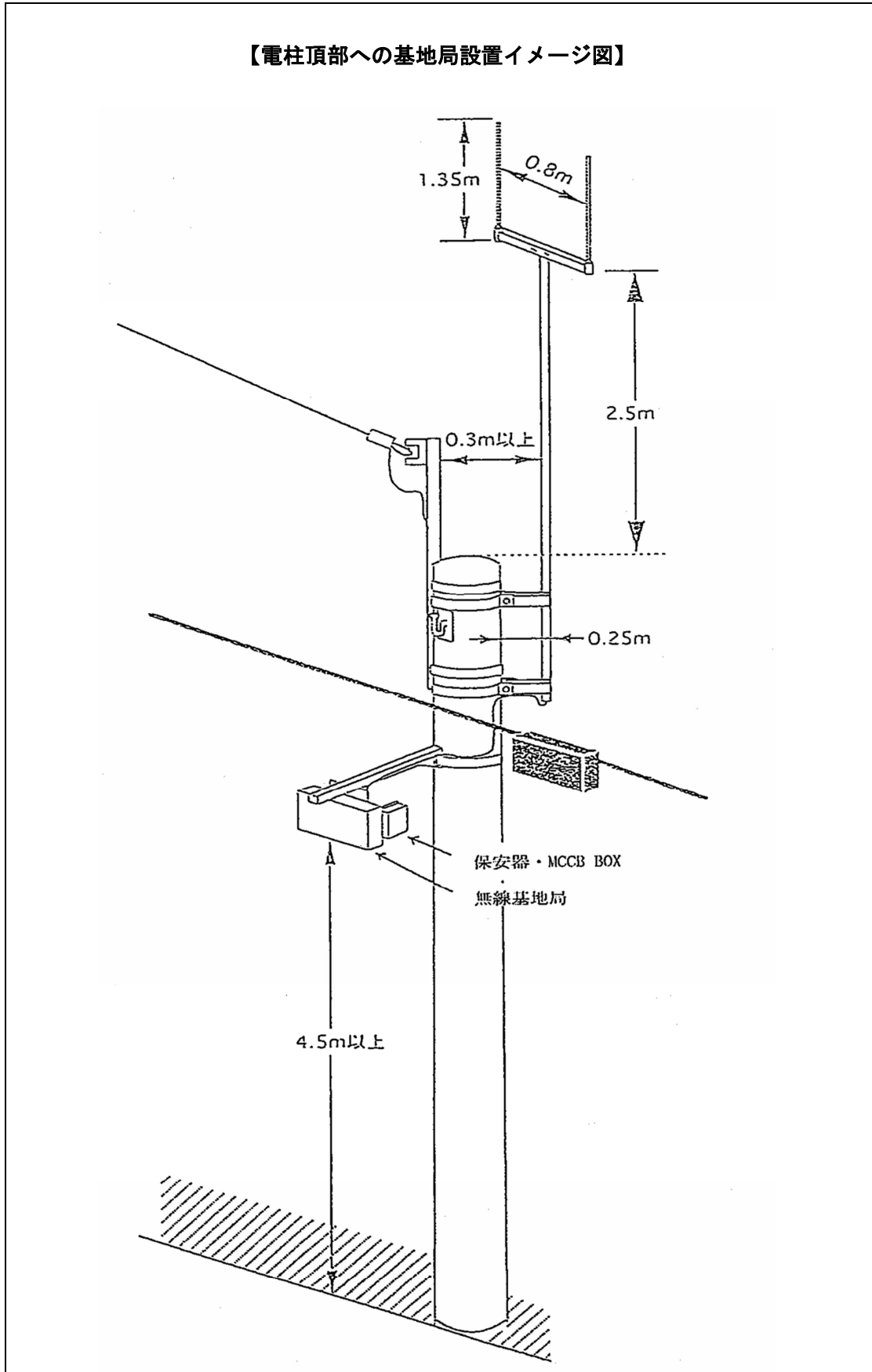
【キャビネット型公衆電話への基地局設置イメージ図】





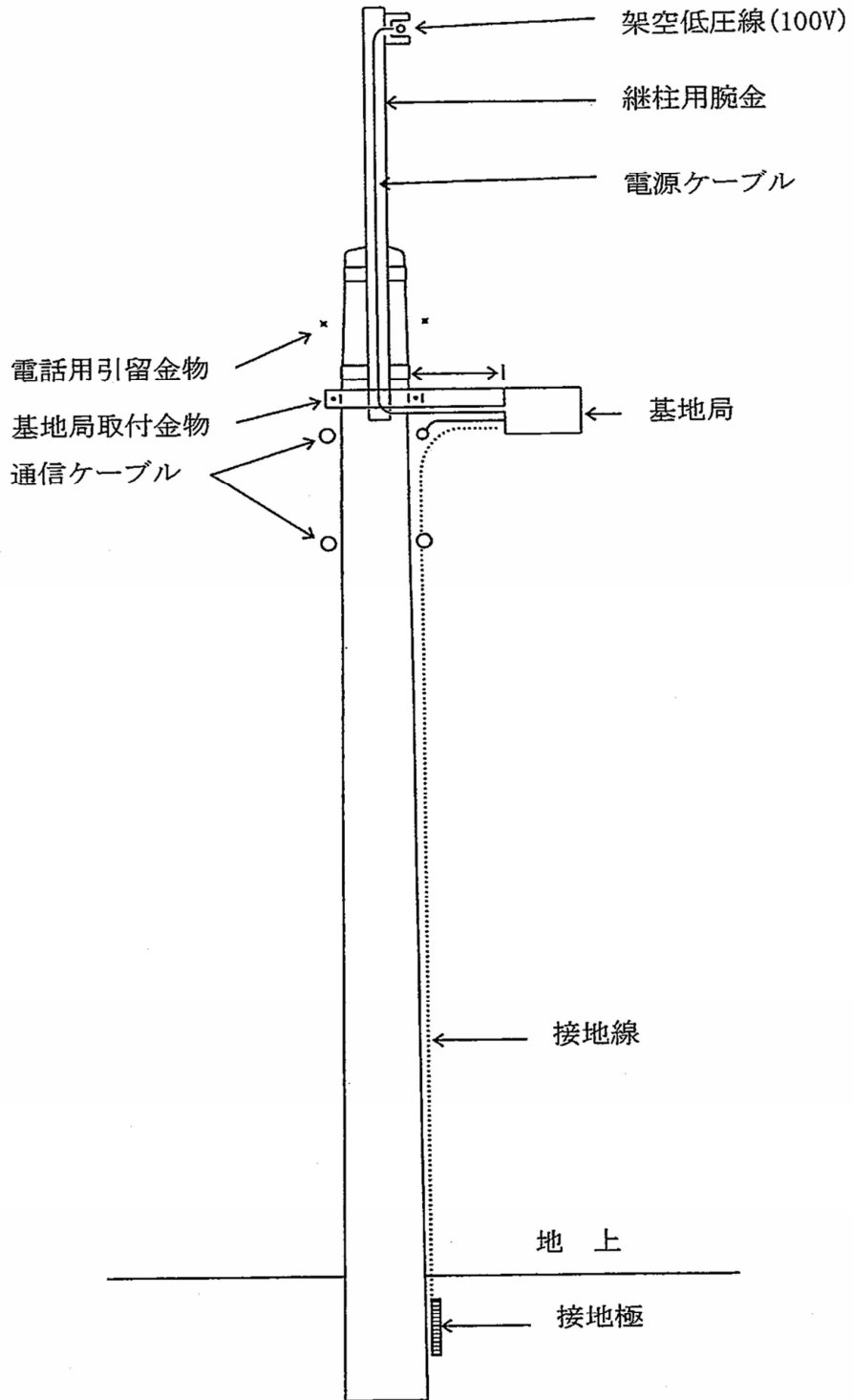


【電柱頂部への基地局設置イメージ図】

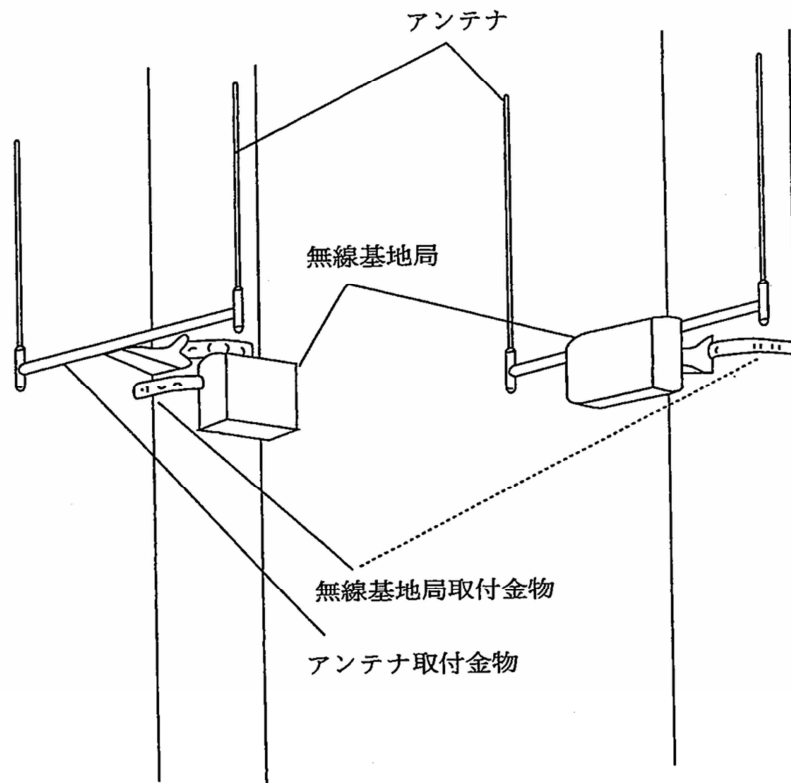


電話柱（短尺柱）への設置イメージ

【電話柱（短尺柱）への設置イメージ図（架空低圧線を共架している場合）】  
（アンテナ等は省略）



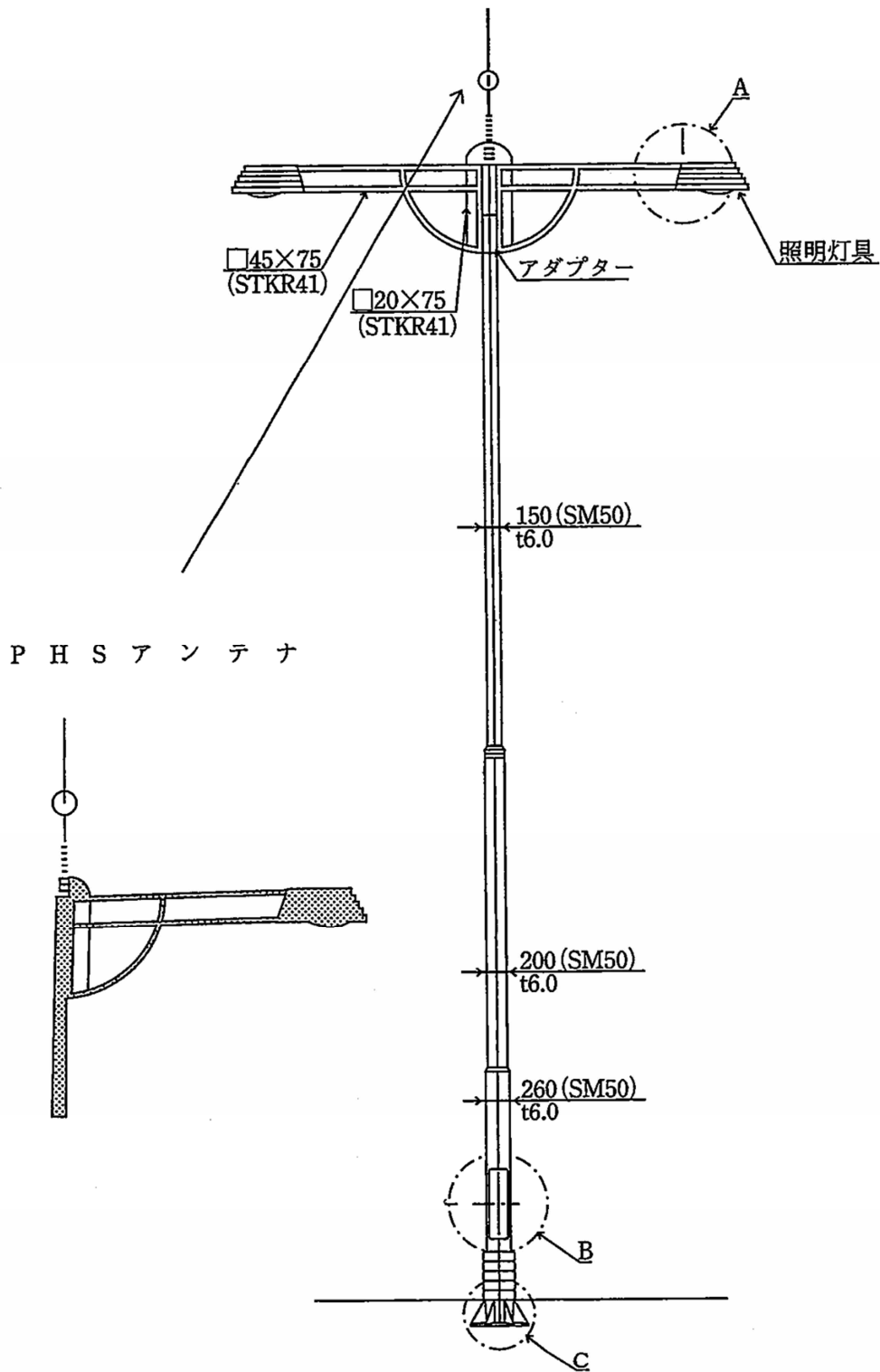
## 【電話柱（短尺柱）への基地局設置イメージ図】



	長さ	直径
①無指向性アンテナ	85cm	17mm φ
②指向性アンテナ	85cm	30mm φ

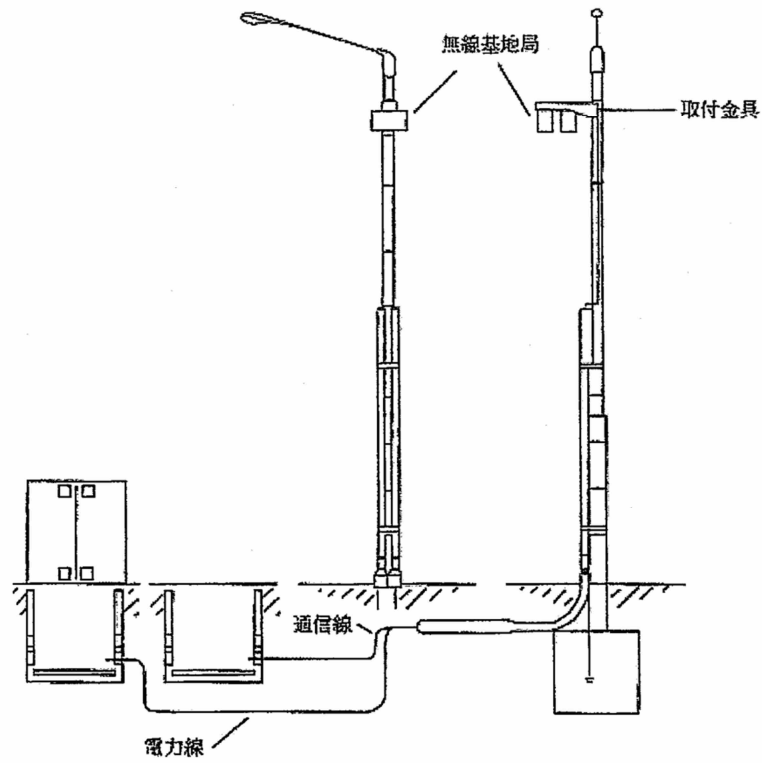
街灯への設置イメージ

【街灯への基地局設置イメージ図】

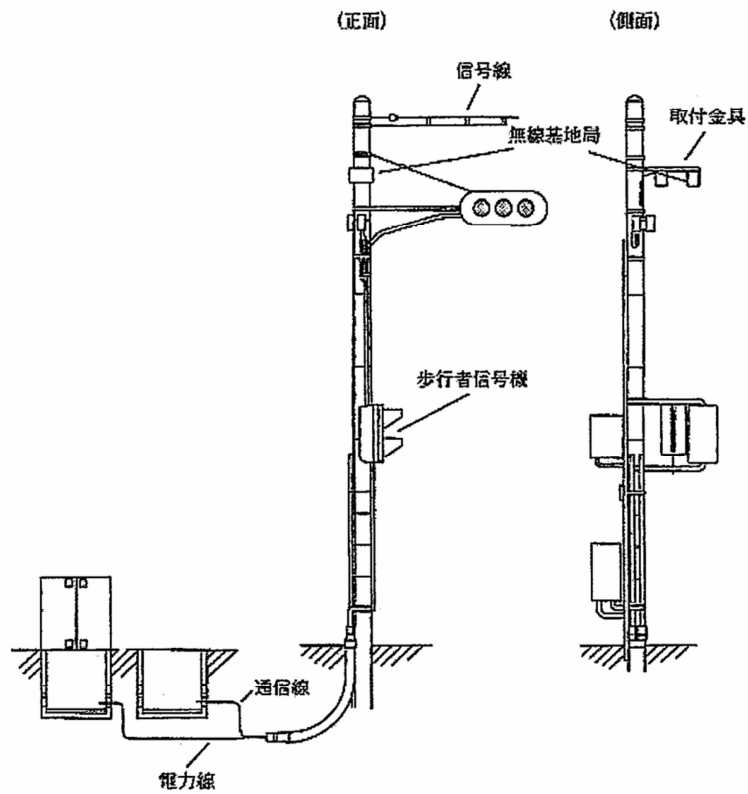


街灯／信号機柱等への設置イメージ

【街灯への基地局設置イメージ図（アンテナ等は省略）】

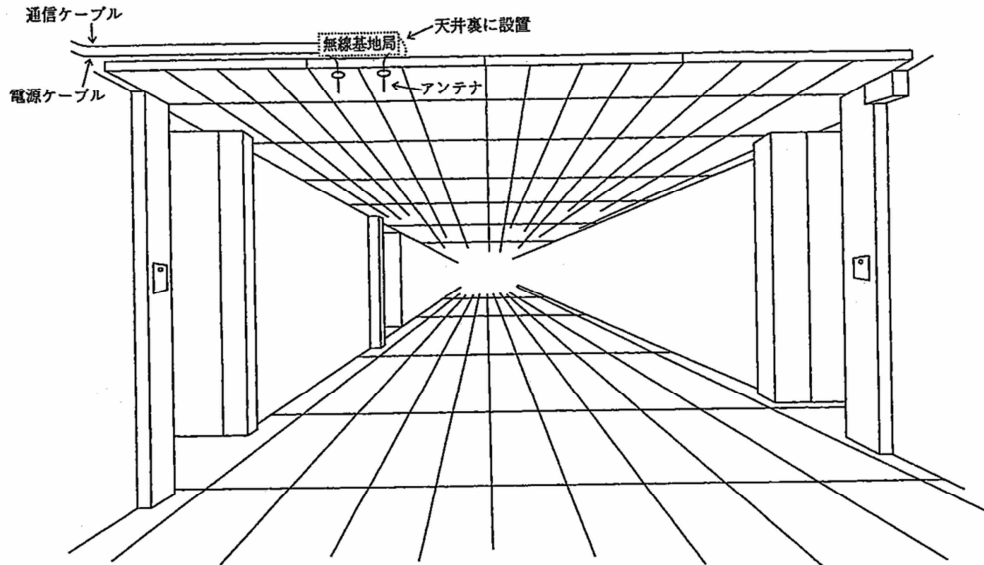


【信号機柱等への無線基地局設置イメージ図（アンテナ等は省略）】

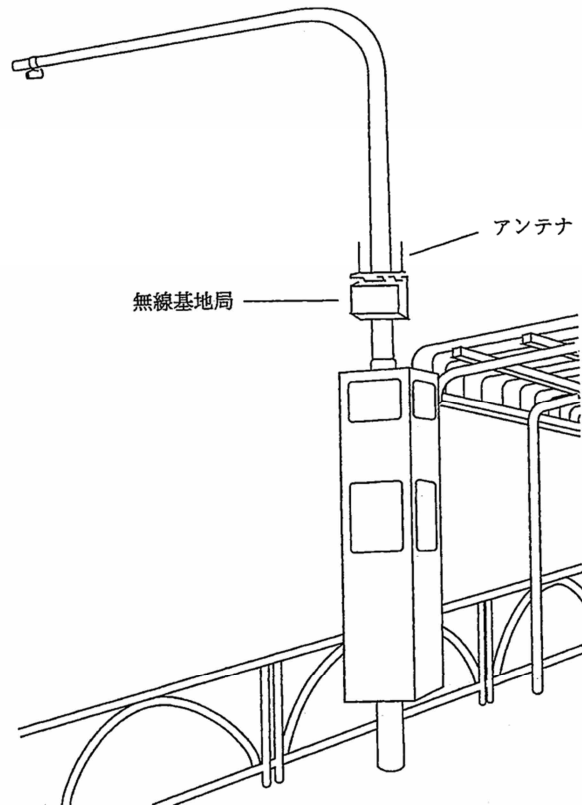


地下鉄及び地下街等／照明式バス停留所標識への設置イメージ

【地下鉄及び地下街等への無線基地局設置イメージ図】

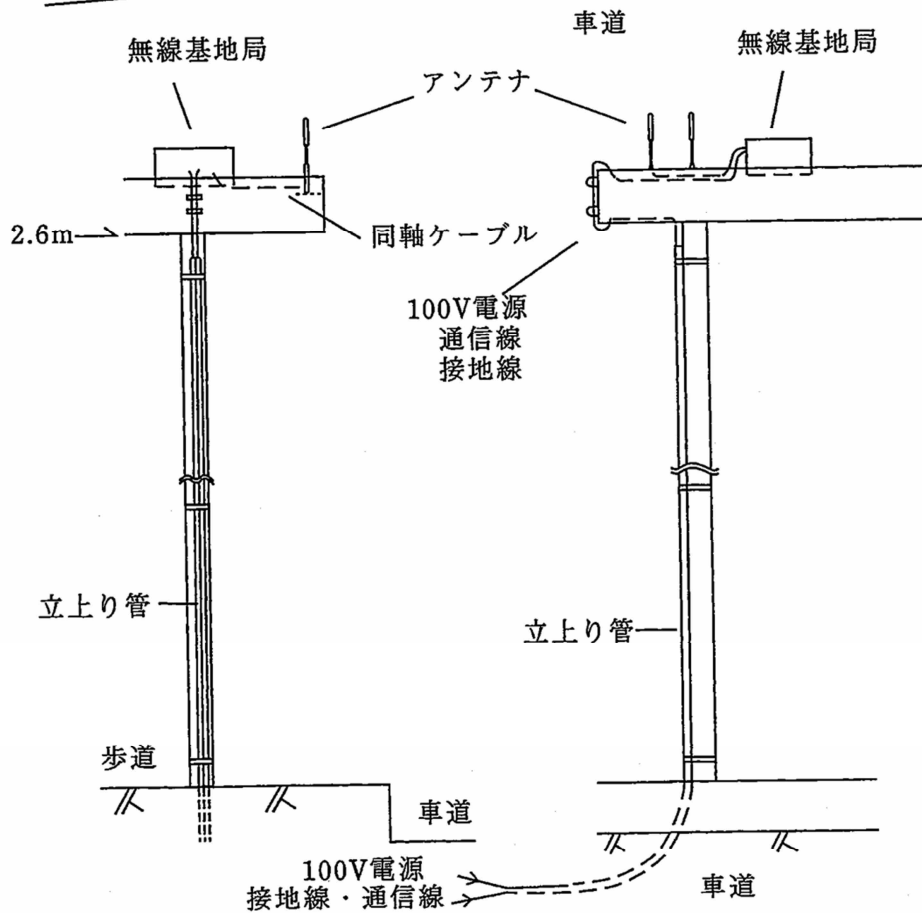
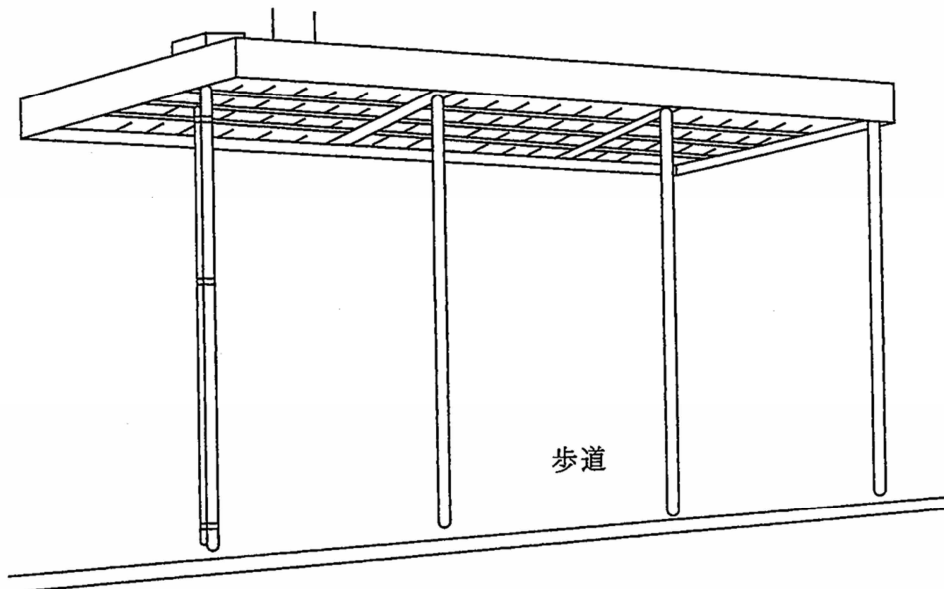


【照明式バス停留所標識への無線基地局設置イメージ図】



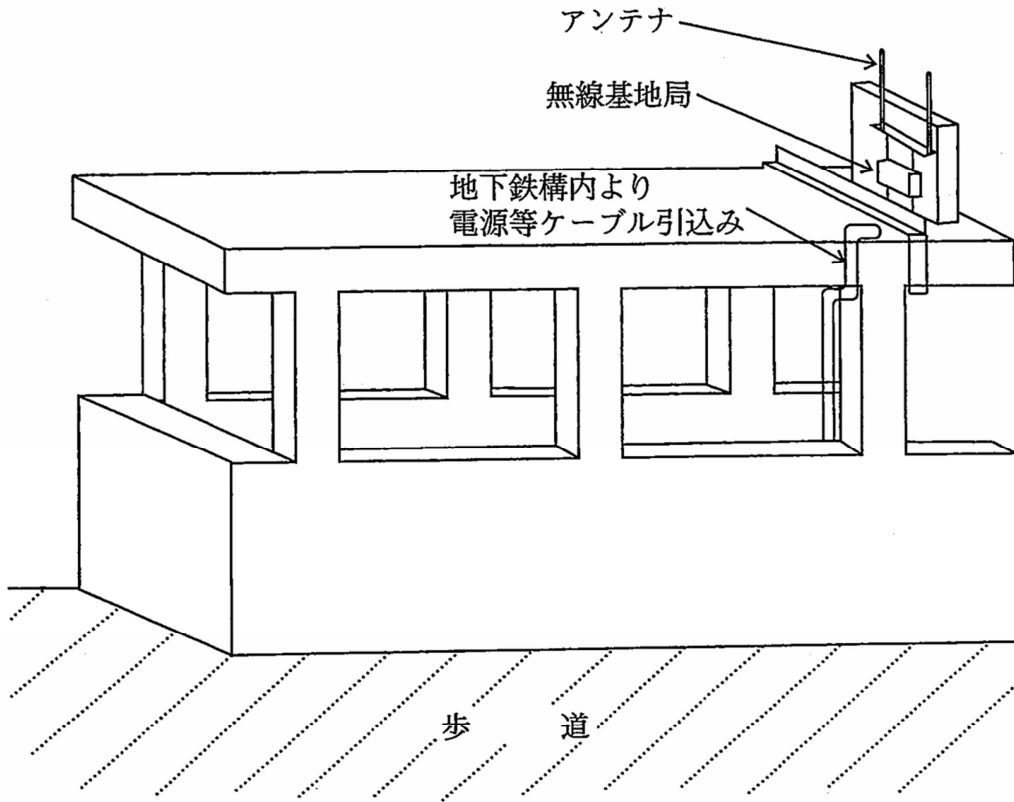
バス停留所上屋等への設置イメージ

【バス停留所上屋等への無線基地局設置イメージ図】



地下駅出入口への設置イメージ

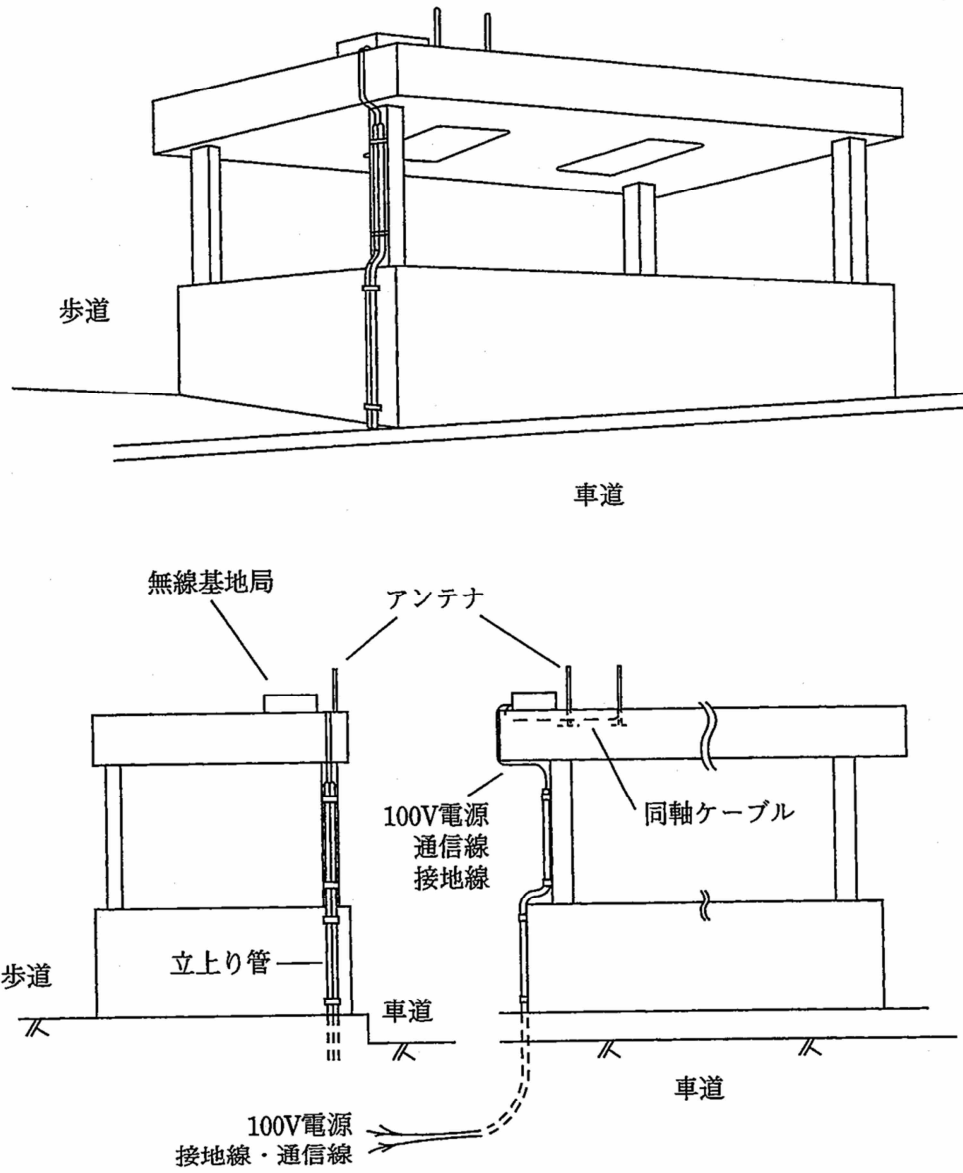
【地下駅出入口への無線基地局設置イメージ図】





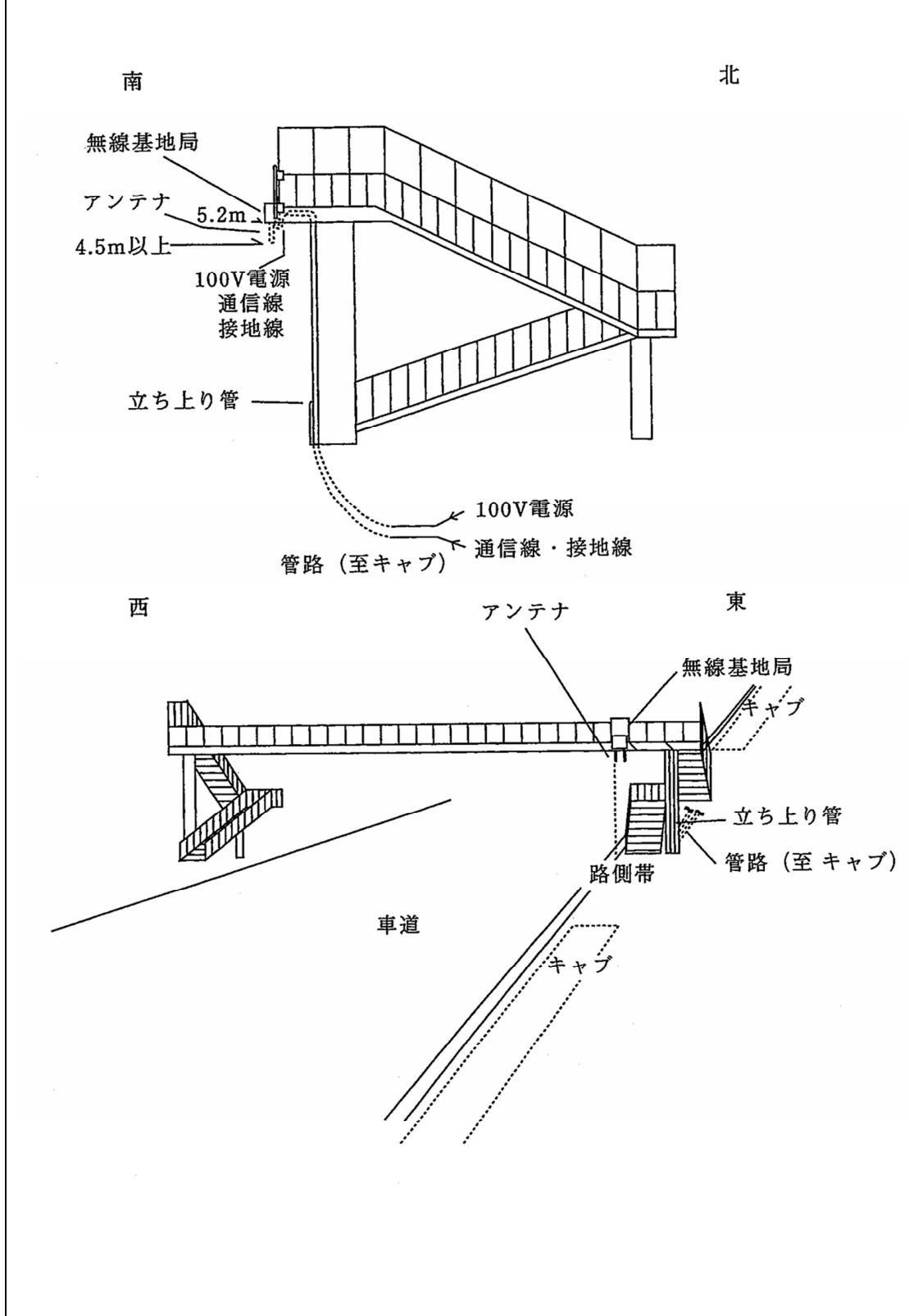
地下通路出入口への設置イメージ

【地下通路出入口への無線基地局設置イメージ図】



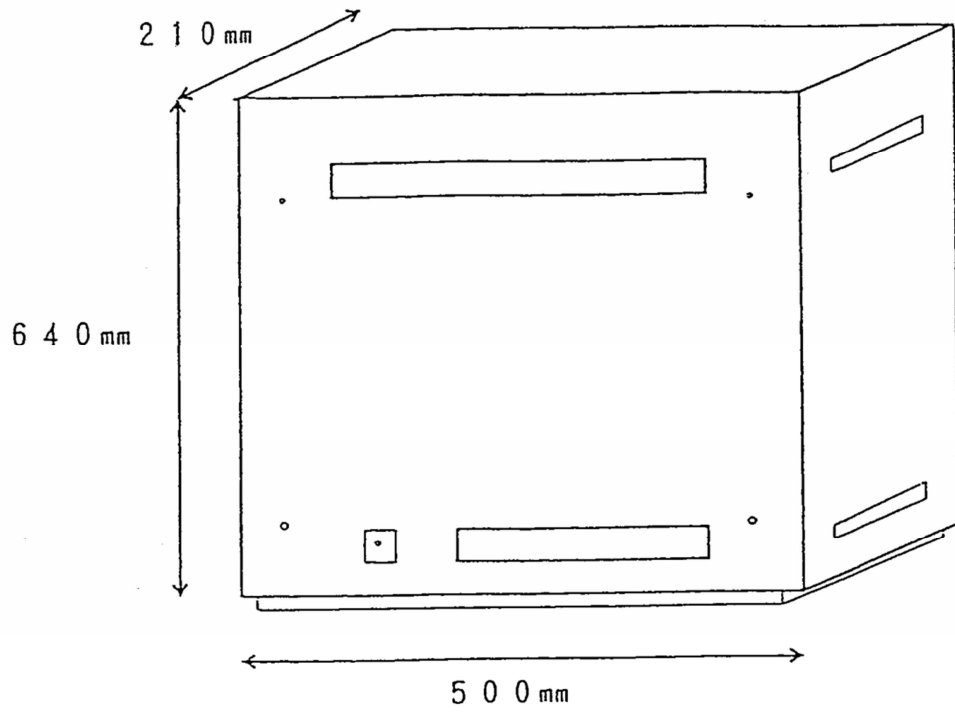
横断歩道橋への設置イメージ

【横断歩道橋への無線基地局設置イメージ図】



制御装置のイメージ

【無線基地局制御装置】



法第1号物件

光アクセス装置（RT等）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

（位置）

RT等の占用の場所は、次によるものとする。

1 電（話）柱に設置する場合

RTを添加する電（話）柱は、新規若しくは既存の電（話）柱又は既存の電（話）柱から建替えを行ったバッテリー内蔵型電（話）柱とする。

2 バッテリー設置台を地下に埋設する場合

法第2号物件「光アクセス装置バッテリー設置台」による。

3 地上に設ける場合

（1）原則として、法敷又は道路余地に設けること。

（2）法敷又は道路余地がない場合は、路端に設置すること。

（3）歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、次によるものとする。

ア 植栽帯（施設帯）がある場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置の植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間に設置することができる。

イ 植栽帯（施設帯）がない場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道においては3.0メートル未満となる場所は認めない。なお、歩道等の幅員自体は道路構造令で定める基準を下回らないこと。

（4）原則として、1箇所につき2基以下とするが、周辺地域の通信事情を勘案し、やむを得ない場合で、かつ、道路管理上支障がないと認められる場合には、1箇所につき3基までとすることができる。

（5）道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

（構造）

1 柱上に設置する場合の本体の規格は、幅0.61メートル、高さ0.77メートル、奥行き0.37メートル、重量110キログラム以下とする。

2 柱上に設置する場合において、本体の下端は、路面から4.7メートル以上とし、かつ通信線の上部に設置するものとする。

3 地上に設置する場合の本体の規格（基礎台を含み、電力供給のための鋼管柱及び防御用施設は含まない。）は、幅1.5メートル、高さ1.5メートル、奥行き0.8メートル以下とすること。

3 RT等には、広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。

4 RT等の色彩は、周囲の環境と調和するものであること。

- 5 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損等により，美観を損なわず，かつ，交通に支障を及ぼさないものとする。
- 6 電力供給のための柱，電力供給のための柱と地上光アクセス装置本体を接続する電力用地下管路及び防護用施設については，地上光アクセス装置として一体のものとして扱うこと。  
なお，地上光アクセス装置と既設の共架柱等を接続する通信用地下管路については，別途地下埋設管として扱うこと。

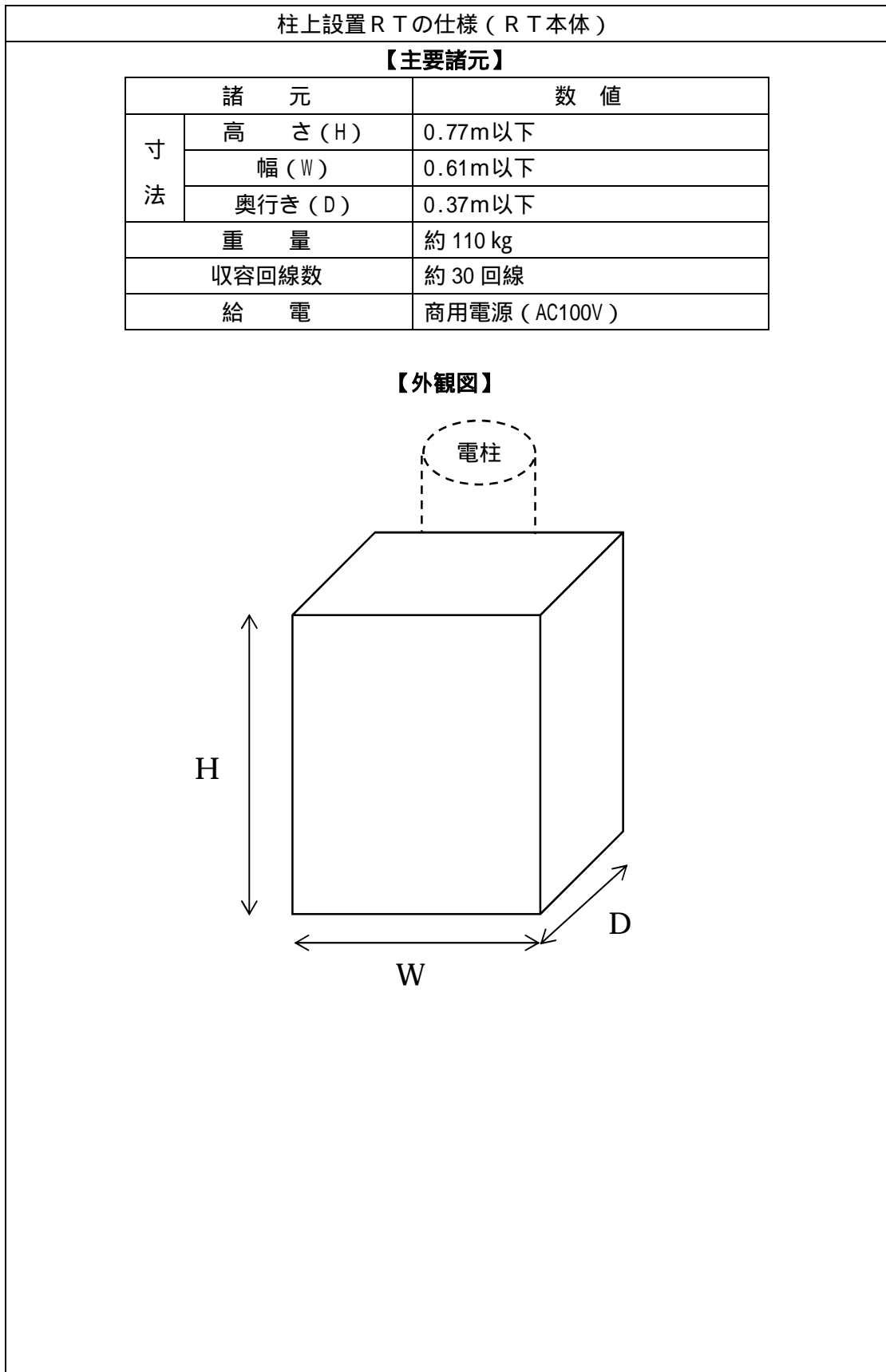
（その他）

- 1 占用許可申請書の添付書類については，典型的なものについては形式の記載のみにするなど，適宜簡素化を図ること。
- 2 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては，原則として新規及び更新の許可は行わないものとする。ただし，移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。
- 3 占用許可条件には，一般的な条件のほか次の条件を付するものとする。  
「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うためRT等が添加されている工作物につき改築，移転，除去，その他の措置を行う必要が生じた場合には，RT等を設置した電気通信事業者が自らの費用負担によりRT等を改築，移転，除去，その他必要な措置をとらなければならない。」
- 4 RTの占用料（バッテリー内臓型電柱及び地下に設置するバッテリー設置台を除く。）は，茨城県占用料徴収条例別表の「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項を適用する。

（参考通達）

- 1 平成7年3月15日建設省道政発第42号「柱上設置の光アクセス装置の道路占用の取扱いについて」（最近改正 平成16年4月12日国道利第6号）
- 2 平成7年3月30日道維第198号「柱上設置の光アクセス装置の道路占用の取扱いについて」
- 3 平成8年2月20日事務連絡「地上設置光アクセス装置の道路占用の取扱いについて」
- 4 平成12年2月29日事務連絡「光アクセス装置等の道路占用の取扱いについて」

(図)

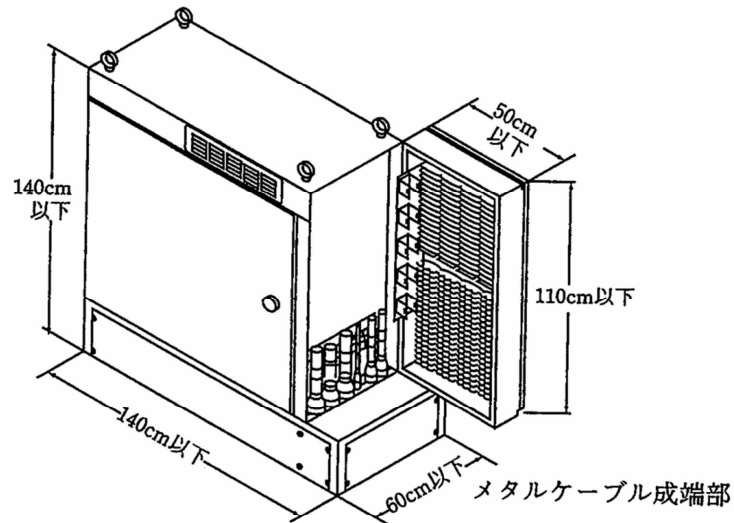


地上設置RTの仕様

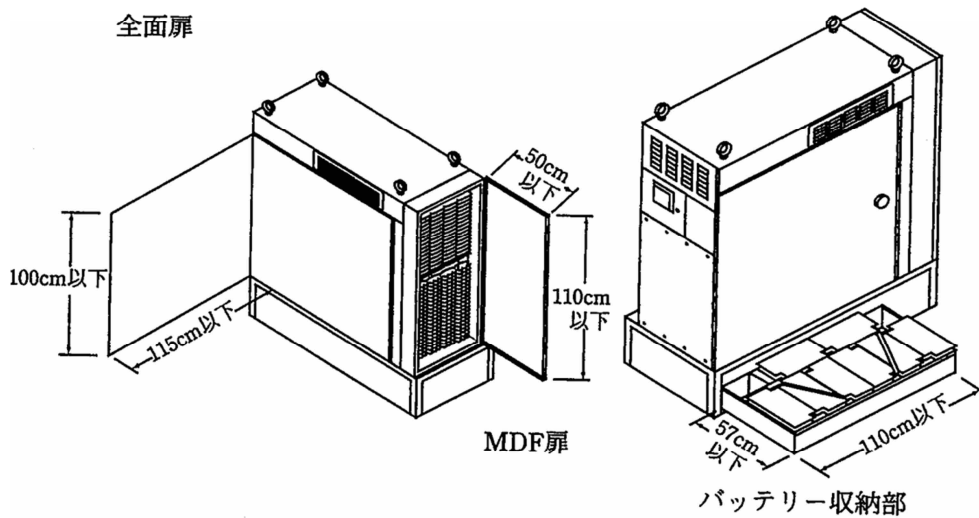
【主要諸元】

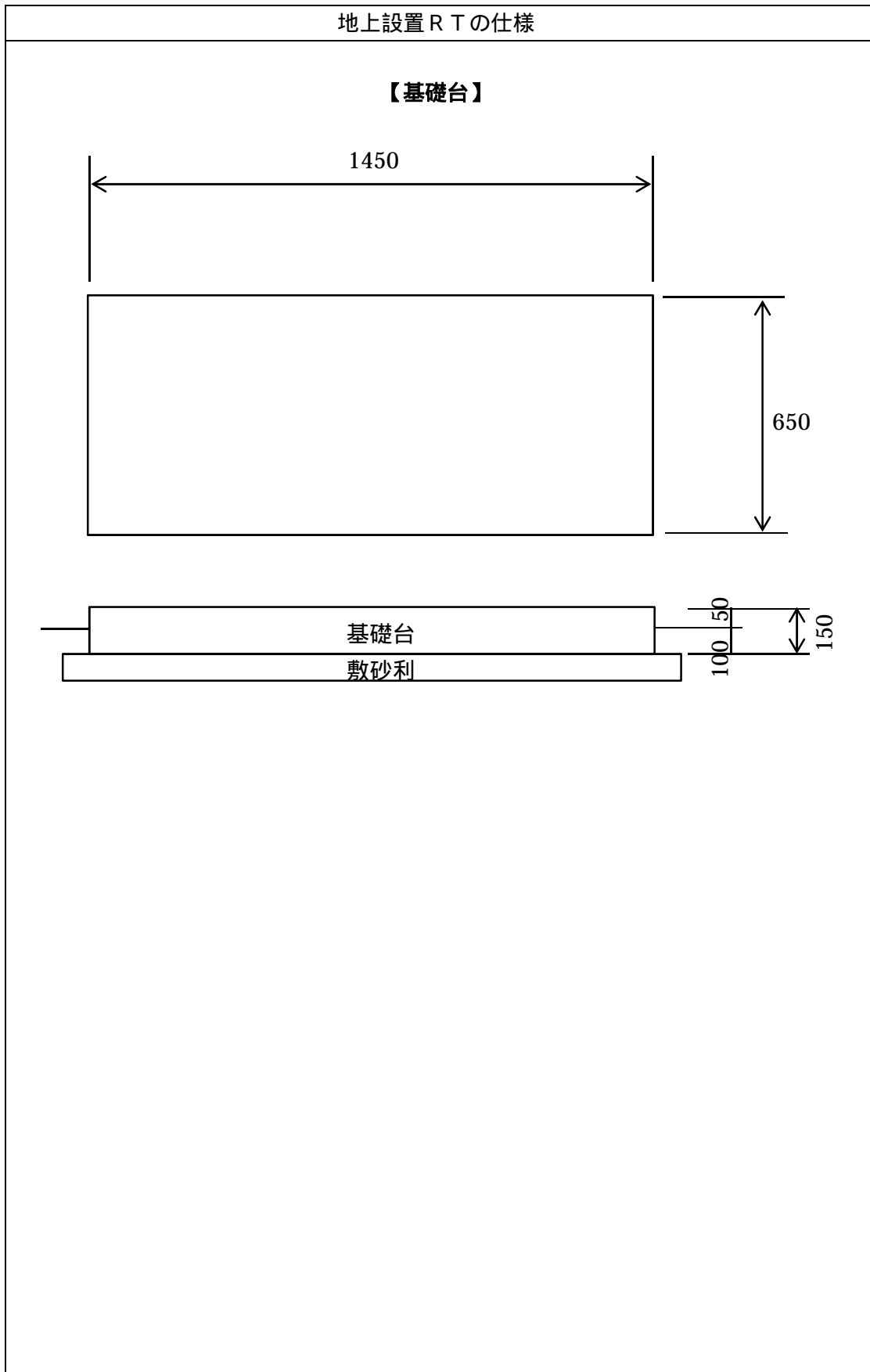
諸元		数値
寸法	高さ(H)	1.4m以下
	幅(W)	1.4m以下
	奥行き(D)	0.6m以下
重量		700 kg以下
収容回線数		約 400 回線
給電		商用電源 (AC100V)
塗装色		ダークブラウン又はベージュ (個別塗装可能)

【外観図】

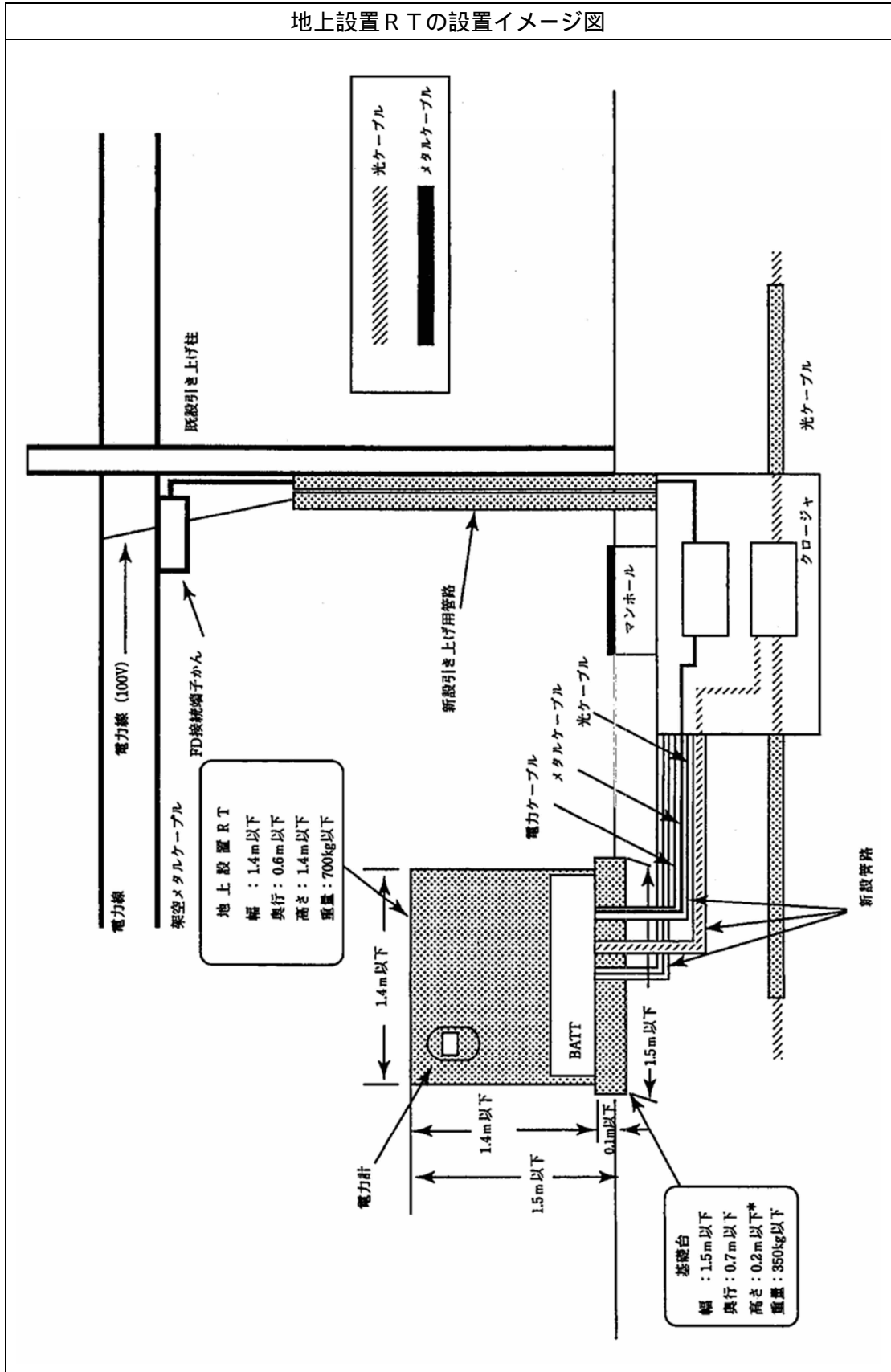


全面扉









法第 1 号物件  
防犯カメラ

(道路法上の取扱い)

道路法第 32 条第 1 項第 1 号で規定する「その他これらに類する物件」として取り扱う。

(対象とする防犯カメラ等)

国，地方公共団体，自治会，その他これらに準ずる団体に十分な維持管理が可能な団体が，地域の防犯のために設ける防犯カメラ及びそのケーブル等の附属物に限り認める。

ただし，茨城県警察本部が設置する捜査支援機器については，平成 20 年 12 月 25 日付け道維第 525 号土木部道路維持課長通知のとおり取り扱うものとする。

(位置)

- 1 原則として，既設の電柱，電話柱，街路灯等へ添架することとし，交通に支障を及ぼさない位置とする。
- 2 やむを得ず単独柱で設置する場合は，信号機，道路標識等の視界を妨げない位置とする。

(構造)

- 1 防犯カメラの最下端は路面から 5.0 メートル以上とする。ただし，歩道においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 倒壊，落下，剥離，汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造にする。

(その他)

- 1 設置・管理にあたっては，所轄警察署に相談し指導を受けるものとする。
- 2 管理規程・運用規則等を提出させ，維持管理に万全を期するものとする。
- 3 プライバシーの保護等に関して，設置地区の住民との調整は設置者が行うこと。

(参考通達)

- 1 平成 20 年 12 月 25 日道維第 525 号「捜査支援機器の設置について」
- 2 平成 30 年 7 月 2 日道維第 155 号「県管理道路における防犯カメラ等の設置について」

法第 1 号物件

捜査支援機器（固定式カメラ）

（方針）

茨城県警察本部からの協議に限り認めることができる。

（位置）

- 1 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。
- 2 建柱位置は、歩行者等の通行の支障にならない位置とする。

（構造）

- 1 カメラの最下端は路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、歩道等においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

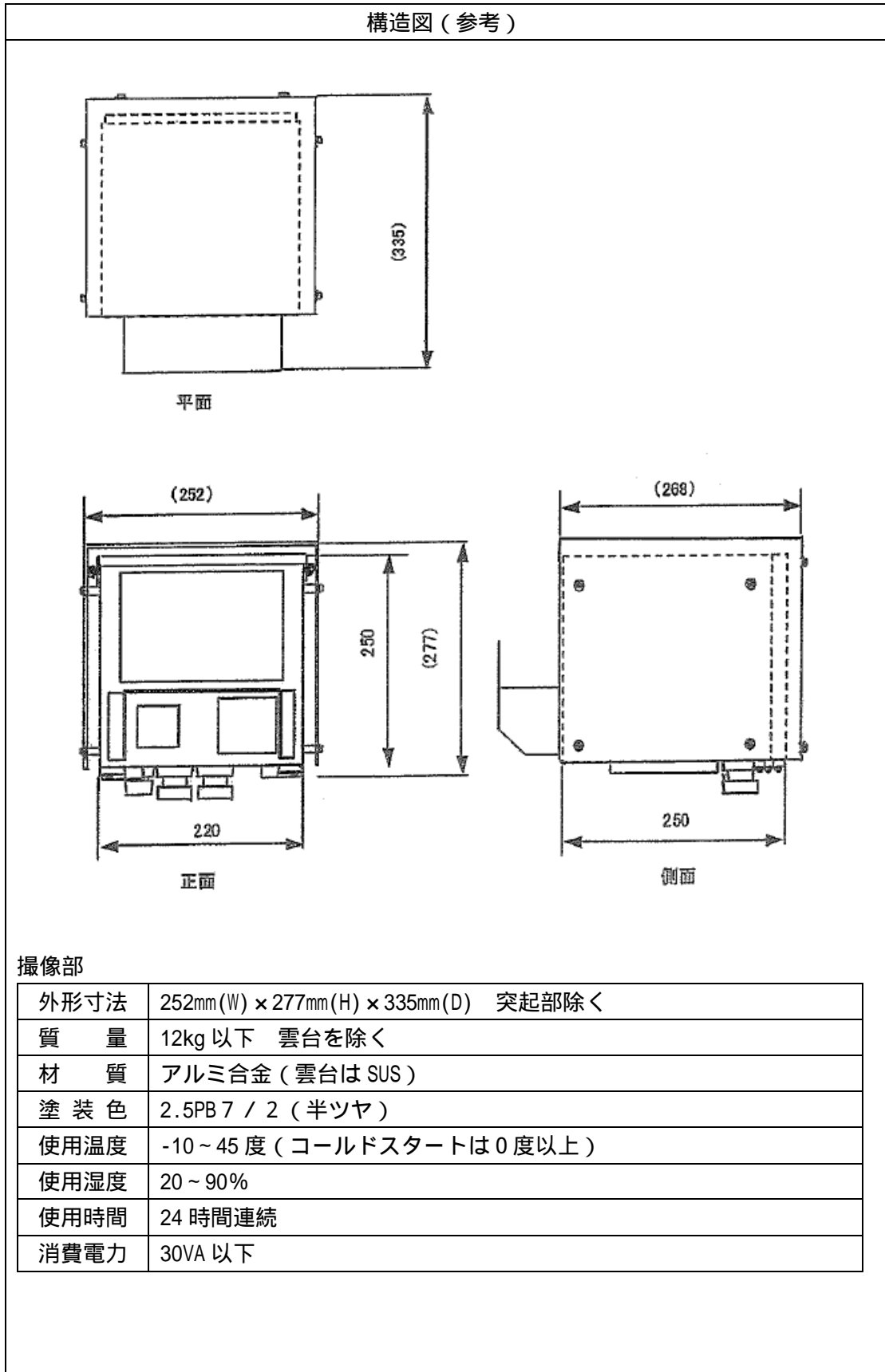
（留意事項）

- 1 道路法第 35 条に基づく協議回答として扱う。

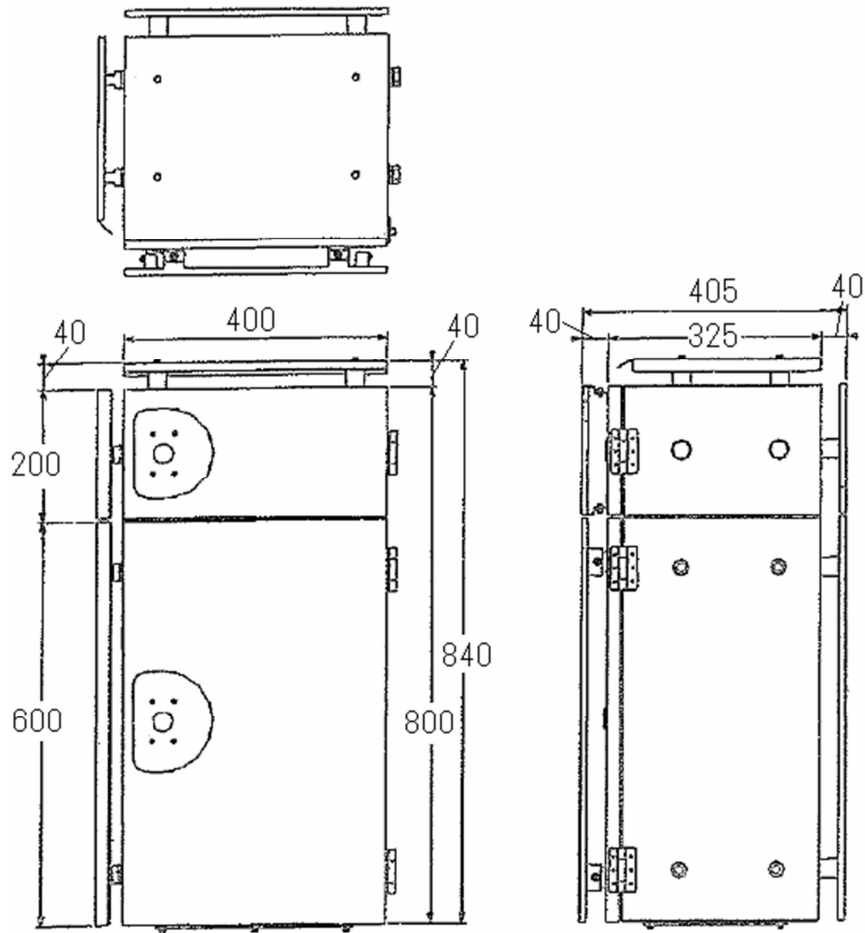
（参考通達）

- 1 平成 15 年 3 月 10 日道維第 139 号「道路法第 35 条に基づく県警本部長からの協議の取扱いについて」
- 2 平成 20 年 12 月 25 日道維第 525 号「捜査支援機器の設置について」

(図)



構造図（参考）



制御部

外形寸法	440mm(W) × 840mm(H) × 405mm(D) 突起部除く
質量	70kg 以下 取付金具を除く
材質	SUS
塗装色	2.5PB7 / 2 (半ツヤ)
使用温度	0 ~ 45 度
使用湿度	20 ~ 90%
使用時間	24 時間連続
消費電力	制御部 ( 1 台 ) + 撮像部 ( 2 台 ) 260VA 以下

法第 1 号物件  
よう撃捜査支援装置

(方針)

茨城県警察本部からの協議に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。
- 2 建柱位置は、歩行者等の通行の支障にならない位置とする。

(構造)

- 1 構造物の最下端は路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、歩道等においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

(留意事項)

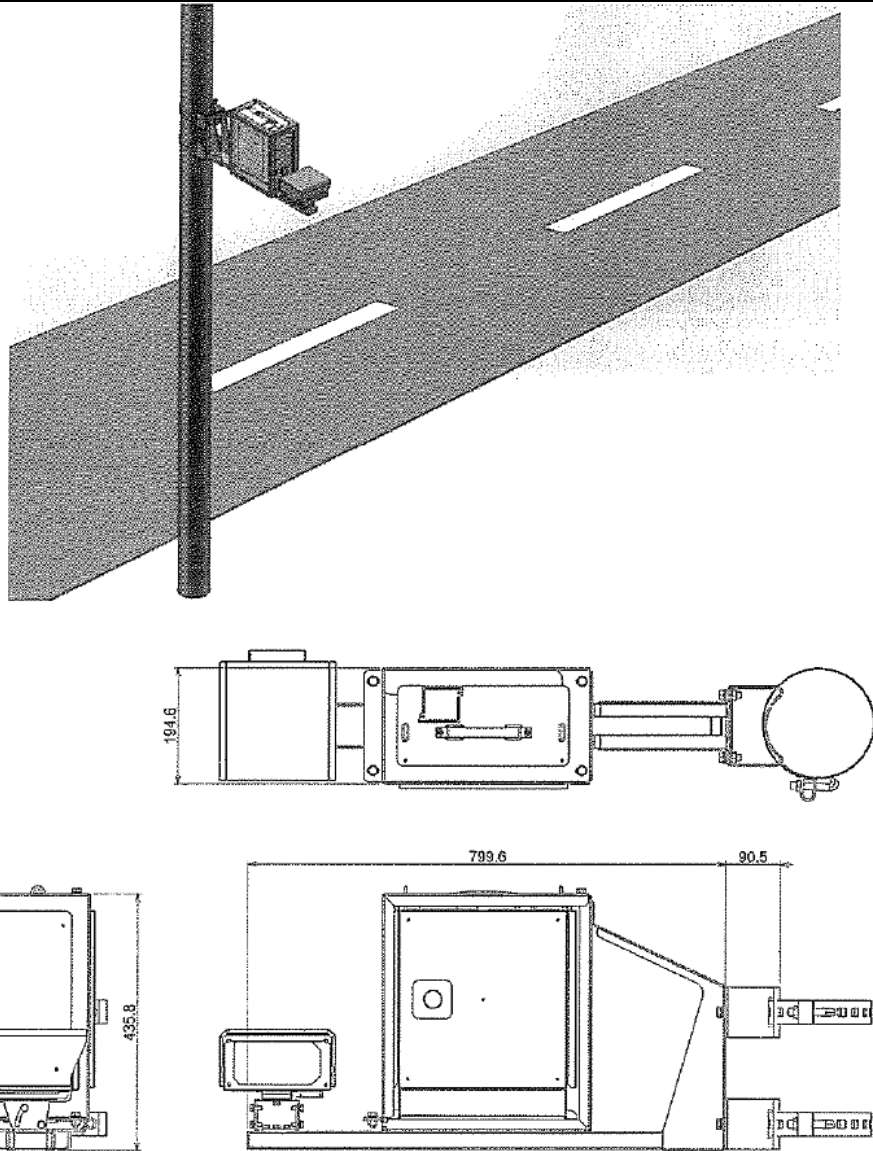
- 1 道路法第 35 条に基づく協議回答として扱う。
- 2 装置は、犯罪の多発地域に流動的に設置されることから、協議時には設置場所や 1 箇所当たりの設置台数、設置期間は未定である。したがって、県内設置の全数を事前に協議回答するものとし、装置設置（撤去）時に工事着工届及び工事完了届を提出させることとする。

(参考通達)

- 1 平成 15 年 3 月 10 日道維第 139 号「道路法第 35 条に基づく県警本部長からの協議の取扱いについて」
- 2 平成 20 年 12 月 25 日道維第 525 号「捜査支援機器の設置について」
- 3 平成 30 年 3 月 22 日道維第 805 号「よう撃捜査支援装置の設置について」

(図)

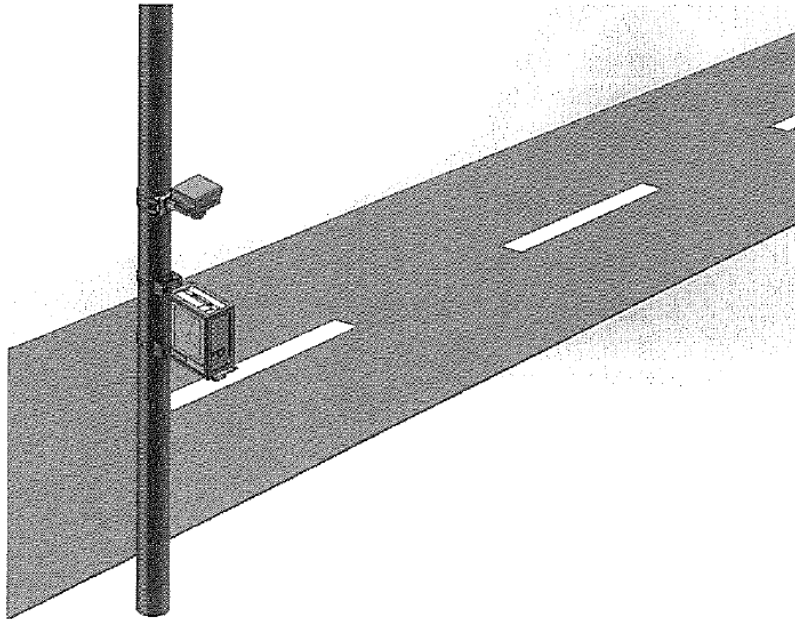
電柱設置構造図(参考)



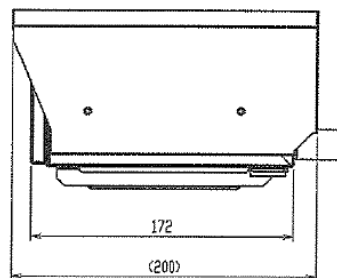
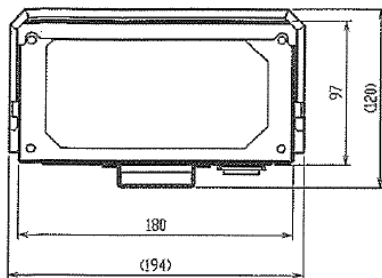
撮像部と記録部一体型

外形寸法	799.6mm(W) × 435.8mm(H) × 194.6mm(D) 突起部除く
質量	30kg 以下
材質	SUS
塗装色	撮像部および記録制御部は 5 Y 7 / 1
使用温度	-10 ~ 40 度 ( ± 0 度以下は通電状態 )
使用湿度	20 ~ 90% ( 結露無きこと )
使用時間	24 時間連続
消費電力	110VA 以下

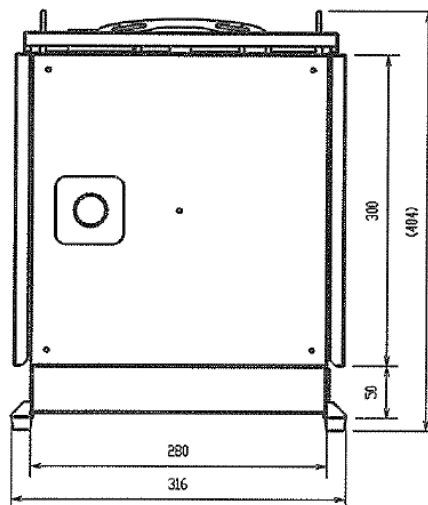
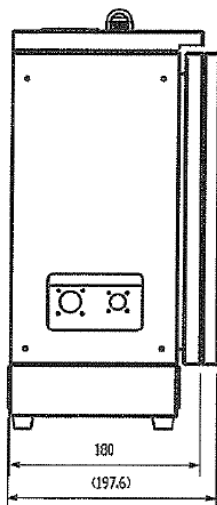
信号柱設置構造図（参考）



1. 撮像部



2. 記録制御部





撮像部	
外形寸法	180mm(W) × 97mm(H) × 172mm(D) 日除け・取付部除く
質量	3kg 以下
材質	SUS
塗装色	5 Y 7 / 1
使用温度	-10 ~ 45 度 ( ± 0 度以下は通電状態 )
使用湿度	20 ~ 90% ( 結露無きこと )
使用時間	24 時間連続
記録制御部	
外形寸法	280mm(W) × 350mm(H) × 180mm(D) 日除け・突起部除く
質量	11kg 以下
材質	SUS
塗装色	5 Y 7 / 1
使用温度	-10 ~ 40 度 ( ± 0 度以下は通電状態 )
使用湿度	20 ~ 90% ( 結露無きこと )
使用時間	24 時間連続
消費電力	撮像部 ( 1 台 ) + 記録制御部 ( 1 台 ) 110VA 以下

法第 1 号物件  
水位観測施設等

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 2 条第 3 項に定める水防管理者又は同法第 10 条第 3 項に定める量水標管理者が、公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設(以下「下水道暗渠等」という。)に設置する場合であること。
- 2 各下水道管理者の許可基準等に適合していること。

(位置)

- 1 水位観測施設等を構成する機器のうち、検出器(センサー)及びこれを支持又は保護するための工作物以外のもの(データ記録装置、データ通信装置、電源等)については、真にやむを得ない事情がない限り、道路区域外に設置すること。

(占有許可の範囲)

水位観測施設等には、水位観測施設を支持し、又は保護するための工作物を含むものとする。

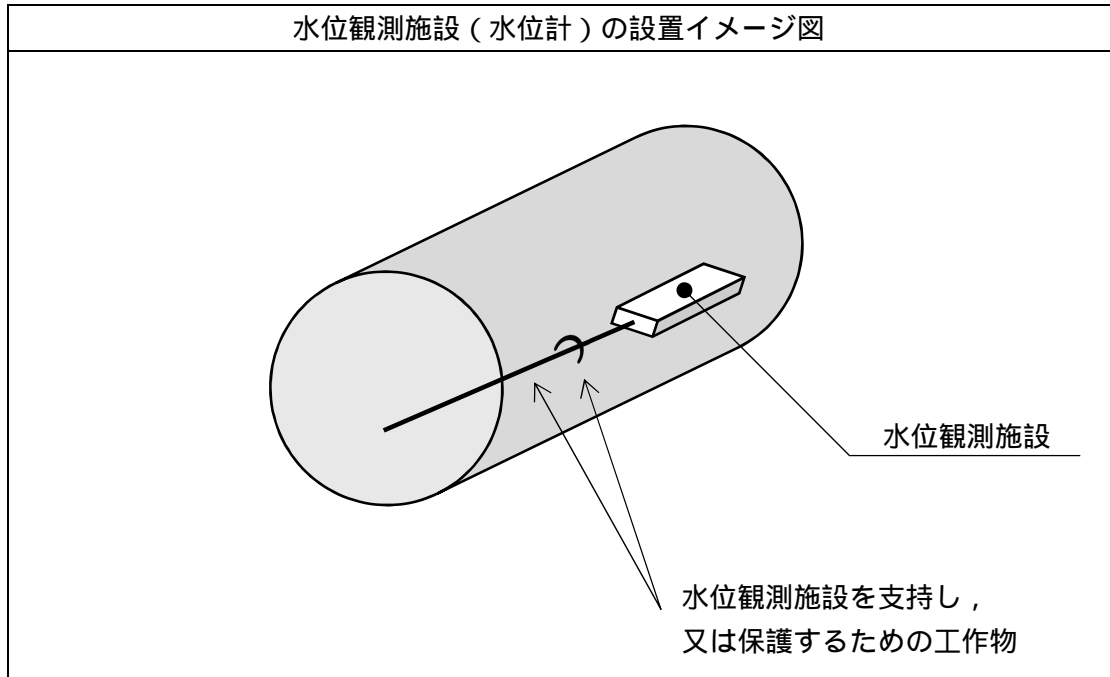
(その他)

- 1 下水道管理者が既に道路の占有許可を受けて敷設した下水道施設の暗渠等に水位観測施設等を新たに設置させようとする場合には、下水道管理者は、当該下水道施設に係る道路の占有目的を変更することについて許可を受けなければならない。
- 2 水位観測施設の占有料の額については、茨城県道路占有料徴収条例別表の「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物」の項中「その他のもの」の項を適用すること。

(参考通達)

- 1 平成 27 年 11 月 26 日事務連絡「下水道法の一部改正に伴う道路占有許可関係事務の取扱いについて」

(図)



法第 2 号物件  
地下埋設管

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。
- 2 次の者が占用する場合
  - (1) 水道、工業用水道、下水道、ガス、電気、電気通信及び石油に関する法律に基づいて許認可を受けた事業者。
  - (2) 温泉等組合施工により実施する事業者。
  - (3) 道路運送法に定める自動車道、林道又は農道若しくは水路の管理者。
  - (4) 無電柱化事業により管路を埋設する国又は地方公共団体（無電柱化事業とは、原則として茨城県無電柱化協議会が決定する無電柱化計画に基づき実施される事業をいう。）
  - (5) 登録一般放送事業者等については、地下埋設管の維持管理能力があると認められる者。
  - (6) 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）の規定に基づき熱供給事業を行う者又は同法の規定以外の熱供給導管により道路を占用しようとする地方公共団体若しくは当該事業について地方公共団体から支援を受けている者。
- 3 前項第 1 号の事業者が埋設した管に接続する各戸引込管の占用は、事業者が行うことを原則とする。ただし、生活上必要であり、継続して維持管理できると認められ、真にやむを得ないと判断されるものに限り、個人、法人に認めることができる。
- 4 不要となる既設管は、原則として占用者が速やかに撤去すること。

(位置)

- 1 各埋設物件は、歩道を有する道路においては歩道の地下とすること。ただし、歩道に適当な場所がない場合は、この限りでない。
- 2 各戸引込管を車道の地下に設ける場合には、管の頂部と路面との距離は道路境界において 1.2 メートル以上とすること。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合には 0.6 メートル以上とすることができる。
- 3 各戸引込管を歩道の地下に設ける場合には、管の頂部と路面との距離は道路境界において 0.6 メートル以上とすること。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合には、道路管理者と協議を行うこと。
- 4 道路法施行令第 10 条第 1 号から第 5 号までの規定に適合すること。

## &lt; 地下電線（電気事業・電気通信事業等）に関する基準 &gt;

## （位置）

- 1 歩道を有する道路においては、車道以外の部分の地下に埋設すること。ただし、本線については、車道以外の部分に適切な場所がなく公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、車道の地下に埋設することができる。
- 2 歩道を有しない道路においては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とすること。ただし、本線については、適切な場所がなく公益上やむを得ない事情があると認められる場合にはこの限りでない。
- 3 電線を車道の地下に設ける場合、地下電線の頂部と路面との距離は原則 0.8メートル以上とする。ただし、次に該当する場合には、浅層化することができる。

## （1）表 - 1 及び表 - 2 に掲げる電線の場合

当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.1メートルを加えた値以上とする。ただし、舗装計画交通量が250台/日・方向未満の場合において、ケーブル及び径150ミリメートル未満の管路を設置する場合においては、電線の頂部と下層路盤の上面との距離を0.1メートル以上とする。

## （2）表 - 3 に掲げる電線の場合

当該電線を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以上とする。

- 4 電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。）の地下に設ける場合、地下電線の頂部と路面との距離は原則 0.6メートル以上とする。ただし、次に該当する場合には、浅層化することができる。

## （1）表 - 1 及び表 - 2 に掲げる電線の場合

電線の頂部と路盤上面との距離は0.1メートル以上とする。ただし、車両の乗入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）については、道路計画・設計マニュアルにおける出入口幅規格表の1種までを含むものとし、2種及び3種に相当するものについては、道路の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以上を確保すること。

## （2）表 - 3 に掲げる電線の場合

路面と電線の頂部との距離は0.5メートル以上とする。

- （3）前2号のほか、事業者から、当該歩道の路面と当該電線の頂部との距離を0.5メートル以下とする内容の占用の許可申請がなされたときには、必要に応じて、今後、切り下げ部が設けられる場合に生じる追加的な電線の防護の方法及び事業者の費用負担について所要の条件を付すこと。

所要の条件は「将来、当該歩道に切り下げ部が設けられる場合には、所要の防護措置を講じること。ただし、あらかじめ十分な強度を有する電線を使用する場合は、この限りでない。」とする。防護措置を不要とする判断は、申請者にそれを証する資料等を提出させるなどして確認すること。

- 5 表 - 2 に掲げる電線の種類（規格）以外のものであっても表 - 2 に掲げるものと同程度の強度を有するものについては、表 - 2 に掲げるものの径を超えない範囲内において認めることができる。

- 6 第3項及び第4項にかかわらず、当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等からこれによることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。
- 7 電線の頂部と路面との距離を 0.5メートル以下とする場合で、周辺に埋設物があるときは、将来当該埋設物の工事時の影響を最小限とするため、電線を設ける者が当該埋設物の管理者に対して埋設位置、埋設方法、安全対策等について周知すること。

表 - 1 路床に埋設する場合の適用

項目	適用
鋼管（JIS G 3452）	径 250mm 以下のもの
強化プラスチック複合管（JIS A 5350）	径 250mm 以下のもの
耐衝撃性硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	径 300mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	表 - 2 のとおり

表 - 2 路盤又は路床に埋設する場合の適用

項目	適用
耐衝撃性硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	径 130mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）	径 175mm 以下のもの
合成樹脂可とう電線管（JIS C 8411）	径 28mm 以下のもの
波付硬質ポリエチレン管（JIS C 3653 付属書 1）	径 30mm 以下のもの
電力ケーブル	600V CVQ ケーブル （より合せ外径 64mm）
	600V CVQ ケーブル （より合せ外径 27mm）
通信ケーブル（光）	40SM-WB-N（12mm）
	1SM-IF-DROP-VC（2.0×5.3mm）
通信ケーブル（メタル）	0.4mm50 対 CCP-JF（15.5mm）
	2 対-地下用屋外線（5.5mm）
通信ケーブル（同軸）	12AC（16mm）
	5CM（8mm）

表 - 3 コンクリート多孔管の場合の適用

項目	適用
コンクリート多孔管 （管材曲げ引張強度 54kgf / cm <sup>2</sup> 以上）	125 × 9 条以下のもの

（その他）

- 1 道路管理者が整備した管路内を占有する場合にはこの限りでない。

- 2 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が整備した電線共同溝を占有する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合及びやむを得ず電線共同溝の上部を横断する管路を埋設する場合であって、現地の状況により上記の位置基準により難しい場合にはこの限りでない。

(防護措置)

- 1 既設管との関連、あるいは橋りょう、暗渠、立体交差箇所に取り付けのために、本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合はコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。ただし、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占有する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合で、当該管路が歩道に埋設される場合は、この限りではない。
- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所についてはコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

(構造)

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし、道路構造及び地下にある他の占有物件に支障を及ぼさない構造とすること。
- 2 マンホールその他これに類するもの(マンホール内簡易機器を含む。)の設置については次によるものとする。
  - (1) 破損及びずれの生じない堅固な構造とすること。
  - (2) 蓋は平板とし、路面と同一勾配とすること。
  - (3) 今後予想される占有物件を考慮した構造寸法とすること。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鋳等は、歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。

(使用材料)

- 1 使用材料については、JIS(日本工業規格)に適合するもの、又はこれと同等以上の品質を有し、内厚及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。

< 水道管，工業用水管に関する基準 >

( 位置 )

- 1 歩道を有する道路においては，歩道の地下とすること。ただし，本線については，歩道に適当な場所がなく，かつ公益上やむを得ない事情があると認められるときは，この限りでない。
- 2 歩道を有しない道路においては，道路の路端寄りとすること。
- 3 水道管を車道の地下に設ける場合，管頂部と路面との距離は，次のとおりとする。
  - ( 1 ) 表 - 4 に掲げる水道管の場合  
管頂部と路面との距離は舗装の厚さに 0.3 メートルを加えた値以上とする。ただし，当該値が 0.6 メートルに満たない場合は 0.6 メートル以上とする。
  - ( 2 ) 前号以外の水道管の場合  
管頂部と路面との距離は 1.2 メートル以上とする。ただし，既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り 0.6 メートル以上とすることができる。
- 4 水道管を歩道等の地下に設ける場合，管頂部と路面との距離は，次のとおりとする。  
なお，本線とは，水道施設における基幹的な線で，道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。基幹的な線以外の線で，給水管と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは，一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能である。
  - ( 1 ) 表 - 4 に掲げる水道管かつ本線以外の場合  
管頂部と路面との距離は 0.5 メートル以上とする。
  - ( 2 ) 前号以外の水道管の場合  
管頂部と路面との距離は 0.6 メートル以上とする。
  - ( 3 ) 前 2 号のほか，切り下げ部がある場合で，路面と当該水管の頂部との距離が 0.5 メートル以下となるときは，当該水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける水道管につき所要の防護措置を講じさせること。
- 5 当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等），土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等），交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等から，前 2 項によることが不適切であると認められる場合は，これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。
- 6 道路の横断箇所は，最小限にとどめることとし，原則として道路に対して直角に横断すること。

表 - 4 水道事業

項目	適用
鋼管 ( JIS G 3443 )	径 300mm 以下のもの
ダクタイル鋳鉄管 ( JIS G 5526 )	径 300mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 ( JIS K 6742 )	径 300mm 以下のもの
水道配水用ポリエチレン管 ( 引張降伏強度 204kgf/cm <sup>2</sup> 以上 )	径 200 mm以下で外径の厚さ = 11 以下のもの



(防護措置)

- 1 既設管との関連，あるいは橋梁，暗渠，立体交差箇所に取り付けのために，本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合はコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。
- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所についてはコンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

(構造)

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし，道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 マンホールその他これに類するもの（マンホール内簡易機器を含む。）の設置については次によるものとする。
  - (1) 破損及びずれの生じない堅固な構造とする。
  - (2) 蓋は平板とし，路面と同一勾配とする。
  - (3) 今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とする。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鉤等は，歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

(使用材料)

- 1 使用材料については，JIS（日本工業規格）及びJWWA（日本水道協会規格）に適合するもの，又はこれと同等以上の品質を有し，内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。

< 下水道管に関する基準 >

(位置)

- 1 歩道を有する道路においては、歩道の地下とすること。ただし、本線については、歩道に適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 下水道管の本線を埋設する場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。  
 なお、本線とは、各家庭への引込管と直接接続されていないものとする。下水道法施行規則第3条第1項に規定する「主要な管渠」は、概ね本線に該当する。
  - (1) 表-5に掲げる下水道管の場合  
 当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とする。ただし、当該値が1.0メートルに満たない場合には1.0メートル以上とすること。
  - (2) 前号以外の下水道管の場合  
 管頂部と路面との距離を3.0メートル以上とする。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り1.0メートル以上とすることができる。
- 3 下水道管の本線以外の管を車道の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。
  - (1) 表-5に掲げる下水道管の場合  
 当該道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とする。ただし、当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル以上とする。  
 なお、外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1.0メートル以上とする。
  - (2) 前号以外の下水道管の場合  
 管頂部と路面との距離1.2メートル以上とすること。ただし工事实施上やむを得ない場合にあっては、1.0メートル以上とすることができる。
- 4 下水道管の本線以外の管を歩道等の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。
  - (1) 表-5に掲げる下水道管かつ本線以外の場合  
 管頂部と路面との距離は0.5メートル以上とする。  
 なお、外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1.0メートル以上とすること。
  - (2) 前号以外の下水道管の場合  
 管頂部と路面との距離は0.6メートル以上とする。
  - (3) 前2号のほか、切り下げ部があり、路面と当該下水道管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、当該下水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける下水道管につき所要の防護措置を講じさせること。
- 5 当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等から、前2項によることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとすること。
- 6 各戸取付け管のマンホール（汚水枘）は、占用物件としては認めない。

7 道路横断箇所は、最小限にとどめること。

表 - 5 下水道事業

項目	適用
ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526)	径 300mm 以下のもの
ヒューム管 (JIS A 5303)	径 300mm 以下のもの
強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	径 300mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	径 300mm 以下のもの
陶管 (JIS R 1201)	径 300mm 以下のもの

(防護措置)

- 1 既設管との関連、あるいは橋梁、暗渠、立体交差箇所に取り付けのために、本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合は、コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。
- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所については、コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

(構造)

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし、道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 マンホールその他これに類するもの(マンホール内簡易機器を含む。)の設置については次によるものとする。
  - (1) 破損及びずれの生じない堅固な構造とする。
  - (2) 蓋は平板とし、路面と同一勾配とする。
  - (3) 今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とする。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鋳等は、歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

(使用材料)

- 1 使用材料については、JIS(日本工業規格)及びJSWAS(日本下水道協会規格)に適合するもの、又はこれと同等以上の品質を有し、内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。

## &lt; ガス管に関する基準 &gt;

## (位置)

- 1 歩道を有する道路においては、歩道の地下とすること。ただし、本管については、歩道に適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 歩道を有しない道路においては、道路の路端寄りとすること。
- 3 高圧のガス(2 MPa以上)を供給するためのガス導管を道路の地下に設ける場合の深さについては、別途「高圧のガス供給施設」による。
- 4 ガス管を車道の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。
  - (1) 表 - 6 に掲げるガス管の場合  
当該道路の舗装の厚さに 0.3 メートルを加えた値以上とすること。ただし、当該値が 0.6 メートルに満たない場合には、0.6 メートル以上とする。
  - (2) 前号以外のガス管の場合  
管頂部と路面との距離は 1.2 メートル以上とすること。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り 0.6 メートル以上とすることができる。
- 5 ガス管を歩道等の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。

なお、本線とは、ガス施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。基幹的な線以外の線で、引込管と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは、一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能である。

  - (1) 表 - 6 に掲げるガス管かつ本線以外の場合  
管頂部と路面との距離は 0.5 メートル以上とする。
  - (2) 前号以外の水道管の場合  
管頂部と路面との距離は 0.6 メートル以上とする。
  - (3) 前 2 号のほか、切り下げ部がある場合で、路面と当該水管の頂部との距離が 0.5 メートル以下となるときは、当該ガス管を設ける者に切り下げ部の地下に設けるガス管につき所要の防護措置を講じさせること。
- 6 当該道路の舗装構成(現状交通量区分と整合がとれていない場合等)、土質の状態(明らかに軟弱地盤である箇所等)、交通状況(周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等)及び気象状況等から、前 2 項によることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとすること。
- 7 他の埋設物件、構造物との保安距離を確保すること。
- 8 道路の横断箇所は、最小限にとどめることとし、原則として、道路に対して直角に横断すること。

表 - 6 ガス事業

項目	適用
鋼管 ( JIS G 3452 )	径 300mm 以下のもの
ダクタイル鋳鉄管 ( JIS G 5526 )	径 300mm 以下のもの
ポリエチレン管 ( JIS K 6774 )	径 300mm 以下のもの

## ( 防護措置 )

- 1 既設管との関連，あるいは橋梁，暗渠，立体交差箇所に取り付けのために，本基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合は，コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。
- 2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所については，コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

## ( 構造 )

- 1 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし，道路構造及び地下にある他の占用物件に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 マンホールその他これに類するもの（マンホール内簡易機器を含む。）の設置については次によるものとする。
  - ( 1 ) 破損及びずれの生じない堅固な構造とする。
  - ( 2 ) 蓋は平板とし，路面と同一勾配とする。
  - ( 3 ) 今後予想される占用物件を考慮した構造寸法とする。
- 3 地下埋設管の位置を表示するための鋺等は，歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 4 管の上部 50 センチメートルの位置に，幅 40 センチメートル以上で緑色の埋設標識シートを敷設すること。

## ( 使用材料 )

- 1 使用材料については，JIS（日本工業規格）に適合するもの，又はこれと同等以上の品質を有し，内圧及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。

<その他の管類（温泉管，かんがい用配水管等）に関する基準>

（位置）

- 1 原則として，縦断的に埋設することは認めない。
- 2 管の頂部と路面との距離は，次によるものとする。
  - （1）車道の地下に設ける場合は，1.2メートル以上とする。
  - （2）歩道の地下に設ける場合は，0.6メートル以上とする。
  - （3）道路の横断箇所は最小限にとどめることとし，原則として，道路に対して直角に横断すること。

（構造）

- 1 堅固で耐久力を有するとともに，道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものとする。
- 2 車道に埋設する場合には，道路の強度に影響を与えない構造であること。

（使用材料）

- 1 使用材料については，JIS（日本工業規格）に適合するもの，又はこれと同等以上の品質を有し，内厚及び外圧に対して十分耐える構造であるものとする。
- 2 管種は，温泉管は鋼管，合成樹脂管及び陶管とする。その他管類は鋼管，鋳鉄管，ダクタイル鋳鉄管，ヒューム管，PC管，鉄筋コンクリート管及びボックスカルバート（函渠）とする。

(参考通達)

- 1 昭和 57 年 12 月 14 日道維第 715 号, 下水第 679 号「道路の占用に伴う公共下水道の埋戻しについて」(最近改正 平成 19 年 3 月 28 日道維第 867 号, 下水第 1053 号)
- 2 平成 6 年 4 月 1 日事務連絡「歩道の占用工事における改良土の活用と地下電線の埋設深度の取扱いについて」(最近改正 平成 18 年 11 月 15 日国道利第 33 号)
- 3 平成 8 年 6 月 28 日建設省政発第 62 号「熱供給導管の道路占用の取扱いについて」
- 4 平成 9 年 3 月 25 日事務連絡「下水道法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務等の取扱いについて」(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)
- 5 平成 9 年 11 月 17 日道維第 723 号「道路の掘り返し防止対策の徹底について」
- 6 平成 9 年 12 月 4 日道維第 745 号「道路の掘り返し防止対策の徹底に関する大規模建築物の取扱いについて」
- 7 平成 11 年 3 月 31 日建設省政発第 32 号の 2, 建設省政発第 5 号の 2「電線, 水管, ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(最近改正平成 28 年 2 月 23 日国道利第 19 号通達・国道保第 28 号)
- 8 平成 12 年 3 月 24 日道政発第 28 号の 2, 道国発第 13 号の 2「電線, 水管, ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」に規定する条件に附すべき事項等について」
- 9 平成 12 年 3 月 24 日事務連絡「電線, 水管, ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」に規定する条件に附すべき事項等の取扱いについて」
- 10 平成 16 年 2 月 17 日事務連絡「ガス管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さに関する取扱いについて」
- 11 平成 26 年 6 月 25 日国道利第 6 号「熱供給導管の道路占用の取扱いについて」
- 12 平成 28 年 2 月 22 日国道利第 18 号, 国道保第 27 号, 国道交安第 64 号「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に係る取扱いについて」
- 13 平成 28 年 3 月 31 日事務連絡「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」の運用に関する取扱いについて」
- 14 平成 29 年 3 月 31 日国道利第 27 号「ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱について」
- 15 平成 29 年 3 月 31 日事務連絡「ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱について」
- 16 平成 29 年 10 月 31 日道維第 464 号「道路工事等に伴うカッター使用による通信ケーブルの切断防止に伴う表示札の設置について」

法第2号物件  
石油圧送施設

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(本省協議の対象)

- 1 石油(原油のほか、揮発油、橙油、軽油、重油、石油ガス等の石油製品を含む。)を圧送するための導管、圧送機、タンク等の施設の道路占用については、国土交通省に事前協議を要する物件である。ただし、道路を横断して占用するもの又は道路を横断して占用するもので占用延長が500メートル未満のものについては除く。
- 2 事前協議に際しては、次の書類を添付のうえ、道路維持課長あて進達すること。
  - (1) 石油圧送施設の種類及び設置経路
  - (2) 石油圧送施設の圧送能力及び圧送方法
  - (3) 石油圧送施設の設置位置及び設置方法
  - (4) 石油圧送施設の構造(特に石油導管については、その強度及び防食、接続等の方法)
  - (5) 石油導管等の耐圧及び気密試験の方法
  - (6) 石油漏洩検知装置、感震装置、緊急しゃ断装置等の保安施設及び消火施設の設置状況
  - (7) 石油の流出拡散の防止方法
  - (8) 緊急時における緊急しゃ断装置等の作動方法
  - (9) 緊急時における連絡通報設備の設置状況
  - (10) 自衛消防組織等の保安管理体制の状況
  - (11) その他保安対策上必要と認められる事項

(位置)

- 1 地下に埋設すること。
- 2 道路を横断して埋設する場合を除き、自動車荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、導管の外面から水平距離にして道路の境界線まで1.0メートル以上の距離を保つこと。
- 3 導管(防護工又は防護構造物を設ける場合には当該防護工又は防護構造物)は、他の工作物に対しその外面から0.3メートル以上の間隔を保ち、かつ、当該他の工作物の保全に支障を与えないこと。
- 4 道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは次によるものとする。
  - (1) 市街地では、導管の頂部から1.8メートル以上とすること。
  - (2) 市街地で防護構造物を設ける場合は、防護構造物の頂部から1.5メートル以上とすること。
  - (3) 市街地以外の地域では、導管又は防護構造物の頂部から1.5メートル以上とすること。
- 5 道路の路面下以外の場所に埋設する場合においては、導管の頂部と地面との距離は1.2メートル(防護工又は防護構造物を設ける場合にあっては、市街地では0.9メートル、市街地以外の地域では0.6メートル)以上とすること。



- 6 地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離は 5.0 メートル以上とすること。
- 7 橋に添架する場合においては、桁の両側又は床板の下とすること。
- 8 高架の道路に設ける場合においては、高架の道路の路面化に設けるものとし、導管の頂部と路面との距離は 1.2 メートル以上、かつ、道路を横断して埋設するときを除き、道路境界線との間は、導管の外面から水平距離にして 1.0 メートル以上を保つこと。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合には、高架の道路の桁の両側又は床板の下に添架することができる。
- 9 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの（各戸引込管が取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に埋設する場合は、これらの上部に埋設しないこと。
- 10 その他、道路法施行令第 11 条の 5 及び石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 15 条第 3 項第 2 号の規定に基づく主務省令の規定の例によること。

（構造）

- 1 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものとする。
- 2 導管は鋼管とし「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示」（昭和 48 年 9 月 28 日告示第 1 号）第 3 条第 1 号に規定する規格に適合するものであること。
- 3 道路を横断して埋設する場合には、さや管その他の構造物を設けること。
- 4 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えない構造であること。
- 5 橋梁又は高架の道路に添架する場合には、橋又は高架の道路に影響を与えない構造であること。

（参考通達）

- 1 昭和 46 年 8 月 20 日建設省道政発第 89 号「石油圧送施設の道路占用について」（最近改正 昭和 58 年 2 月 5 日建設省道政発第 12 号）
- 2 昭和 48 年 2 月 20 日建設省道政発第 8 号「道路法施行令並びに道路法施行規則及び道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料徴収規則の一部改正について」（最近改正 平成 18 年 11 月 15 日国道利第 33 号）

法第2号物件  
高圧のガス供給施設

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 ガス導管を道路に埋設する場合には、その埋設深度を 1.2 メートル以上とすること。  
ただし、舗装されている車道下に導管を埋設する場合は、当該舗装部分の路盤（しゃ断層がある場合は当該しゃ断層，以下同じ。）の下に埋設し、管の外面と路盤の最下部との距離は、0.5 メートル以上とする。
- 2 市街地又は人家連担地区（将来において市街化又は人家連担化が予想される地区を含む。）の道路にあつては、以下の事項に留意すること。
  - (1) ガス導管の上部に鉄板を敷設する等の方法により、ガス導管を防護することとし、この場合の防護施設の頂部と路面との距離は、0.9 メートル以上とすること。
  - (2) 人家等から 3.0 メートル以内に埋設されるガス導管については、コンクリートボックスへ収容し、又は鋼矢板を打設する等の方法により、漏洩したガスが人家等の側へ拡散しないような措置を講じること。
- 3 内圧、土圧及び輪荷重に対するガス導管の安全性を確保できるように管厚を厚くし、又はコンクリートボックスへ導管を収容する等の方法により土圧及び輪荷重の影響を緩和できるような措置を講じること。
- 4 鉱業法及び鉱山保安法に基づくガスパイプラインの道路占用の取扱いについては、上記事項のほか、「ガスパイプライン技術指針暫定報告書」（平成6年3月鉱山保安技術検討委員会パイプライン保安技術部会）によること。

(留意事項)

高圧のガスの供給施設の道路占用の許可の審査に当たっては、道路法施行令の基準によるほか、下記の事項に留意すること。

- 1 占用の可否を判断するに当たって審査を要する事項
  - (1) ガスの供給施設の種類及び設置経路
  - (2) ガスの圧力、供給能力及び供給方法
  - (3) ガスの供給施設の設置位置及び設置方法
  - (4) ガスの供給施設の構造（特にガス導管については、その強度及び防食、接続等の方法）
  - (5) ガス導管等の耐圧試験及び気密試験の方法
  - (6) ガス漏洩検知装置、感震装置、緊急遮断装置等の保安施設及び消火施設の設置状況
  - (7) ガスの漏洩防止及び放散の方法
  - (8) 緊急時における緊急遮断装置等の作動方法
  - (9) 緊急時における連絡通報設備の設置状況及び道路管理者等への連絡体制
  - (10) 自衛消防組織等の保安管理体制の状況
  - (11) その他保安対策上必要と認められる事項

(参考通達)

- 1 平成 16 年 10 月 1 日国道利第 19 号「高圧のガスの供給施設の道路占用の取扱いについて」
- 2 平成 29 年 3 月 31 日国道利第 27 号「ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱いについて」
- 3 平成 29 年 3 月 31 日事務連絡「ガス事業法の一部改正に伴う道路占用許可関係事務の取扱いについて」

法第2号物件

排水管（合併浄化槽処理水の取付管）

（方針）

公益上やむを得ない場合で、次の各項すべてに該当する場合に限り認めることができる。

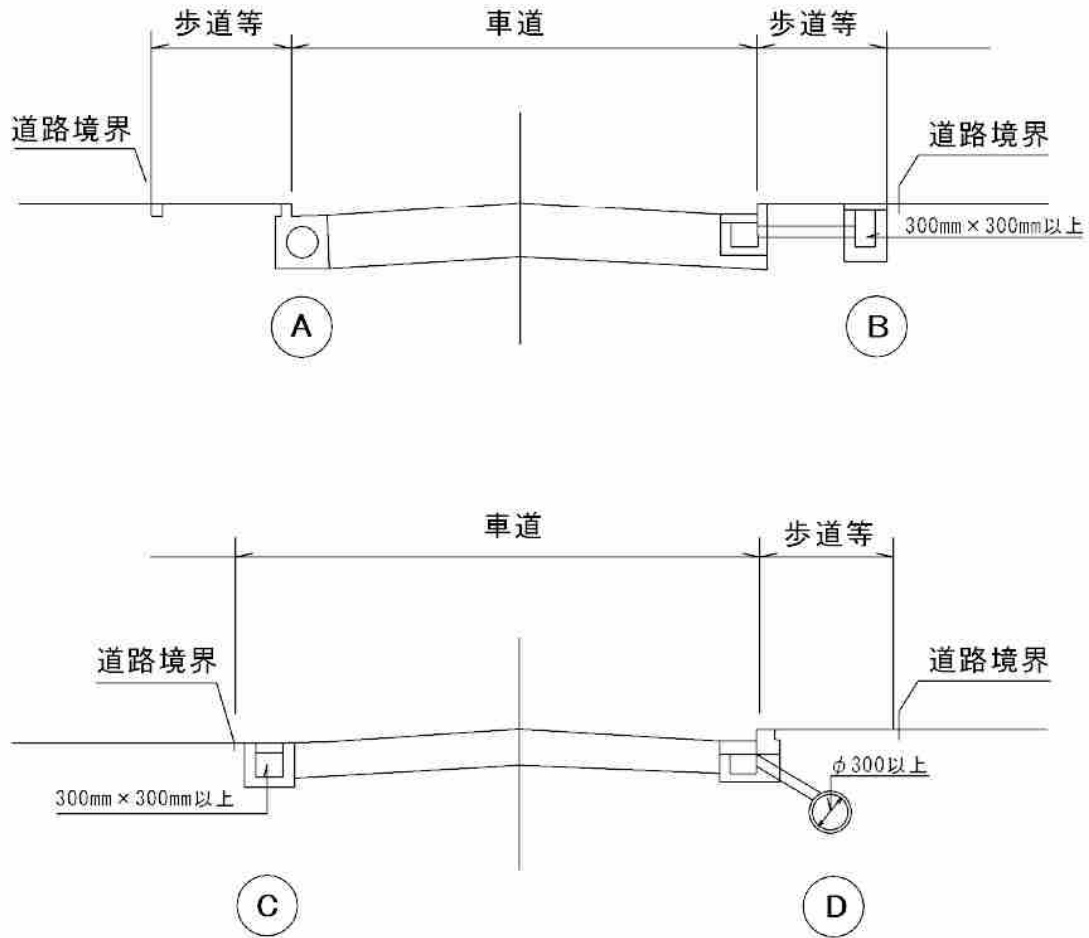
- 1 下水道法第4条第1項の認可を受けた地域又は農業集落排水事業区域（以下、「事業区域」という。）以外の地域であり、かつ道路側溝以外に普通河川等の流末を形成する施設がない地域であること。ただし、事業区域であっても、近い将来整備される見込みがない場合には、下水道が供用開始されるまでの期間に限り認めることができる。
- 2 次に該当する浄化槽である場合
  - （1）原則として個人住宅に設置される浄化槽のうち、し尿の雑排水（工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。）を併せて処理する合併浄化槽とする。個人住宅とは、一戸建て（1戸が独立した住宅であって、持家、借家を問わない）をいう。また、合併浄化槽の大きさは10人槽以下とする。
  - （2）生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD<sub>20</sub>ミリグラム/リットル（日間平均値）以下の機能を有するもの。
  - （3）浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定に適合しているものであること。ただし、茨城県霞ヶ浦水質保全条例（昭和56年12月21日条例第56号）第21条の6に該当する場合には、高度処理型浄化槽であること。
  - （4）排水管等の接続が、道路管理上支障ないこと。
  - （5）設置された浄化槽は、使用が廃止されるまでの間、関係法令に基づき適正に維持管理されるものであること。

（位置）

- 1 原則として民地側に設置されている道路側溝（図B及びC）及び歩道等に埋設されている排水管渠（図D）で、側溝断面が300ミリメートル×300ミリメートル相当以上及び流末が確保されている側溝であり、かつ、側溝断面に余裕がある道路側溝に接続するものとする。（断面不足の場合は、24条の承認工事により原因者に改築費用を負担させて断面確保を行うことも可能）

「300ミリメートル×300ミリメートル」を基準としているのは、断面が300mm×300mm、最小勾配が0.2%、の側溝に対して、個人住宅からの排水量標準値200～250リットル/人・日のピーク時60%で流量計算を行い、排水が可能であるとの判断によるものである。
- 2 道路を横断しての接続は認めない。
- 3 将来の道路計画が明らかな個所においては、将来計画との調整を図り手戻りのないような位置とする。

(図)



(構造)

- 1 取付管の口径は、内径 100 ミリメートル以下とし、側溝との接続部は生コンクリート等により補強を行うものとする。

(その他)

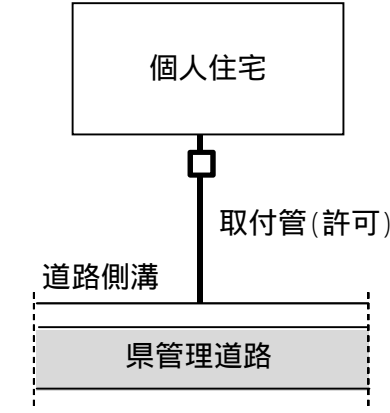
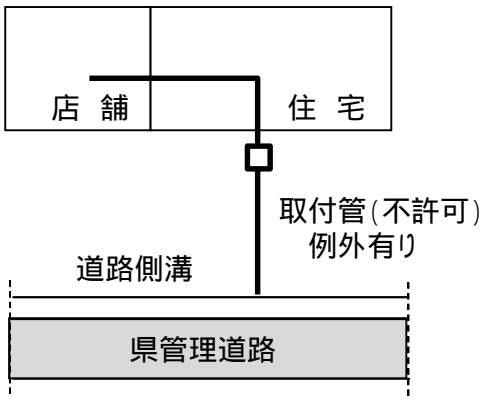
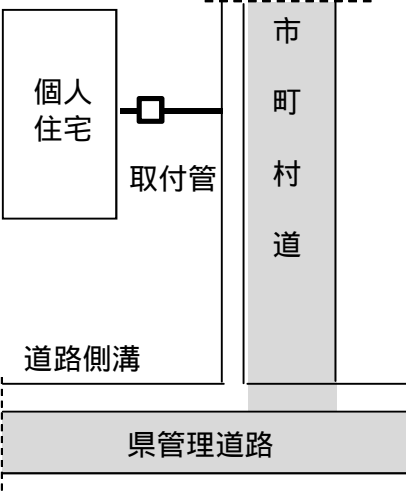
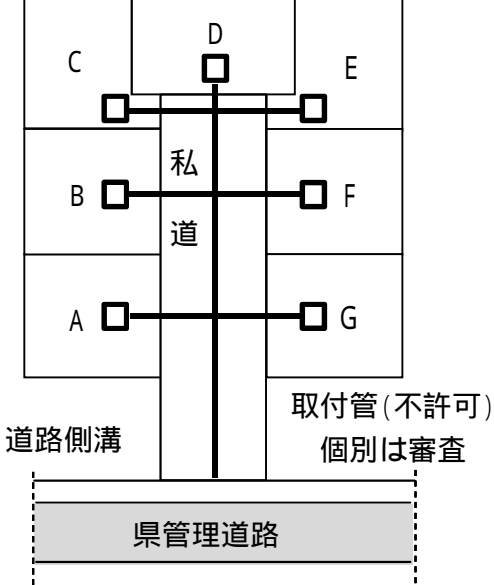
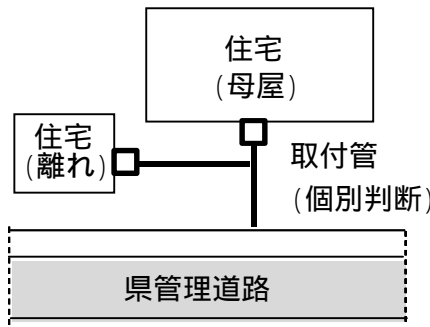
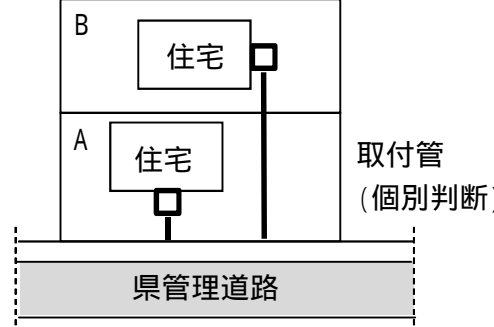
- 1 放流の期間は、次のいずれかに該当する期間までとする。
  - (1) 道路管理上支障がないと認められる期間
  - (2) 公共下水道等の家庭からの排水を処理する施設が整備されるまでの期間
- 2 取付管は、道路法第 32 条第 1 項第 2 号（水管類）該当物件として扱う。
- 3 占用料は、免除する（茨城県道路占用料徴収条例第 3 条第 1 項第 2 号に準じる）。
- 4 占用の許可期間は、5 年間とする。
- 5 申請者及び市町村等に次の事項を確認すること。
  - (1) 当該地の下水道管の有無
  - (2) 他の放流先の有無
  - (3) 浸透式排水等宅地内処理の検討
  - (4) 事業区域においては、下水道管の敷設時期

- 6 合併浄化槽については、個人住宅に限り特例として認めることができる。  
これは、あくまでも特例扱いであって、積極的に認める主旨でないので、分譲地（開発行為）は認めない。ただし、分譲地を購入した個人が個別に申請する場合は認めることができる。なお、個人の住宅であっても他の住宅との合流式排水は、管理に問題が生じるので認めない。
- 7 10人槽以下としたのは、道路側溝の機能を保つためである。
- 8 「し尿と雑排水」とは、もっぱら家庭から排水される家庭用し尿と雑排水を言う。
- 9 「工場廃水、雨水その他の特殊な排水」には、「業務用の排水」も含まれる。
- 10 土地改良区等の放流同意は、申請者が市町村長又は生活環境部環境政策課長に提出する「環境保全に関する誓約書」によりあらかじめ協議しているため、不要。（茨城県浄化槽指導要綱による検査で処理する。）
- 11 店舗兼住宅でも、「業務用の排水」がないときは、個人住宅とみなし認めることができる可能性はあるが十分検討を要する。  
（例えば、たばこ店は可、床屋は不許可とする。ただし、この場合住宅と店舗を分割すれば、許可もやむを得ない。）
- 12 占用許可の更新時等に、浄化槽法第10条の2第3項により浄化槽管理者に変更が生じていることが確認された場合には、遅滞なく新たな浄化槽管理者に対して、新規の道路占用を申請させること。

（参考通達）

- 1 昭和63年2月4日道維第66号「合併処理浄化槽処理水の知事管理国道及び県道側溝への放流について」（最近改正 平成9年3月23日道維第193号）

具体的事例

<p>(1) 個人住宅</p>  <p>個人住宅</p> <p>取付管（許可）</p> <p>道路側溝</p> <p>県管理道路</p>	<p>(2) 店舗兼住宅</p>  <p>店舗 住宅</p> <p>取付管（不許可） 例外有り</p> <p>道路側溝</p> <p>県管理道路</p>
<p>(3) 市町村道を経由</p>  <p>個人住宅</p> <p>取付管</p> <p>市町村道</p> <p>道路側溝</p> <p>県管理道路</p> <p>各道路管理者の協議により判断</p>	<p>(4) 開発行為（合流式）</p>  <p>C D E</p> <p>B 私道 F</p> <p>A G</p> <p>取付管（不許可） 個別は審査</p> <p>道路側溝</p> <p>県管理道路</p>
<p>(5) 複数棟（母屋と離れ等）</p>  <p>住宅（母屋）</p> <p>住宅（離れ）</p> <p>取付管（個別判断）</p> <p>県管理道路</p> <p>浄化槽管理者が同一で10人槽以下であれば可能だが、売買等で変更となる見込みがあれば別個に接続すべき</p>	<p>(6) 敷地が県管理道路に接道していない</p>  <p>B 住宅</p> <p>A 住宅</p> <p>取付管（個別判断）</p> <p>県管理道路</p> <p>Bは県管理道路から進入路を確保するのが望ましい。BはAから同意得た場合に接続可能だが、合流にすべきできない</p>

法第 2 号物件

雨水排水管の道路側溝への接続

(方針)

原則として認めない。

道路側溝は道路の附属物であり、道路の機能保全のために設けられる施設であり、民地からの雨水排水等を受け入れることを想定して設計されていない。

安易に接続を認めれば容量を超えてしまうなどして、道路管理上の支障をきたすおそれがあることから、宅地内処理を原則とする。

したがって、真にやむを得ない場合であって、次のすべての要件を満たす場合にのみ認めることとする。

- 1 個人住宅からの雨水排水であること。個人住宅とは、一戸建て（1戸が独立した住宅であって、持家、借家を問わない）をいう。
- 2 雨水公共下水道が整備されておらず、普通河川等その他水路がない場合であって、浸透型雨水ますを設置することが技術上困難であり、県管理道路の側溝に排水する以外にその処理方法がないと認められること。
- 3 道路排水施設の流下能力と流入量との関係を検討した結果、当該道路排水施設の流量に余裕があると認められること。  
なお、検討に係る資料等は申請者の費用負担において作成するものとする。
- 4 側溝が用水路その他水路としての機能を有している場合は、当該水路の管理者等の同意が得られること。
- 5 原則として道路側溝、又は歩道に埋設されている道路排水管渠（内径 300 ミリメートル以上）における受入れであること。
- 6 排水は、道路敷地外に設置される雨水ますから接続するものであって、道路排水施設の汚損、汚泥等の堆積及び悪臭の発生するおそれがないものであること。
- 7 将来、公共下水道等の排水施設が整備された場合は、接続しなすこと。

(例外規定)

次のいずれかにより排水管を占用する場合には、本基準は適用しない。

- 1 市町村により公共下水道計画が定められている場合であって、雨水函渠及び流末が既に整備されており、当該雨水排水が道路側溝を通じて排水されることが計画されている場合は、この限りでない。
- 2 都市計画法第 32 条第 1 項の規定により、開発許可を申請しようとする者が、開発行為により設置される新たな道路（以下、「開発道路」という。）を開発区域外の県管理道路に接続する場合であって、開発道路が将来市町村道となることを条件に別途協議する場合。

(許可の条件)

- 1 下水道等の排水施設が整備されたときは、自己の費用で速やかに道路を原形に復旧すること。復旧方法については土木（工事）事務所長と協議し、その指示にしたがうこと。



- 2 自己の土地に設置したます等及び前面の道路側溝について、通常の水の支障とならないよう堆積物の除去等の清掃を行うこと。
- 3 当初の承認（許可）から状況が変化することとなる場合は、事前に土木（工事）事務所長と協議すること。
- 4 道路法等に違反した場合、水質の悪化や流量の増加が生じた場合、許可の条件を遵守しなかった場合は、許可を取り消し、原状回復を命じるものであること。
- 5 雨量その他気象条件によっては、側溝から宅地内の雨水管への逆流が発生することを容認できること。
- 6 このほか、土木（工事）事務所長が道路管理上の必要から行う指示にしたがうこと。

（構造）

- 1 道路排水施設の流下能力と流入量との関係を検討するにあたっては、道路計画・設計マニュアル（茨城県土木部道路建設課）第 8 章を準用する。

（参考通達）

- 1 平成 31 年 4 月 12 日事務連絡「開発行為により設置される新たな道路を県管理道路に接続する場合の協議の取扱いについて」

法第2号物件

光アクセス装置バッテリー設置台

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路余地がない場合で、歩道等のある場合は歩道等に設置すること。引上管の路面と埋設管頂部との距離は0.6メートル以上とすること。
- 2 歩道等がなくやむを得ず車道に設置する場合は、できる限り路端寄りとし、引上管の路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすること。

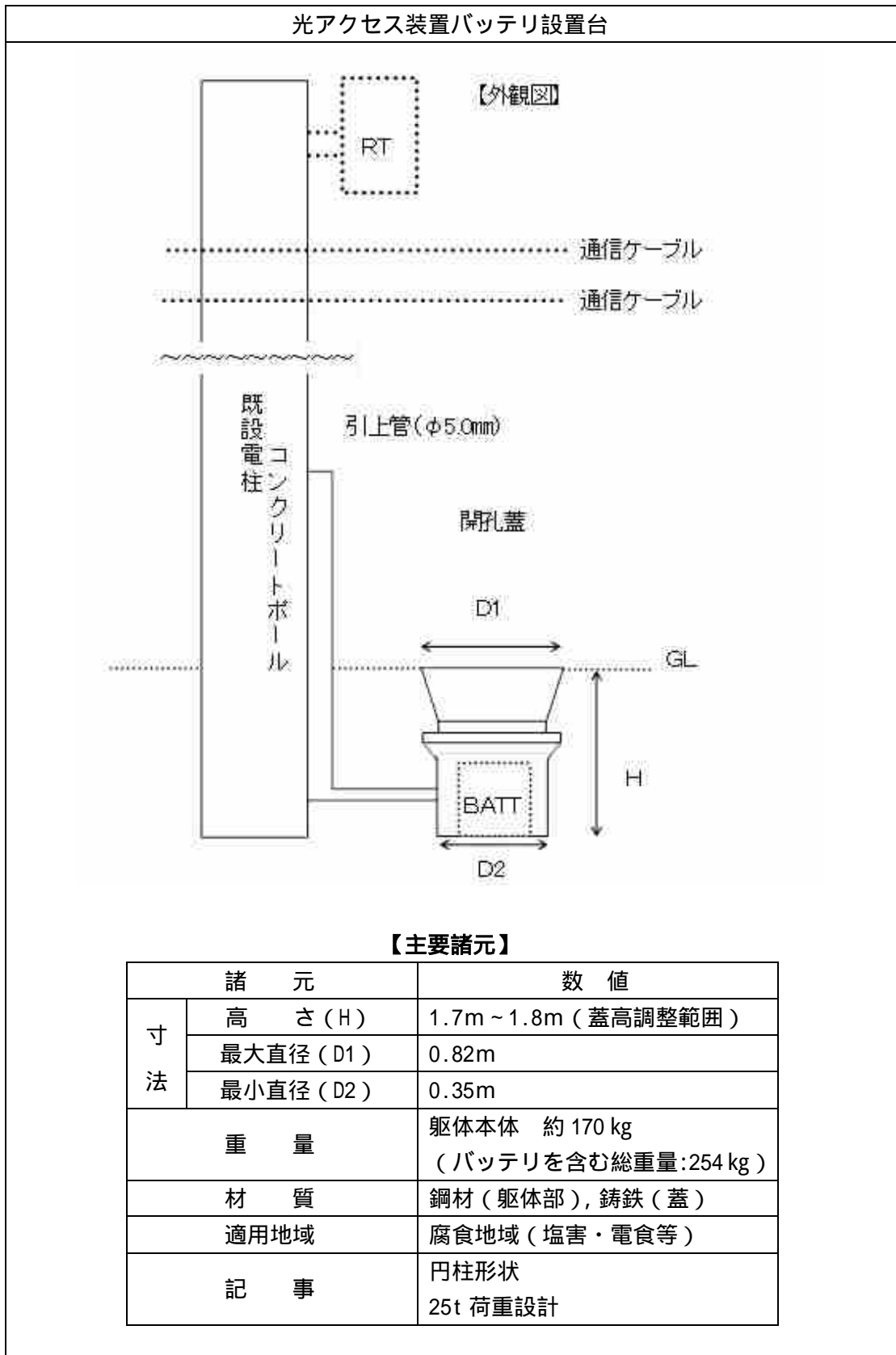
(構造)

- 1 光アクセス装置バッテリー設置台を地下に埋設する場合の規格は、直径0.82メートル以下、高さ1.8メートル以下とすること。
- 2 引込管の内径は、50ミリメートル以下とすること。
- 3 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
- 4 開孔蓋は平板とし、路面と同一勾配とすること。

(その他)

- 1 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わないこと。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りでない。

(図)



法第 2 号物件  
熱交換器等

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

1 次のいずれかの者が設置する場合であること。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 熱供給事業者

(3) 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有し、下水熱の利用を行うのに必要な  
経理的基礎及び技術的能力を有すると下水道管理者が認めた者

2 各下水道施設の管理者の許可基準等に適合していること。

(占有許可の範囲)

熱交換器(構造上同等であり一体とみなせる熱源配水管を含む。)等には、熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物を含むものとする。

(その他)

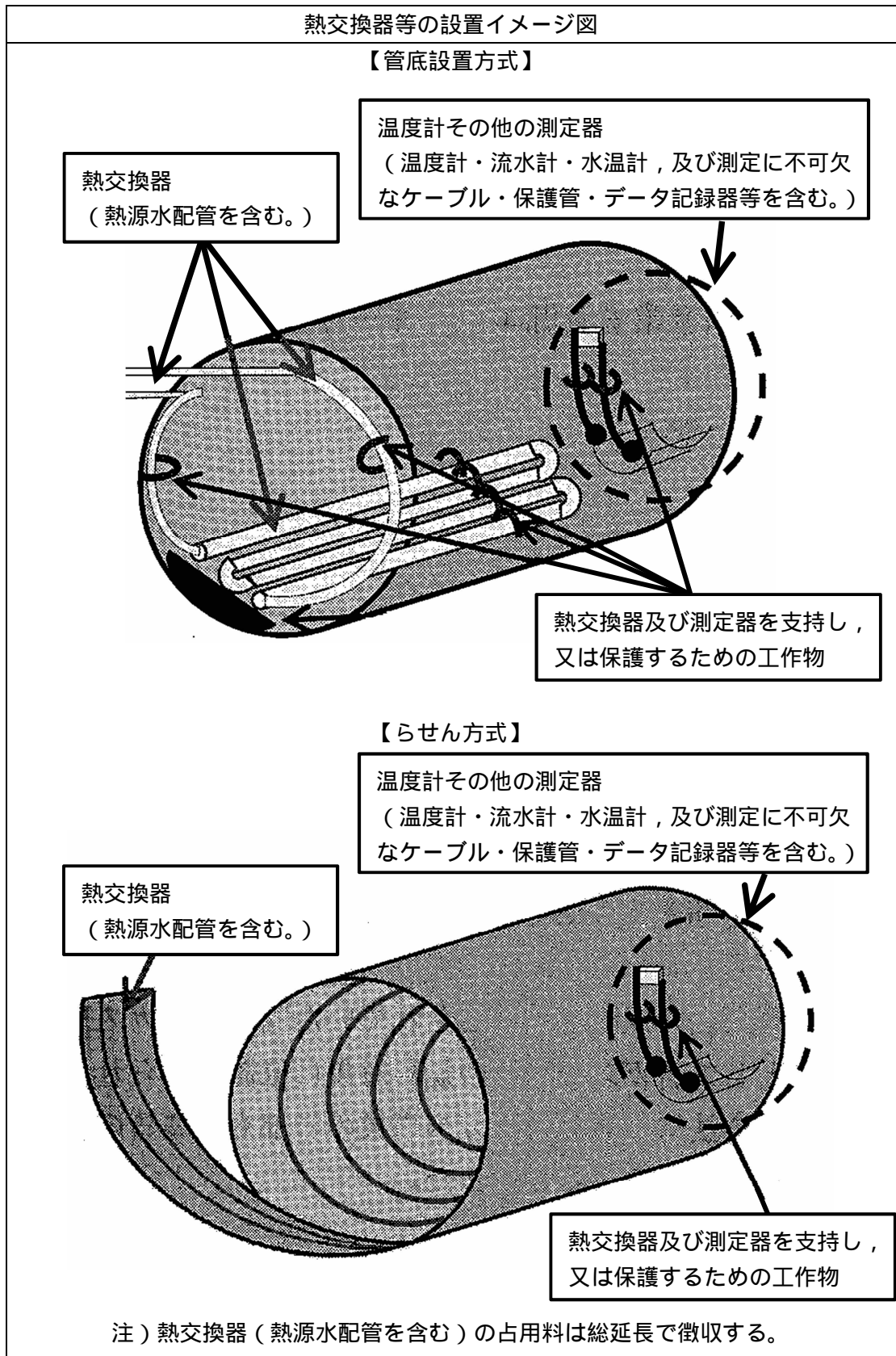
1 下水道管理者が既に道路の占有許可を受けて敷設した下水道暗渠等に熱交換器等を新たに設置する場合は、当該下水道施設に係る道路の占有目的を変更することについて許可を受けること。

2 熱交換器の占有料の額については、茨城県道路占有料徴収条例別表の「法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件」の項を適用すること。

(参考通達)

1 平成 27 年 11 月 26 日事務連絡「下水道法の一部改正に伴う道路占有許可関係事務の取扱いについて」

(図)



法第 3 号物件  
鉄道，軌道

(方針)

次により処理するものとする。

1 道路に鉄道が横断する場合

(1) 踏切道については，道路の占用になるが，この場合踏切道の新設又は改築に関しては，道路法第 32 条の許可に替え，法第 20 条及び法第 31 条の規定により，道路管理者と鉄道事業者の協議によるものとする。

(2) 鉄道が道路の上空又は地下を横断する場合は，道路法第 32 条の占用許可を要する。

2 道路に鉄道が縦断する場合

鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 61 条第 1 項ただし書きの許可を得た後，道路法第 32 条の許可を要する。

3 軌道を敷設する場合

軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 4 条により，国土交通大臣の特許を受けた者は軌道敷設に要する道路の占用の許可又は承認を受けたものとみなす。

(関係法令等)

- 1 鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令(昭和 62 年政令第 78 号)
- 2 鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令(昭和 62 年建設省令第 9 号)
- 3 道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱(平成 15 年 3 月 20 日成立)
- 4 道路と鉄道との交差に関する協議等に係る細目要綱(平成 15 年 3 月 20 日成立)

(参考通達)

- 1 昭和 27 年 12 月 5 日鉄総第 924 号「道路法の施行に伴う踏切道の取扱いについて」
- 2 平成 9 年 3 月 25 日建設省政発第 44 号「道路に鉄道を交差させる場合の踏切道の道路占用の取扱いについて」
- 3 昭和 62 年 3 月 31 日道政発第 24 号の 4「日本国有鉄道の民営化及び鉄道事業法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」
- 4 平成 8 年 1 月 30 日建設省都街発第 58 号の 3，建設省政発第 6 号の 3「踏切道拡幅に係る協議について」
- 5 平成 8 年 1 月 30 日建設省都街発第 59 号の 3，建設省政発第 7 号の 3「踏切道拡幅に係る協議について」
- 6 平成 13 年 3 月 16 日国道政発第 11 号「鉄道事業法第 61 条第 1 項ただし書きの許可について」
- 7 平成 9 年 10 月 20 日建設省政第 81 号「地下鉄施設への二次占用について」(最近改正 平成 26 年 3 月 26 日国道利第 34 号)

## 法第3号物件 自動運行補助施設

### (方針)

自動運行補助施設は、道路網の整備及び交通の発達に寄与することが期待される自動運転技術の実用化に資するものである。一方で、その占用の場所や構造によっては、既存の舗装の性能を著しく損ねるなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあること等を踏まえ、自動運行補助施設の占用許可に当たっては、当面、路面施設への適用を前提に本基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

### (定義)

#### 1 自動運行補助施設

電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法により道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1項第20号に掲げる自動運行装置（2において単に「自動運行装置」という。）を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう（法第2条第2項第5号）。

#### 2 自動運行車

自動運行装置を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車をいう。

#### 3 路面施設

自動運行補助施設のうち、道路上又は道路の路面下に設置し、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自動運行車の走行方向に対して、横断方向の自車位置の補正をするため、連続的に線状に道路上又は道路の路面下に設置する誘導線
- (2) 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、連続的に点状に道路上又は道路の路面下に設置する磁石
- (3) 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、点状に道路上又は道路の路面下に設置するア又はイの電子タグ  
ア 誘導式読み書き通信設備によって、情報が読み書きされる記録媒体  
イ 移動体識別に使用する通信設備からの誘導電波の受信装置

### (占用主体)

次のいずれにも該当している者であることとする。

- 1 自動運行補助施設の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。
- 2 法第33条第2項（第5号に係る部分に限る。）の規定により無余地性の基準の適用を除外する場合には、次のいずれかに該当する者であること。

なお、当該規定は、これらの者による自動運行補助施設の設置を促進するために設けられたことに鑑み、これらの者以外の者が占用主体になろうとする場合には、無余地性の基準を厳格に審査すること。

- (1) 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形

成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保（（2）において「地域における持続可能な公共交通網の形成等」という。）を図る活動を行うことを目的とする法人

- （2）自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成等を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団（（1）に該当する法人を除く。）であって、道路管理者が指定したもの
- （3）道路管理者による自動運行補助施設の性能等の公示及びそのための必要な情報の提供に同意している者であること。
- （4）暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと。

#### （占用の期間）

5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

#### （位置）

- 1 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
  - （1）地面に接する部分が、法面、側溝上の部分、路端に近接する部分（路肩の部分及び車道上の部分を除く。）、歩道（自転車歩行者道を含む。）内の車道（自転車道を含む。）の近接する部分又は道路の構造からみて道路の構造若しくは交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、路肩の部分若しくは車道上の部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分であること。（令第11条の6第1項）
  - （2）原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第1号ハ）
- 2 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第2号イ及びハ）
  - （1）路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。
  - （2）道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、頂部が地面に接近していること。
- 3 高架の道路の路面下に設ける場合においては、一般工作物等の占用の場所に関する基準を準用すること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第4号）
- 4 特定連結路附属地に設ける場合においては、一般工作物等の占用の場所に関する基準を準用すること。（令第11条の6第2項において準用する第10条第5号）

#### （構造）

- 1 地上に設ける場合においては、剥離、汚損、火災その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。（令第12条第1号イ）
- 2 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。（令第12条第2号）
  - （1）堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。



- (2) 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。
- 3 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。(令第12条第3号)
- 4 路面施設に用いる材料は、次のいずれにも適合するものであること。
  - (1) 輪荷重その他の路面施設に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して十分な強度を有していること。
  - (2) 耐久性が明らかであること。
  - (3) 耐候性・耐食性に優れ、熱やさび等により著しい劣化が起きないこと。
  - (4) 路面施設による磁界又は電波が人体や周辺環境に著しい影響を与えないこと。
  - (5) 維持管理が容易であること。
  - (6) 舗装材の再利用の際に著しい支障とならないこと。

#### (占用料)

持続的な公共交通網形成が難しい地域等への自動運転サービスの普及促進のため、令和13年3月31日までの間、免除する。

#### (許可の条件)

一般的な条件のほか、次に掲げる条件を附すこととする。

- 1 道路に関する工事に伴う自動運行補助施設の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は、自動運行補助施設の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- 2 二次利用希望者に対して著しい不利益を与えないこと。
- 3 自動運行補助施設の剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- 4 さらに、占用主体が行う点検については、次に掲げる事項を条件として附すものとする。
  - (1) 占用者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検の結果について定期的に報告すること。
  - (2) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
    - ア 点検の範囲に関する事項
    - イ 点検の対象に関する事項
    - ウ 点検の内容に関する事項
      - (ア) 点検項目
      - (イ) 点検時期
      - (ウ) 点検方法
    - エ 点検の体制に関する事項
    - オ 点検の記録に関する事項
    - カ 点検の結果の報告に関する事項
    - キ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
  - (3) 占用者は、点検要領に従い、当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の点

検を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

- (4) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

**(その他)**

- 1 路面施設以外の自動運行補助施設については、規則第4条の8の2第1項第2号及び第3号の規定に基づき国土交通大臣により定められる基準を踏まえるものとする。
- 2 自動運行補助施設の占用を許可した場合には、道路管理者が道路附属物として自動運行補助施設を設置した場合における法第45条の2第2項の規定及び「自動運行補助施設に係る道路法第45条の2第2項に基づく公示について」(令和2年11月25日付国道政第57号, 国道交シ第59号, 国道メ企第16号, 国道環第74号)に基づく公示に倣い、当該許可に係る自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した場所その他の必要な事項を公示するものとする。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。
- 3 本基準の施行の際、既に国の行う事業により自動運転の社会実験等により路面に電磁誘導線その他これに類する設備を路面に敷設しているもので、法第32条第1項第1号物件として取り扱っているものについては、更新等の際に同条同項第3号物件として取り扱いを変更するよう指導すること。

**(参考通達)**

- 1 令和2年11月25日国道利第22号, 国道交シ第58号「自動運行補助施設の道路占用の取扱いについて」
- 2 令和2年11月25日国道政第57号, 国道交シ第59号, 国道メ企第16号, 国道環第74号「自動運行補助施設に係る道路法第45条の2第2項に基づく公示について」
- 3 令和2年11月25日国道交シ第60号, 国道環第75号「自動運行補助施設に係る道路法第76条に基づく報告について」

法第4号物件  
アーケード

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項の全てに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 アーケードの設置許可に関する連絡調整を行うための道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長若しくは消防署長からなる連絡協議会を設け、その協議会において各機関の意見が一致した場合。
- 2 構造等が、「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号)に定める設置基準に適合すること。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(その他)

- 1 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。

(参考通達)

- 1 昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号「アーケードの取扱いについて」

法第4号物件

日よけ（雨よけ）

（方針）

生活上又は営業上、自己の店舗等の間口の範囲内に戸別に設けることが必要であると認められる場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 原則として幅員2.0メートル以上の歩道又は幅員3.0メートル以上の自転車歩行車道の上に設けるものとする。
- 3 信号機又は道路標識などの効用を妨げるおそれの少ない場所に設けるものとする。

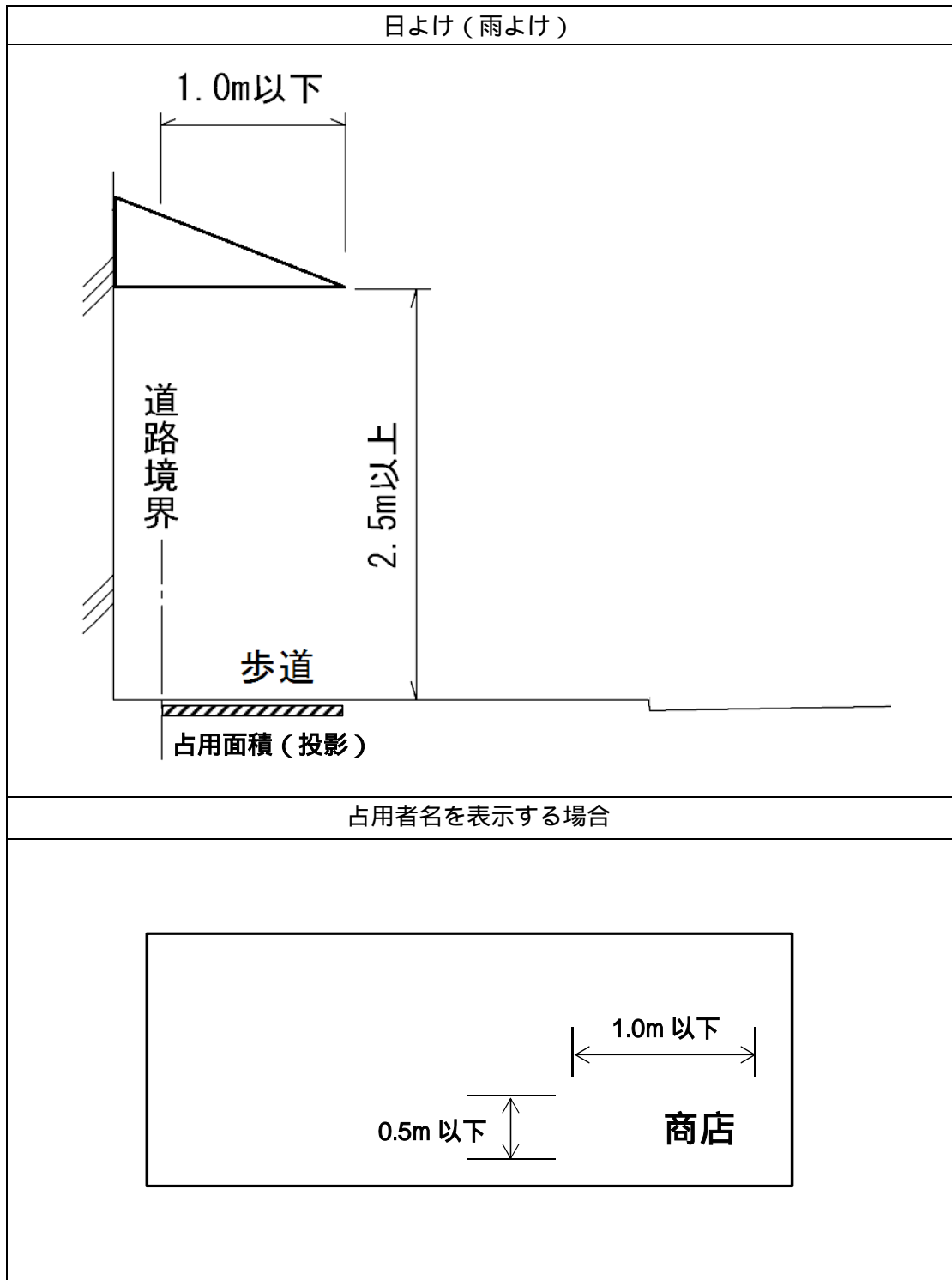
（構造）

- 1 日よけの高さは2.5メートル以上とする。この場合の高さとは、路面と日よけ（付帯物を含む。）を突き出した際の最下端部の距離をいう。
- 2 日よけの歩道等への突き出し幅は、道路境界から1.0メートル以下とする。
- 3 支柱の設置は認めない。
- 4 梁は耐火性を有するものとする。
- 5 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なものとし、倒壊、落下、はく離、飛散、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 6 占用物件には、広告、文字等を表示してはならない。ただし、自家用看板を設置しない占用者については、占用者名を縦0.5メートル、横1.0メートルの範囲で1箇所のみ表示することができる。
- 7 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので公衆に不快感を与えないものとする。

（その他）

- 1 占用物件の下の路上に商品、自転車又は張出物等を置かぬ旨誓約書を提出させることとする。
- 2 相当の区間一体のものとして連続して設けられる日除けについては第4号物件「アーケード」に該当するものとする。
- 3 占用面積は、投影面積とする。

(図)



法第 5 号物件  
地下街

(方針)

原則として認めない。

- 1 地下街の設置は、公共の用に供される道路又は駅前広場の管理上及び将来の利用計画  
上支障となるのみでなく、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点からも問題  
が多いので、その新設は、原則として認めない。
- 2 ただし、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円  
滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場  
合であって、かつ、地下街の設置が必要やむを得ない場合に限り認めることができる。
- 3 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)  
が施行されたことに関連して、地下街の安全対策等については各地方公共団体の方針  
に委ねられていることから、設置にあたっては、地下街連絡協議会を設置する等関係  
機関の同意を得られた場合に許可するものとする。

(構造)

構造等は、道路法及び道路法施行令によるほか、関係法令に適合するものとする。

- 1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)
- 2 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- 3 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)
- 4 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)
- 5 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)
- 6 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)
- 7 その他関係法令

(参考通達)

- 1 昭和 32 年 5 月 29 日建設省道発第 147 号の 2「道路の管理に関する取扱いについて」
- 2 昭和 60 年 3 月 30 日建設省道政発第 24 号「地下通路の道路占用について」

法第 5 号物件  
地下室

(方針)

原則として認めない。

ただし、真にやむを得ず、土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

(位置)

- 1 車道下は避けること。
- 2 出入口は、原則として道路敷地内に設けないこと。ただし、歩車道等の区別のある歩道部の地下についてはこの限りでない。この場合、歩道等の幅員が狭小とならないようにすること。

(参考通達)

- 1 昭和 32 年 5 月 29 日建設省道発第 147 号の 2 「道路の管理に関する取扱いについて」
- 2 昭和 60 年 3 月 30 日建設省道政発第 24 号「地下通路の道路占用について」

法第5号物件  
一般通路

(定義)

一般通路とは、上空通路及び地下通路以外の通路をいう。

(方針)

生活上又は営業上やむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 占用は、原則として法面に設ける場合のみとし、側溝及び路肩部は、道路法第24条の承認工事扱いとする。
- 2 他に出入りする道路への通路が設けられない場合に限り占用を認めることができる。

(位置)

- 1 車道及び歩道等への設置は認めない。
- 2 歩行者及び車両の通行に支障を及ぼさない位置とすること。

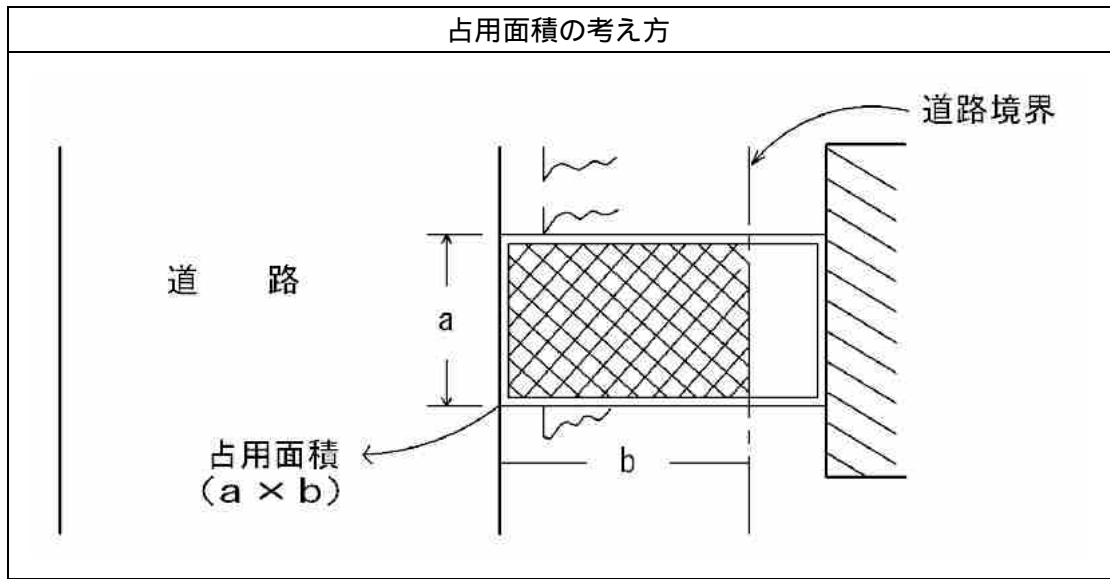
(構造)

- 1 道路区域内には門柱等の設置は認めない。
- 2 幅は原則として人の通行の用に供するものは2.0メートル以内、普通自動車の通行の用に供するものは4.2メートル以内、大型自動車の通行の用に供するものは6.0メートル以内とすること。ただし、自動車の回転のためこれにより難しい場合は、車両の軌跡により、必要最小限とすることができる。
- 3 原則として1施設2箇所以内とし、このうち1箇所を車両出入口とすることができる。ただし、車両出入口を分離する必要がある施設等特別な事情がある場合は、2箇所とも車両出入口とすることができる。
- 4 複数車両の駐車のために供するため、2台以上の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内において転回が著しく困難であるときは、幅は必要最小限の区間(両端に車止めを設置することとし、かつ、幅が8.4メートルを超える場合にあっては、両端に加えて区間内に車止めを設置することとし、車止め間が8.4メートル以内となるようにすること。)とすることができるが、この場合は、車両出入口は1箇所に限り認める。
- 5 消防法、危険物の規制の政令及び茨城県建築基準条例等、他の法令により出入口の幅が規定されている場合は、その幅とすることができる。
- 6 道路区域と民地との境界が明確になる措置を講ずること。
- 7 通路は原則として舗装すること。
- 8 通路の設置に伴い、民地内の雨水排水等が道路区域内に流入しないよう留意すると共に、必要に応じ通路部の排水措置を講ずること。
- 9 占用場所と隣接地とに段差が生じる場合には転落防止等について対策を講ずること。
- 10 最大の自動車荷重に十分耐えられる構造とすること。





(図2)



法第5号物件  
通路橋

(方針)

他に出入りする道路がなく、生活上又は営業上やむを得ない場合に限り認める。

(位置)

一般通路の基準によること。

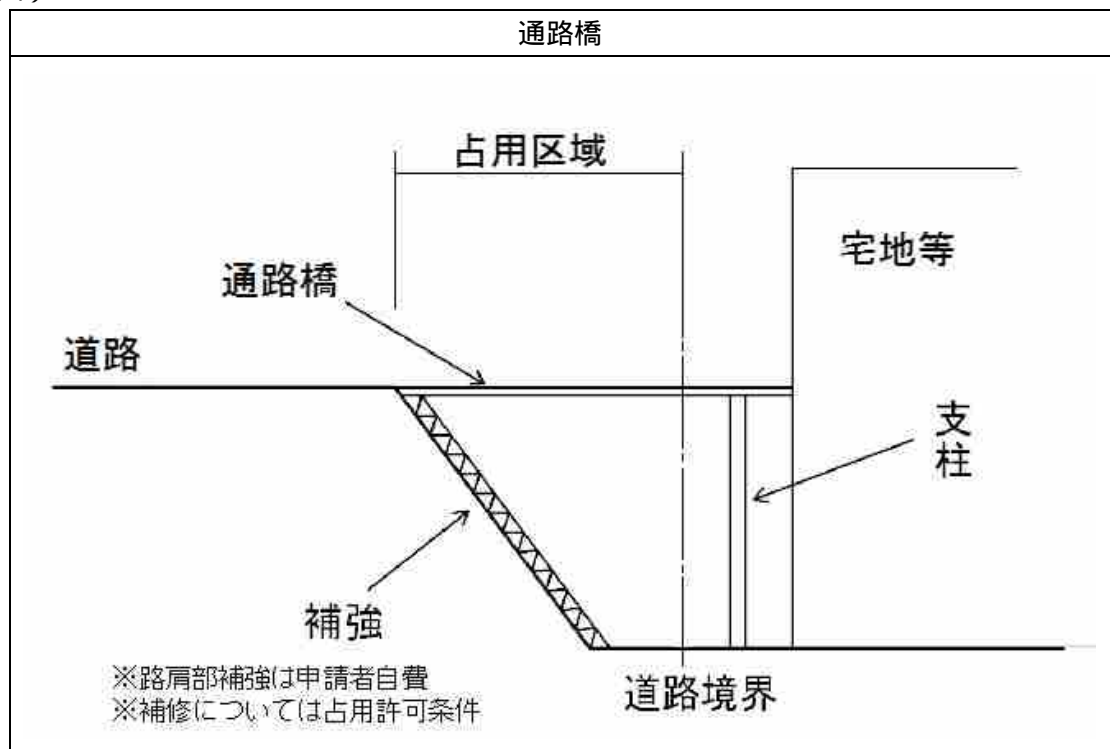
(構造)

- 1 橋台の一侧は道路敷外へ設け、他方は路肩部を補強して使用目的に耐える構造とする。
- 2 既設路側壁等を橋台として使用しないこと。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、荷重等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものであること。
- 4 路面と段差が生じないように摺り付けること。
- 5 前4項のほか、一般通路の基準によること。

(その他)

一般通路の基準によること。

(図)



法第5号物件  
上空通路

(定義)

上空通路とは、道路の上空を占有して設置する渡り廊下その他の道路をいう。(以下「通路」という。)

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 原則として地上交通の緩和的施設であること。
- 2 建築物相互を連結する通路(以下「渡り廊下等」という。)については、通路の設置許可に関する連絡調整を行うための道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長若しくは消防署長からなる連絡協議会を設け、その協議会において各機関の意見が一致した場合に限り許可できるものとする。
- 3 不特定多数の車両又は歩行者が通行する通路(以下「私道陸橋」という。)については、通路設置時における道路橋示方書等の構造基準に適合した構造であり、かつ、道路利用者の見通しを妨げないなど、通行の支障とならないものであること。
- 4 建築物の屋上部を連結する道路(以下「屋上連絡通路」という。)及び道路を縦断する等特殊な通路については、原則として認めない。ただし真にやむを得ない場合で、土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。
- 5 渡り廊下等については次によるものとする。
  - (1) 建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
  - (2) 交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとする。
  - (3) たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。
  - (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであってはならない。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
  - (5) 消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。
  - (6) 階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。
  - (7) 幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距

離等も想定し，適切な幅員を検討すること。

- ( 8 ) 信号機若しくは道路標識の効果を妨げ，又は道路の見通しを妨げ，その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。
  - ( 9 ) 前 8 号までのほか，建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。
- 6 屋上連絡通路は，前項の規定によるもののほか，次によるものとする。
- ( 1 ) 著しく多数の公衆が利用し，かつ，その利用者が屋上部又は上層階に集中する傾向のある百貨店その他これに類するものであって，災害発生時における利用者の避難施設として屋上連絡通路を設置することが特に必要と認められるものであること。
  - ( 2 ) 屋上連絡通路を設置する建築物は，それぞれ同一の管理者が管理するものであって，高さ 31 メートルを超えないものであること。
  - ( 3 ) 屋上連絡通路が占用する道路は，幹線道路以外の道路であって，幅員が 16 メートルを超えないものであること。

( 位置 )

- 1 私道陸橋以外の通路の設置数及び設置場所は次によるものとする。
- ( 1 ) 通路は，同一建築物について 1 個を基本とし，建築物の用途，規模等により適切と認められる場合においては，2 個以上とすることができる。
  - ( 2 ) 通路は，次に掲げる場所に設けないこと。ただし，周囲の状況等により支障がないと認められるときは，イの水平距離を縮小することができる。
    - ア 道路が交差し，接続し，又は屈曲する場所
    - イ 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離 10 メートル以内の場所
- 2 屋上連絡通路の設置は，前項によるもののほか，これを設置する建築物にすでに 1 箇所又は 2 箇所の上空通路が設置されている場合にあっては，これらの通路の垂直投影上の範囲内に設置されるものであること。

( 構造 )

- 1 私道陸橋以外の通路の規模は，常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は，非常の際避難する人数に応じて最小限とすることとし，その階数は 1 とし，その幅員は 6.0 メートル以下としなければならない。
- 2 私道陸橋以外の通路の防火装置は，次に掲げるところによること。ただし，用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては，この限りでない。
- ( 1 ) 通路を設ける建築物から 5.0 メートル以内にある通路の床，柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。
  - ( 2 ) 通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
  - ( 3 ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で，当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には，当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。
  - ( 4 ) 通路には，建築基準法施行令第 126 条の 3 に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど，適当な排煙の措置を講ずること。ただし，( 2 ) において建築基準法施行令第

- 112 条第 14 項第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。
- 3 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととする。
  - 4 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
  - 5 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適当な構造とすること。
  - 6 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
  - 7 通路には、適当な雨どいを設けること。
  - 8 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。
  - 9 通路にはガス管、排水管、水管、蒸気管及び高圧電線等を添架しないこと。ただし、通路設置と同時に設ける場合で、事前に構造計算書を提出し、道路管理者の指導を受けたものはこの限りでない。
  - 10 屋上連絡通路は、前各項の規定によるもののほか、次によるものとする。
    - (1) 屋上連絡通路は、屋根を有しないものとし、かつ、その主要な部分は鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリートで、その他の部分は、不燃材料で造られたものであること。
    - (2) 屋上連絡通路は、これを設置する建築物の一部を該当するものとして、その安全性等について建築主事の確認を受けたものであること。
    - (3) 屋上連絡通路は、その側面に人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵等の施設が設置されたものであること。

(参考通達)

- 1 平成 30 年 7 月 11 日国道利第 7 号「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」
- 2 平成 30 年 7 月 11 日消防予第 423 号「道路の上空に設ける通路に係る消防法第 7 条の同意の運用について(通知)」
- 3 平成 30 年 7 月 11 日警察庁丁規発第 84 号「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達)」
- 4 平成 30 年 7 月 11 日国住指第 1201 号、国住街第 80 号「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」

法第5号物件  
地下通路

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 原則として地上交通の緩和的施設であること。

(位置)

- 1 地下通路の出入口を設ける場合においては、法敷又は歩道等内の車道寄りに設けることとし、かつ歩道等に設ける場合にあつては、当該歩道等の片側が通行することができるようにすること。この場合において、当該歩道等の通行することができる路面の部分の幅員は、歩道にあつては3.0メートル以上、自転車歩行者道にあつては3.5メートル以上、自転車専用道路にあつては4.0メートル以上とすること。
- 2 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものが埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。
- 3 地下通路の頂部と路面との距離は、3.5メートル(公益上やむを得ないと認められる場合にあつては、2.5メートル)以上とすること。

(構造)

- 1 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- 2 部材各部の応力度は、許容応力度を超えるものでないこと。
- 3 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。
- 4 排水溝その他の適当な排水施設を設けること。

法第 5 号物件  
横断歩道橋

(定義)

横断歩道橋とは、車道または鉄道もしくは軌道法による新設軌道(以下「鉄道」という。)の路面を横断する歩行者あるいは自転車利用者(以下「横断者」という。)を、単独に道路または鉄道の面より上方に分離することにより、横断者の安全を確保することを目的とする施設をいう。

(方針)

極力抑制するものとするが、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(構造)

- 1 「立体横断施設技術基準・同解説(昭和 54 年 1 月 社団法人・日本道路協会)」に基づくこと。
- 2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)(平成 18 年法律第 91 号)」に基づく重点整備地区内に設置する場合は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン(国土技術研究センター)」を適用するものとし、その他の地区においてはこれを準用するものとする。
- 3 常時一般交通に開放し、横断者の利便に供するものであること。
- 4 バリアフリーに配慮した施設とし、昇降施設(階段、斜路又は斜路付階段)は道路の区域外に設けること。
- 5 道路に橋脚等を設けないこと。
- 6 構造物の下端は、横断する道路等の建築限界を侵してはならない。
- 7 横断歩道橋は道路と直角に架設すること。
- 8 適切な照明設備を設けること。
- 9 色彩は、周囲の環境と調和すること。また、信号機、道路標識の効用を妨げる色彩は認めない。



法第5号物件  
浄化槽

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 下水道処理区域又は下水道予定処理区域は認めない(市町村下水道担当課に照会し、確認すること。)
- 2 建築物の新築、増築、改築に伴う場合は認めない。
- 3 車道部分は認めない。
- 4 歩道等の部分については、やむを得ず許可する場合には、次の条件すべてに合致する場合に限り認める。
  - (1) 既存の浄化槽の取り替えに伴い建築物の建て替え又は大幅な改築を行わないと自己敷地内に浄化槽設置の余地が生み出せない場合で、道路区域以外に余地がない場合。
  - (2) 既設の道路施設及び公益性のある占用物件並びにこれらの将来計画に支障がないこと。
  - (3) 構造基準に適合すること。

(構造)

- 1 構造等は、当面、道路土工「カルバート工指針」及び「擁壁工指針」等に準拠するものとする。
- 2 管路については浄化槽の一部とし、県管理道路側溝への排水管の接続については、別途「排水管(合併処理浄化槽の道路側溝接続管)」による。

法第 5 号物件  
地下駐車場

(方針)

駐車場法第 10 条に定める路外駐車場として都市計画決定されたものに限り認めることができる。

(構造)

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある占用物件の構造に支障を及ぼさないこと。
- 2 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えないものであること。
- 3 「駐車場設計・施行指針について」(平成 4 年 6 月 10 日付け建設省道企発第 40 号)第 3 編第 1 章から第 3 章の規定に適合すること。

(参考通達)

- 1 平成 2 年 11 月 20 日建設省道政発第 61 号「地下駐車場の道路占用について」
- 2 平成 4 年 6 月 10 日建設省道政発第 46 号「自動車駐車場の道路占用について」

法第 6 号物件  
露店

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 祭礼，催物等のため一時的に設置するもの。
- 2 土地に定着せず，簡単に取り払えるもの。
- 3 信号機，バス停留所，消火栓及び道路標識等の機能を阻害しない位置及び物件であるもの。

(位置)

- 1 一般の通行に支障を及ぼさないような位置に設置し，交通の安全には万全を期すこと。

法第 6 号物件  
商品置場

(方針)

原則認めない。

ただし、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から、地方公共団体や地域住民・団体等が一体となって取り組むイベントの活用場として、包括的に道路占用を認める場合であって、一時的な占用として認める場合には、この限りでない。

(参考通達)

- 1 平成 16 年 3 月 31 日国道利第 40 号「路上イベントに伴う道路占用許可の適切な運用について」
- 2 平成 17 年 3 月 17 日国道利第 28 号「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」
- 3 平成 28 年 3 月 31 日事務連絡「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改訂版」について」

法第6号物件

松かざり，七夕かざり

（方針）

次の場合に限り認めることができる。

- 1 祭礼，縁日等の際し，恒例として一時的に設けるものであって，国，地方公共団体，自治会，商店会，その他これらに準じる団体が設けるもの。
- 2 歩行者及び通行車両の安全が確保できるよう措置するものとする。

（位置）

- 1 信号機，バス停留所，消火栓，マンホール及び道路標識等の機能を阻害しない位置とする。

（構造）

- 1 道路施設，信号器，道路標識，電柱，電話柱等への添架は認めない。
- 2 催物の期間終了後，直ちに撤去できるものであること。
- 3 倒壊，落下，はく離，汚損等により，美観を損ない，又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とすること。

（その他）

- 1 維持管理にあたっては，管理規程等を徴し万全を期すものとする。

法第6号物件  
祭りかざり

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各号に該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 祭礼，縁日等に際し，恒例として一時的に設けるもの。
- 2 国，地方公共団体，自治会，商店会その他これらに準じる団体が行うもの。
- 3 催物の期間終了後直ちに撤去できるもの。

(位置)

- 1 原則として，支柱は法敷，道路余地又は路端に設置すること。ただし，やむを得ない場合は歩車道等の区別のある道路においては歩道等内の車道寄りに，植栽帯等を有する歩道等においては植栽帯等の内に設けることができる。この場合，歩車道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置に設置し，かつ，歩行者等の通行に支障のない位置とすること。また，植栽帯内に設置する場合においては，植樹間に空地がある等既植の樹木に影響を与えない場合に限り認める。
- 2 信号機，バス停留所，消火栓，マンホール及び道路標識等の機能を阻害しない位置とする。

(構造)

- 1 道路施設，信号器，道路標識，電柱・電話柱等への添架は認めない。
- 2 飾りの最下端は，路面から4.7メートル以上とする。ただし，歩道等においては，2.5メートル以上とすることができる。
- 3 倒壊，落下，はく離，汚損等により，美観を損ない，又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 4 歩行者及び通行車両の安全が確保できるよう措置すること。

(その他)

- 1 維持管理については，占有者の点検項目，点検回数，責任者及び緊急時の体制等を記載した管理規程等を徴することとし，支障が生じたときは道路管理者が撤去できるものとする。

## 令第1号物件 立看板

### (方針)

極力抑制すべきであるので、次の第1項又は第2項のいずれかに該当し、第3項を遵守できる場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援(以下「主催等」という。)する催物に係る交通規制及び交通誘導の周知のため、一時的に設置する場合。
- 2 交通規制及び交通誘導の周知のため、国又は地方公共団体並びにその他これらに準ずる団体が十分な維持管理能力があると認められ、交通管理者の承諾を得た者が、一時的に設置する場合。
- 3 設置期間は、催物の期間中とする。ただし、必要と認められるときは、催物の開催の概ね1ヶ月前から、催物の終了後、概ね1週間が経過した日まで設置を認めることができる。

### (位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 地面に接する部分の位置は、原則として道路余地、法敷又は路肩とする。歩道等に設置することは歩行者等の通行に支障を及ぼすため、極力抑制すること。
- 3 次の工作物、物件及び施設には添加及び設置を認めない。
  - (1) 橋りょう、隧道、地下道、高架構造物(歩道橋を含む)及び分離帯
  - (2) 街路樹、信号機、道路標識、防護柵及び照明灯
  - (3) 消火栓、火災報知機、郵便差出箱(郵便ポスト)、公衆電話所(電話ボックス)、変圧塔及びこれらに類する物件
- 4 前項の規定に関わらず、次の場合に限り、立看板の添加及び設置を認めることができる。
  - (1) 橋りょう、地下道、高架構造物(歩道橋を含む)、街路樹、防護柵、照明灯については、国又は地方公共団体が主催等する催物の交通誘導のために一時的に設ける立看板で、催物の規模、現地の状況等から安全管理上設置が不可欠と考えられる場合
  - (2) 信号機、道路標識については、前号の条件を満たす立看板で、所管警察署が設置を認めた場合
- 5 次の箇所から5.0メートル以内は原則として設置を認めない。

横断歩道、橋りょう、隧道、踏切、信号機、道路標識、火災報知器、消火栓及びバス停留所
- 6 前項の箇所のうち、橋りょうについては、第4項第1号の条件を満たす立看板について、それらの箇所から5.0メートル以内の設置を認めることができる。

### (構造)

- 1 大きさは、縦2.0メートル以下、横1.0メートル以下とする。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐えうる堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽及び汚損等により、美観を損なわず、かつ通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。

- 3 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 4 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 5 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。
- 6 (位置)の第4項及び第6項に該当するものについては、上記に加え、材質は軽量なものとし、大きさは縦2.0メートル、横1.0メートル以下で必要最小限の大きさになるよう努めること。また、取付けにあたっては、針金等設置を行う構造物等を傷つけるようなものを使用してはならない。



令第1号物件

突出看板，野立て看板

(定義)

- 1 「突出看板」とは，建物，塀等の建築物に添加する看板をいう。
- 2 「野立て看板」とは，建柱して看板を取り付けたものをいう。

(方針)

- 1 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないもの限り認めることができる。
- 2 突出看板は，営業又は事業を行う者が，自己の営業所又は事業所に添加する自己の店名，屋号，商標，自ら販売製作する商品名又は自己の営業，事業の内容を表示するもの，ないしは駐車場への誘導を表示するもの限り認めることができる。
- 3 野立て看板は，次の場合に限り認めることができる。
  - (1) 道路交通の安全，道路の美化推進等道路管理上有益と認められるもので，国，地方公共団体又は道路交通の安全，道路の美化推進等の趣旨を目的とする団体が設置するもの。
  - (2) 事業所又は営業所等の敷地内に建柱するもので，看板の表示が第1項の内容であるもの。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

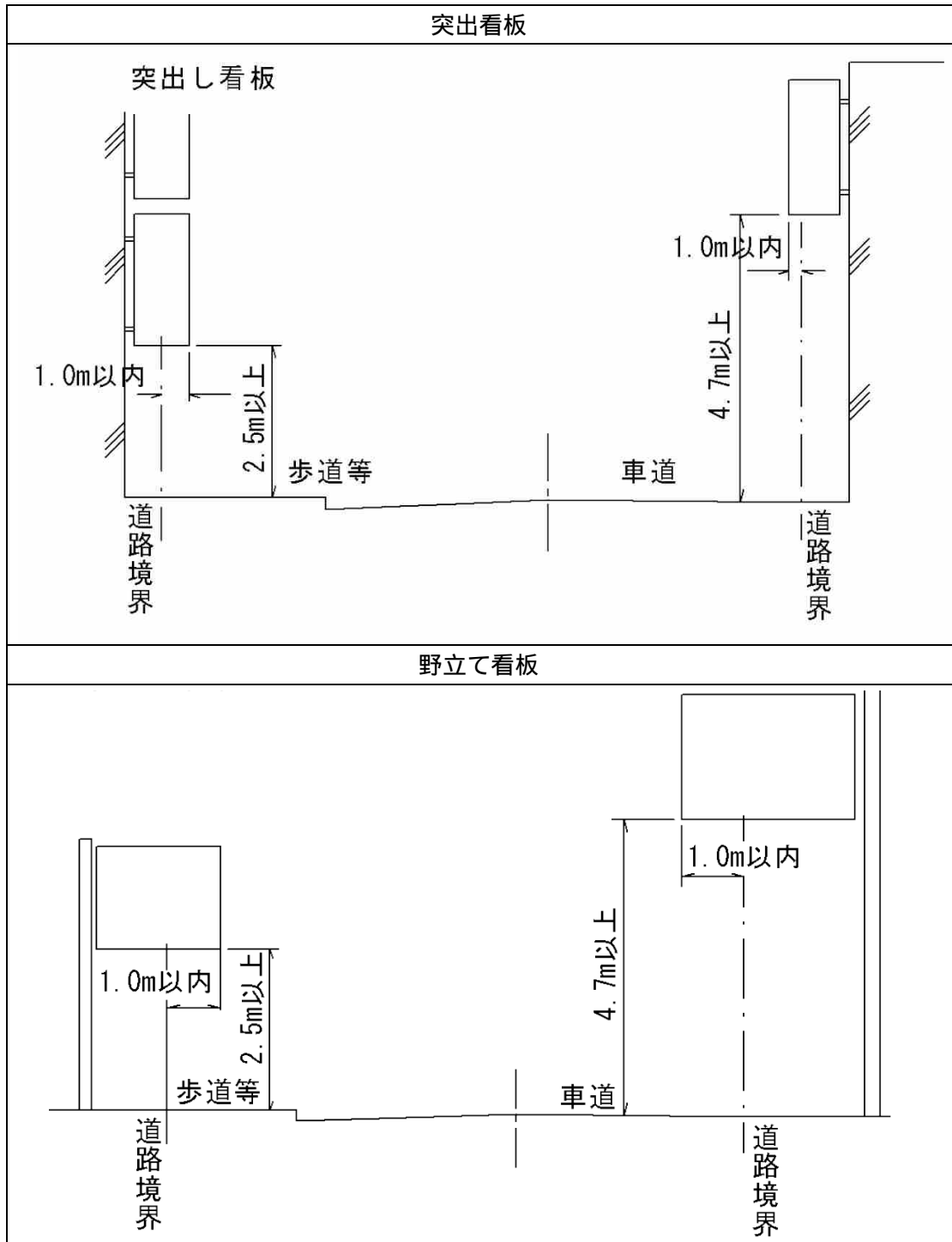
(構造)

- 1 設置個数は，1営業所（敷地を含む。）等につき2個以内（国又は地方公共団体が設置するものもしくは切手の販売を表示する0.5平方メートル以下のものは除く。）とする。ただし，貸ビルにおいて，その賃借人が自ら設置する場合又はその所有者が賃借人のために設置する場合には，最終利用形態から判断して1賃借人につき1個を限度に看板の設置を認めることができる。
- 2 看板の最下端は，路面から4.7メートル以上とする。ただし，歩道等においては，2.5メートル以上とすることができる。
- 3 路面への突き出し幅は，1.0メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損などにより美観を損なわず，かつ交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 電光式，動光式，反射式，外照式（当該看板の看板面に設置し，看板面のみに照明があたるものは除く。）は認めない。
- 6 内照式であって，半透明の看板面を使用するものは認める。
- 7 回転式等看板が動くもの，信号機又は道路標識に類似し，これらの効用を妨げるものは認めない。
- 8 デザイン，色彩及び表示内容は，付近の自然景観に適合し，美観，風致を損なわないもので，公衆に不快感を与えないものとする。

(その他)

- 貸ビル所有者が表示内容について白地で申請する場合にあたっては，表示内容が賃借人の自家用看板に限る旨，及び表示内容が決定，変更した場合にはその都度速やかに変更申請をする旨の誓約書を提出させることとする。

(図)



令第1号物件

電（話）柱又は消火栓標識の巻付看板，添加看板

（方針）

次の場合に限り認めることができる。

- 1 電（話）柱の管理者又は消防機関から添加の承認を得た看板であること。
- 2 添加看板又は巻付看板で1柱につき1個までのもの。ただし、巻付看板については、1個を2面として取り付けることができる。
- 3 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないもの。

（位置）

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 次の場所には設置を認めない。
  - (1) 自動車専用道路。ただし、道路の区域内に設ける休憩所，給油所及び自動車修理所の業務のために設ける必要最低限の看板については、この限りでない。
  - (2) 今後改築済となる道路の区間（舗装工事又は局部改良等小規模のものを除く。）
  - (3) 次に掲げる物件，工作物，場所
    - ア 橋，トンネル，高架構造（横断歩道橋を含む。）及び分離帯
    - イ 街路樹，信号機，道路標識，防護柵，駒止めの類及び距離標の類
    - ウ 消火栓，火災報知機，郵便ポスト，電話ボックス，変圧塔及びこれらに類する物件
    - エ 道路が交差し，又は連結する場所，横断歩道並びに踏切道
    - オ 車輛等が徐行する必要のある曲がり角（交差点を除く。）及び勾配の急な坂
    - カ 橋（長さ20メートル以下のものを除く。）及びトンネルの前後それぞれ10メートルの区域内，警戒標識，規制標識（駐車禁止，駐停車禁止の標識を除く。）及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10メートルの区域内並びに信号機の前後それぞれ20メートルの区域内
    - キ 車道幅5.5メートル以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は連結点，横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10メートルの区域内
    - ク その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所

（構造）

- 1 各看板の大きさは次の通りとする。

電（話）柱の巻付看板	1.0平方メートル以下
電（話）柱の添加看板	縦1.2メートル以下，横0.5メートル以下
消火栓の添加看板	縦0.4メートル以下，横0.8メートル以下
- 2 巻付看板相互間及び添加看板相互間の距離は、道路1則につき20.0メートル以上とし、添加位置，形状を統一する。
- 3 巻付看板の添加位置は、路面から1.2メートル以上，3.0メートル以下とする。
- 4 添加看板の下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道においては2.5メートル以上とすることができる。
- 5 添加看板の突出し幅は、0.45メートル以下とし、突出し方向は民地側を原則とするこ

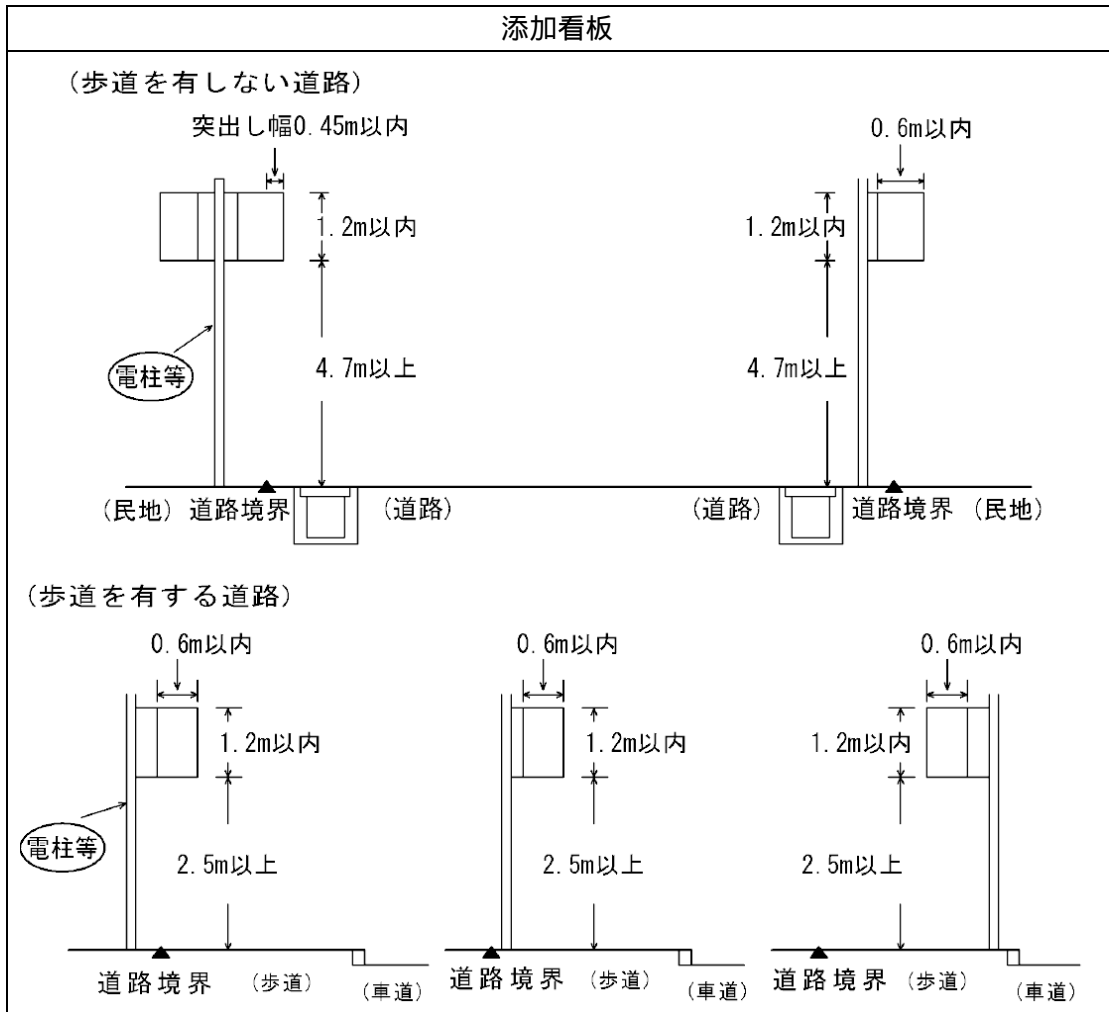
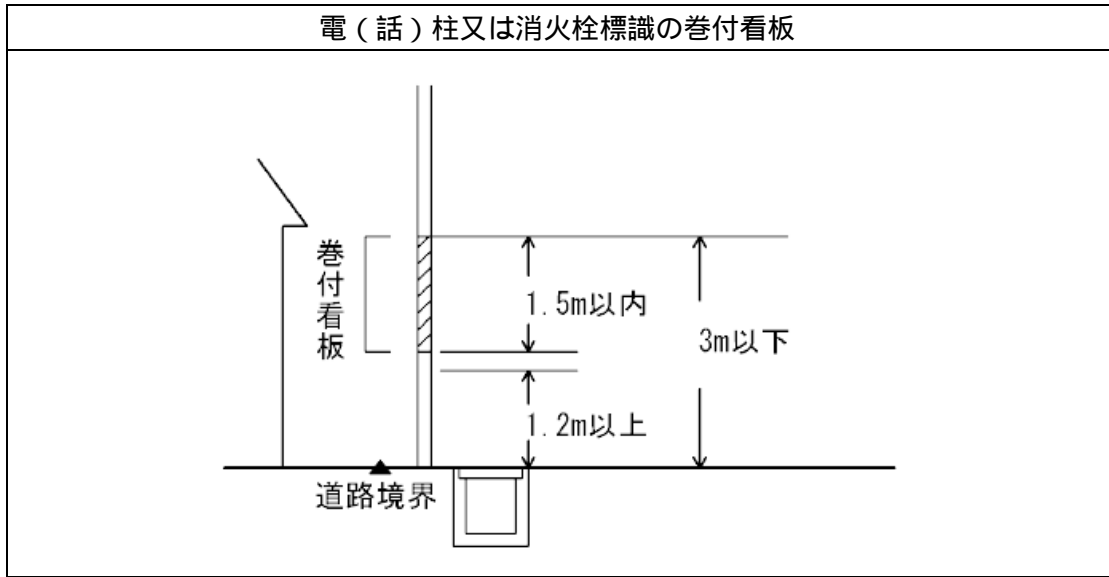
と。ただし，歩道においては，0.6メートル以下とすることができる。

- 6 信号機が設置されている電（話）柱には添加を認めない。
- 7 落下，はく離，老朽，汚損等により，美観を損なわず，かつ通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 8 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し，これらの効用を妨げるものは認めない。
- 9 デザイン，色彩及び表示内容は，付近の自然景観に適合し，美観，風致を損なわないもので，公衆に不快感を与えないものとし，看板の地色は原則として白又は淡色とする。
- 10 電光式，動光式，反射式，外照式及び内照式は認めない。

（その他）

- 1 道路占用許可申請にあたっては，電（話）柱の管理者又は消防機関の同意を得ておかななくてはならない。

(図)



令第1号物件

公共掲示板，町内案内図板，地域案内図板

(方針)

各地方公共団体が定める屋外外広告物に関する条例に抵触しないものであって，国，地方公共団体，自治会，商店会その他これに準ずる団体が，広報その他の公共的目的のために設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 歩道等を有する道路においては，歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とし，歩行者等に支障を及ぼさない位置とする。
- 3 歩道等を有しない道路においては，法敷，道路余地に設ける。
- 4 掲示板は，道路の方向と平行に設けるものとする。
- 5 次の箇所から5.0メートル以内は，原則として認めない。  
横断歩道，橋りょう，隧道，踏切，信号機，道路標識，火災報知器，消火栓及びバス停留所
- 6 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には，第1項から第3項までは適用しない。

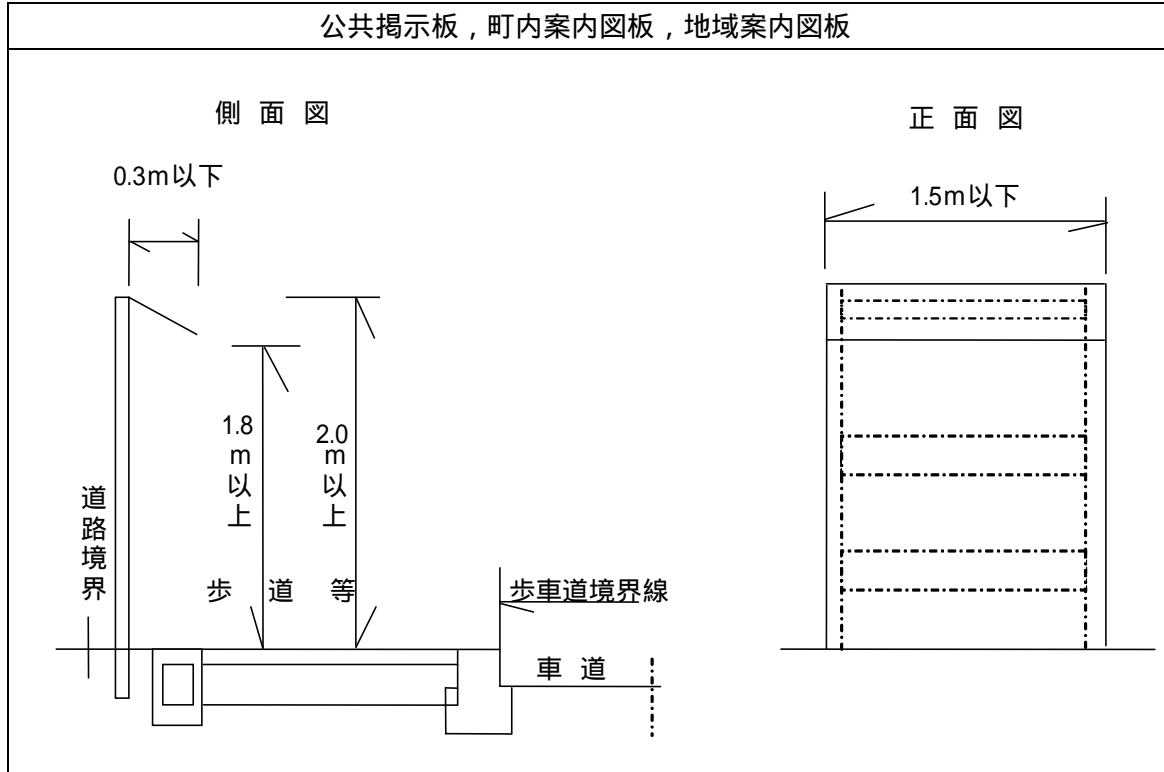
(構造)

- 1 高さは2.0メートル以下，長さは1.5メートル以下とする。ただし，掲示板又は案内図板の上に，その存在を知らせる旗状の補助標識を設置する場合は，補助標識に係る分として別途0.8メートルの高さを加えることができる。
- 2 ひさし，手すり及び補助標識を設ける場合は，その出幅は0.3メートル以下とする。
- 3 ひさしの最下部と路面との距離は，原則として1.8メートル以上とする。
- 4 支柱は埋込式とし，相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損等により，美観を損なわず，かつ通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物に該当する場合を除き，広告の添加，塗布は認めない。
- 6 掲示板には管理者名を表示するものとし，その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し，これらの効用を妨げるものは認めない。
- 8 デザイン，色彩及び表示内容は，付近の自然景観に適合し，美観，夫婦を損なわないもので，公衆に不快感を与えないものとする。
- 9 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には，第1項から第4項までは適用しない。

(その他)

- 1 維持管理については，管理規程等を徴し，その管理に万全を期するものとする。

(図)



令第1号物件

緊急自動車出動看板

(方針)

道路交通法施行令第13条に定める緊急自動車の出動にあたって通行車両や歩行者に注意を喚起し、安全を確保するために設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 支柱は原則として道路敷地外に設けるものとする。
- 3 やむを得ず道路敷地内に設ける場合には法敷、道路余地又は路端に設置するものとする。ただし、歩車道の区別にある道路にあつては歩道等内の車道寄りに、植栽帯等を有する歩道にあつては植栽帯等の内に設けることができる。この場合、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置に設置し、かつ、歩行者等に支障のない位置とする。また、植栽帯内に設置する場合にあつては、植樹間に空地がある等既植の樹木に影響を与えない場合に限るものとする。
- 4 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 出動看板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 2 道路敷地外に建柱した看板の突き出し幅は、1.0メートル以下とし、道路上に建柱する場合の突き出し幅は1.7メートル以下とする。
- 3 看板の大きさは、縦0.8メートル、横1.2メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 広告の添加、表示は認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 出動看板には、点滅灯及びスピーカー（以下「点滅灯等」という。）を設置することができるものとし、点滅灯等の落下、又は点滅灯等の設置に起因する看板の落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものとする。



令第1号物件

バス停留所上屋の添加広告看板

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 バス利用者の日常生活における利便性の向上，高齢者及び身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図る観点から，バス停留所に設置される上屋（以下「上屋」という。）もしくは上屋に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム，ベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）の整備又は維持管理を行うために，上屋に設置した広告物（以下「添加広告板」という。）の広告料を充当する場合。
- 2 上屋の占用許可を受けている者又は受けようとする者（以下「上屋管理者」という。）と添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者（以下「広告事業者」という。）が異なる場合においては，前項に加え，次に掲げる事項の合意がある場合。
  - (1) 上屋を使用する権利は，当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず，上屋管理者であるバス事業者が有すること。
  - (2) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が，上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
  - (3) 上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは，それぞれの占有者である上屋管理者又は広告事業者が，その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また，この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。
  - (4) 道路管理者が上屋管理者に対し，監督処分等により上屋の移設，撤去等を命ずる場合には，当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても，添加広告板の移設，撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
  - (5) 上屋の占用を廃止するときは，当該上屋に設置されている添加広告板も占用を廃止すること。
  - (6) 添加広告板の占用を廃止する場合における，上屋の存置の可否及び権利関係について，上屋管理者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

(位置及び構造等)

- 1 添加広告板の設置場所は，上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は，壁面に相当する位置を含む。以下同じ。）のうち，次に掲げる部分とする。ただし，駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は，この限りでない。
  - (1) 車道側に壁面がある上屋の場合
    - ・車道から上屋に正対して正面の壁面の内側並びに右側の壁面の外側及び内側
  - (2) 民地側に壁面がある上屋の場合
    - ・車道から上屋に正対して正面の壁面の内側及び外側並びに右側の壁面の外側
  - (3) 車道側に壁面がある上屋の場合で，車道から上屋に正対して右側に壁面を設けると

- 歩道等の有効幅員を確保できない等により第1号によることが適当でない場合
- ・車道側の開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、次項による安全策が十分に講じられるときには、車道から上屋に正対して正面の壁面の外側に添加広告板の設置を認めることができる。
- 2 添加広告板により生ずる死角から車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分講じられるものであること。  
特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。ただし、防護柵等の設置その他の手段により十分な安全策が講じられているものと認められる場合は、この限りでない。
  - 3 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内であること。
  - 4 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
  - 5 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。
  - 6 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。  
なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、内照式とすることができる。
  - 7 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
  - 8 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2.0㎡以内であること。  
なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。
  - 9 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。  
ただし、3面以上の掲示面を設けても車両又は歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対する直接の訴求の対象とならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。
  - 10 添加広告板を用いて掲示する広告物は、次によること。
    - (1) 広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。
    - (2) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
    - (3) 広告物は、反射材料式でないこと。
    - (4) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
    - (5) 広告物は、各地方公共団体の定める屋外広告物に関する条例の許可を受けたもので

あること。

(その他)

- 1 添加広告板は、広告事業者が新規の占用許可申請を行うものとする。この場合の広告事業者には、上屋管理者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における上屋管理者も含まれる。

なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについては添加広告板として取り扱うものとする。

- 2 上屋の設置と同時に添加広告板を設置する場合の添加広告板の占用許可申請は、上屋の占用許可申請と同時に行わせること。

なお、添加広告板を設置することを主たる目的として上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

- 3 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制及び管理の方法等を定めた管理規定等（上屋の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合を除く。）並びに（方針）第2項に掲げる事項の合意を確認できる書類（上屋及び添加広告板の設置、管理及び運用等に係る当事者間の契約書等）を添付させること。

- 4 添加広告板の占用許可をする際には、一般的な条件のほか、次の条件を附すること。

- (1) 占用許可申請に添付した管理規定及び契約書等に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容又は事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

- 5 上屋等整備・管理計画の提出等について

- (1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、占用許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所並びにその構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造及び設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）を上屋管理者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署及び景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、上屋管理者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図るものとする。

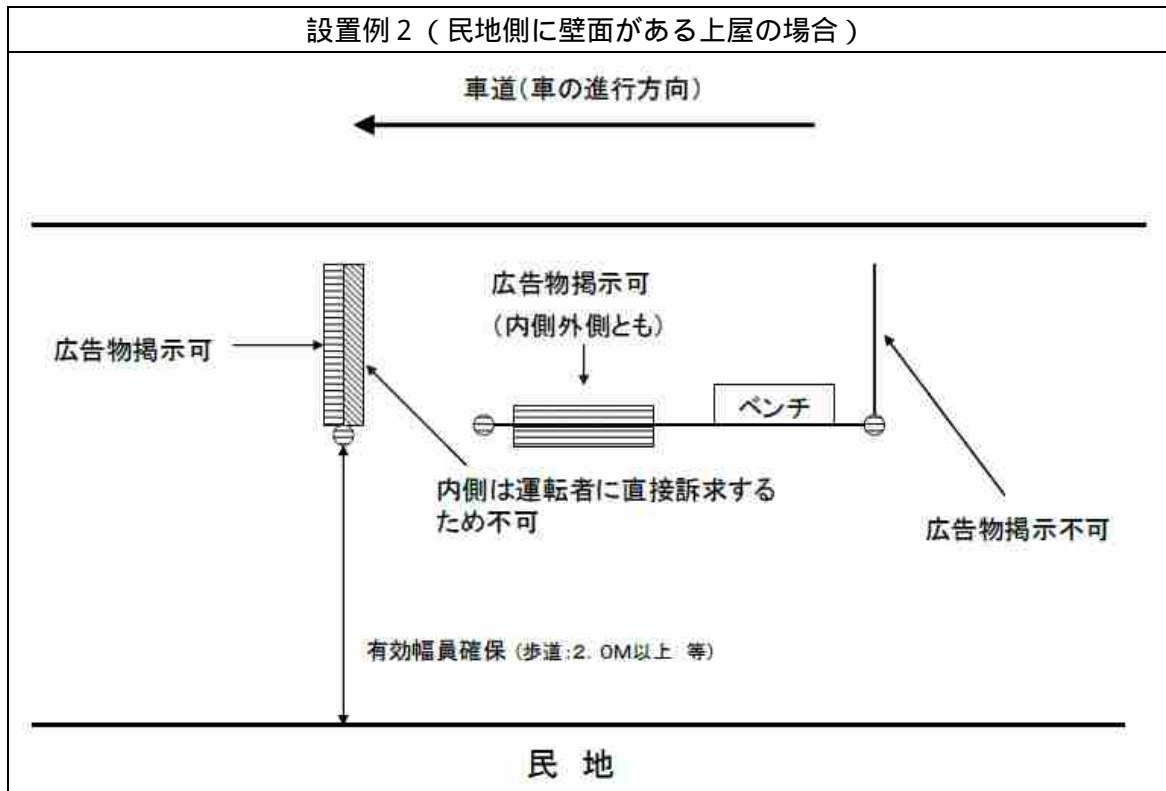
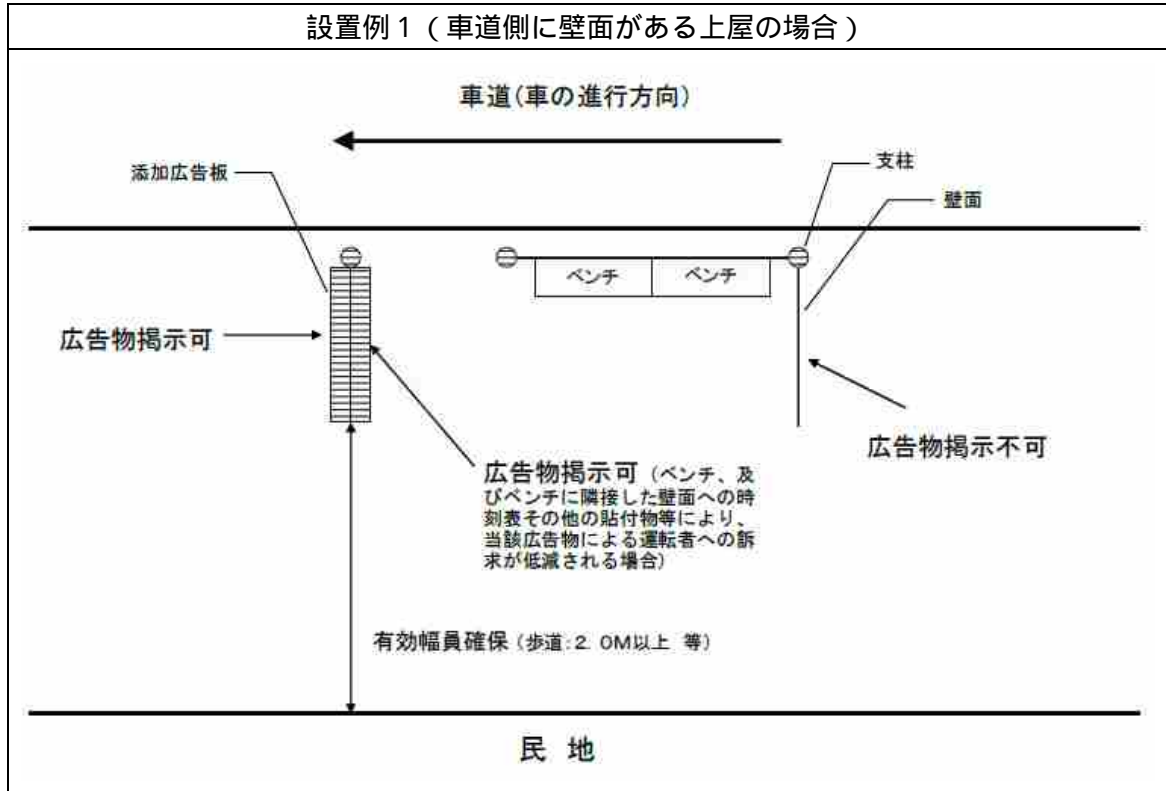
- (2) 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、前号の手続きに準じるものとする。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合はこの限りでない。

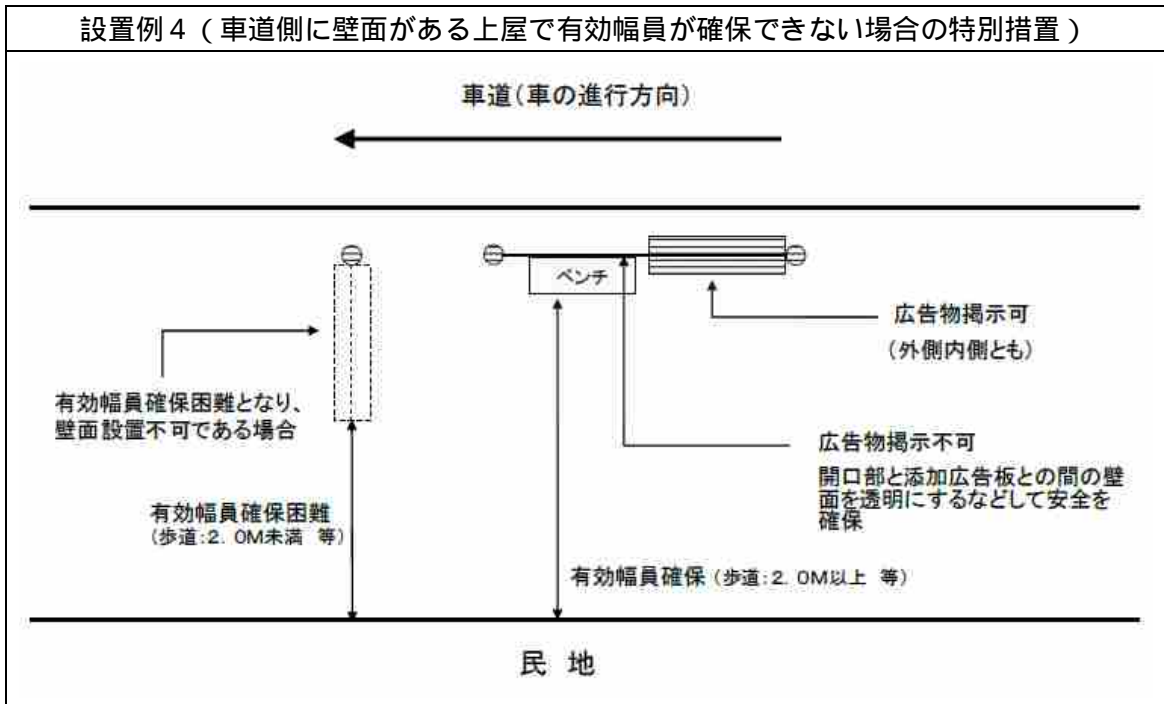
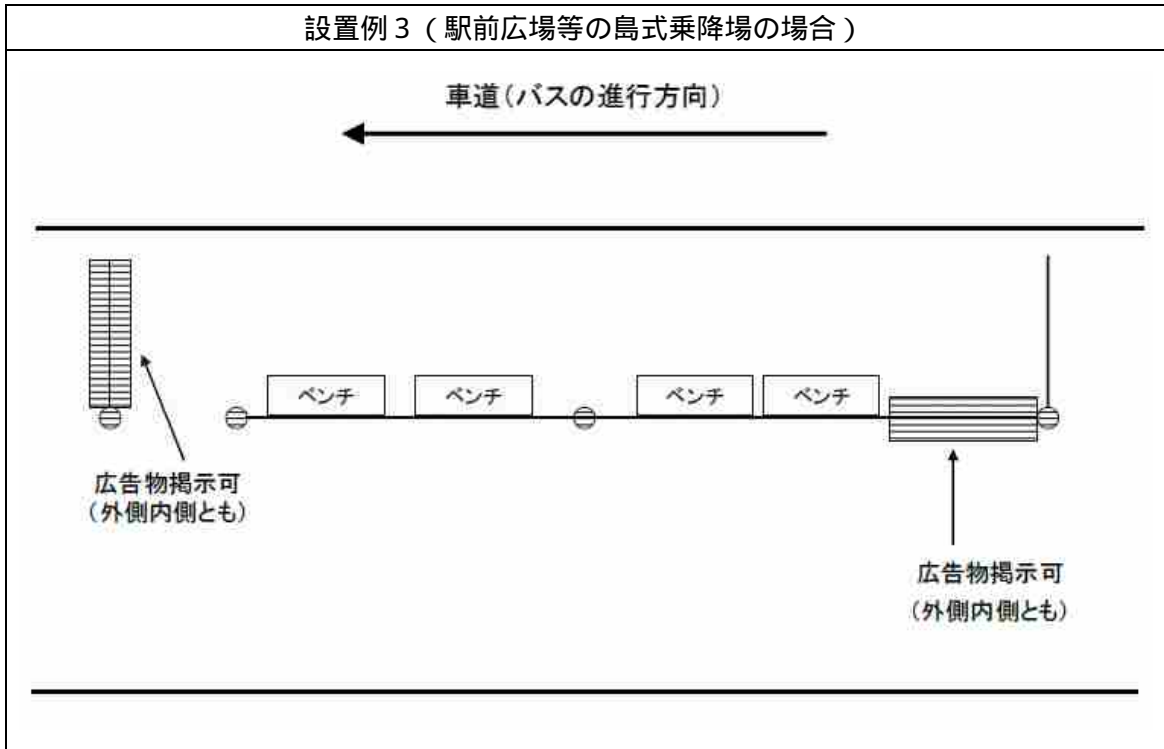
- (3) 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、上屋管理者及び広告事業者は、当該計画に沿って占用許可申請を行うものとする。

(参考通達)

- 1 平成20年3月25日国道利第26号「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(最近改正 平成26年4月10日国道利第2号)

(図)





令第1号物件

広域避難場所誘導案内標識・海拔表示標識

(方針)

国又は地方公共団体が設置する場合に限り認めることができる

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 原則として道路余地又は法敷に設置すること。ただし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置を認めるが、その場合、歩車道等境界より0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等に支障を及ぼさない位置とすること。
- 3 信号機もしくは道路標識の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

(構造)

- 1 各標識の表示は、「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)」に適合しているものであること。
- 2 広域避難場所誘導案内標識相互間及び海拔表示標識相互間の距離は、道路1側につき20.0メートル以上とし、添加位置は可能な限り統一する。
- 3 信号機、道路標識及び道路照明灯が設置されている柱には添加を認めない。
- 4 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損なわず、かつ通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 5 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

(その他)

- 1 標識を、別途占用許可を受けた他の管理者の電(話)柱等に添架する場合には、当該柱の管理者の同意を得ておかななければならない。
- 2 巻付看板による場合には、1柱につき1個に限るものとする。ただし、1個を2面として取り付けることができる。

令第1号物件  
スクールゾーン標識

(方針)

スクールゾーンに設定された区域及びその付近に、国又は地方公共団体が設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 原則として道路余地又は法敷に設置すること。ただし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置を認めるが、その場合、歩車道等境界より0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等に支障を及ぼさない位置とすること。
- 3 信号機もしくは道路標識の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

(構造)

- 1 標識の最下端は、路面から1.8メートル以上とすること。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすること。
- 2 標識の規格は、標識令の規定を準用すること。
- 3 スクールゾーン標識相互間の距離は、道路1側につき20.0メートル以上とし、添加位置は可能な限り統一する。
- 4 信号機、道路標識及び道路照明灯が設置されている柱には添加を認めない。
- 5 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とすること。
- 6 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 7 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 8 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

(その他)

- 1 標識を、別途占用許可を受けた他の管理者の電(話)柱等に添架する場合には、当該柱の管理者の同意を得ておかなければならない。
- 2 巻付看板による場合には、1柱につき1個に限るものとする。ただし、1個を2面として取り付けることができる。

令第1号物件  
消防水利標識

(方針)

消防機関(庁,局,本部,署,団)が設置するものに限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 原則として道路余地又は法敷に設置すること。ただし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置を認めるが、その場合、歩車道等境界より0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等に支障を及ぼさない位置とすること。
- 3 歩道を有しない道路においては、路端もしくは法敷に限り設置を認めることができる。
- 4 消火栓から消火栓標識までの距離は、概ね5.0メートル以内とすること。
- 5 信号機もしくは道路標識の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

(構造)

- 1 標識の規格は、消防法(昭和23年法律第186号)第21条第2項で定めるものとする。
- 2 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とすること。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすることができる。
- 3 標識の突き出し方向は、歩道幅員が3.0メートル以上の場合には民地側とし、歩道幅員が3.0メートル未満の場合には、車道中央側とすること。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とすること。

(その他)

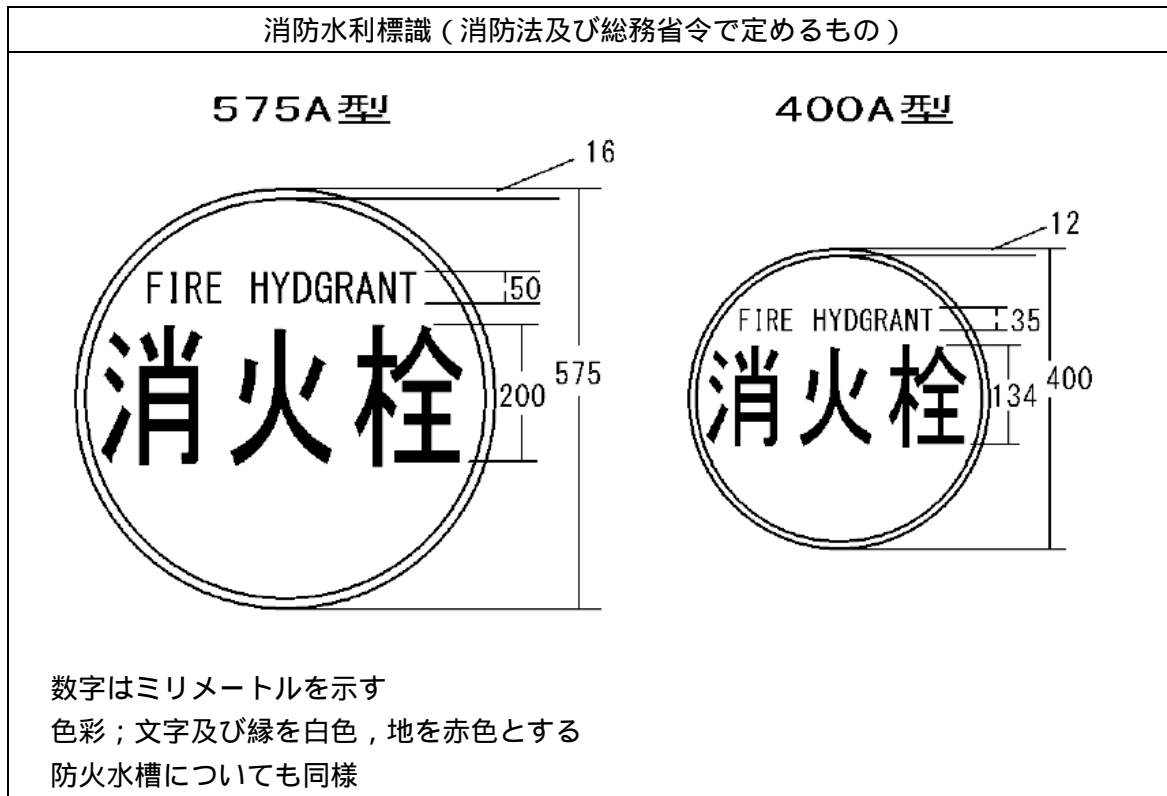
- 1 標識に添加看板を設置する場合の基準は、添架看板による基準によるもののほか、次に掲げるものとする。
  - (1) 標識への取付け位置は標識板の下部とし、突出し方向は標識と同一方向とする。
  - (2) 添架看板の大きさは、縦0.4メートル以内、横0.8メートル以内とする。
  - (3) 添架数量は、標識1柱につき1個(両面使用)に限るものとする。
- 2 道路管理上支障が生じた場合は、占有者が無償において移設することを条件とすること。

(参考通達)

- 1 昭和45年10月9日建設省消道政発第31号「消防水利の統一標識について」
- 2 昭和46年5月26日道維第289号「消火栓標識の占用許可について」



(図)



令第1号物件

地下鉄出入口案内標識

(方針)

地下に鉄道駅を設ける鉄道事業者が設置するもので、その利用者の利便を図るため、やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 地下駅の出入口が民地に存する場合及び小路に面して存する場合で、その利用者が出入口を認識しにくい場合に限る。
- 2 地下駅の出入口に面する道路に歩道がある場合は、当該歩道の車道寄りに設置するものとする。ただし、当該歩道上に他の占用物件等がある場合、又は地下駅の出入口が建築物内にある場合で特に認識しがたいものにあつては、当該出入口の構造物にも添加できるものとする。
- 3 地下駅の出入口に面する道路に歩道がない場合は、当該出入口の構造物に添加するものとする。
- 4 地下鉄の出入口が小路に面している場合は、第1項及び第2項によるほか、当該小路と連絡する幹線道路の交差部周辺の歩道の車道寄りに設置するものとする。

(構造)

- 1 歩道上に設置する標識については、標識の最下部と路面との距離2.5メートル以上とするとともに、道路中央側に突き出してはならない。
- 2 地下駅への出入口の構造物に添加する場合、道路上に1.0メートル以上突き出してはならない。この場合において、標識と路面との距離は車道上にあつては4.5メートル以上、歩道上にあつては2.5メートル以上とする。
- 3 標識には、広告物を添加してはならない。
- 4 標識の大きさは、縦1.3メートル横1.0メートル以内とする。
- 5 信号機又は道路標識の効用を妨げるものは認めない。

(参考通達)

- 1 昭和44年10月28日建設省道政発第60号「地下鉄出入口案内の標識の取扱いについて」

令第1号物件  
バス停留所標識

(方針)

一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたバス事業者及びその団体又は地方公共団体等が設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 非照明式の場合
  - (1) 歩道等を有する道路においては、歩道上の車道寄り、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置に設けることができる。
  - (2) 歩車道等区分のない道路においては、路端に設けることができる。
  - (3) 次に該当する部分については、設置を認めない。
    - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
    - イ 交通信号機又は道路標識等の法令の規定に基づく標識から10.0メートル以内の場所
    - ウ 踏切の前後の側端、安全地帯の前後からそれぞれ10.0メートル以内の場所
    - エ 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路、消火栓その他これらに準じる施設等から5.0メートル以内の場所
- 3 照明式の場合
  - (1) 歩道等又は待避所等で交通に支障のない場所とする。
  - (2) 歩道等に設置する場合は、歩道上の車道寄りとし、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とする。ただし、歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道にあっては3.0メートル未満となる場所は認めない。
  - (3) 次に該当する部分については、設置を認めない。
    - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
    - イ 交通信号機又は道路標識等の法令の規定に基づく標識から10.0メートル以内の場所
    - ウ 踏切の前後の側端、安全地帯の前後からそれぞれ10.0メートル以内の場所
    - エ 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路、消火栓その他これらに準じる施設等から5.0メートル以内の場所

(構造)

- 1 非照明式の場合
  - (1) 倒壊、はく離、汚損等により通行に支障を与えるおそれのないものとする。
  - (2) 歩道等に設置する場合は、原則として埋め込み式とする。ただし、仮設であって通行に支障がない場合はこの限りではない。
  - (3) 広告の添加、表示は認めない。ただし、停留所名の副名称を標識の一部に表示する場合はこの限りではない。
- 2 照明式の場合
  - (1) 標識は1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ(路面から照明ボックスの最下部までの支柱の高さをいう。以下同じ。)と

照明表示ボックスの高さの合計は3.0メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とする。また、支柱の高さは、標識全体の高さのおおむね4分の1とする。

- (2) 広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に限定するものとし、広告面の面積は、照明表示ボックスの各表示面の面積の3分の1以下で、その位置は、照明表示ボックスの最下段とする。
- (3) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を及ぼすおそれが少ない構造とする。
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- (5) デザイン、色彩及び表示内容は付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないものであり、公衆に不快感を与えないものとする。また、照明表示ボックスの地色は原則として白又は淡色に限る。
- (6) 電源としての太陽電池等を設置する場合で前記に拠れないものは、本課協議とする。

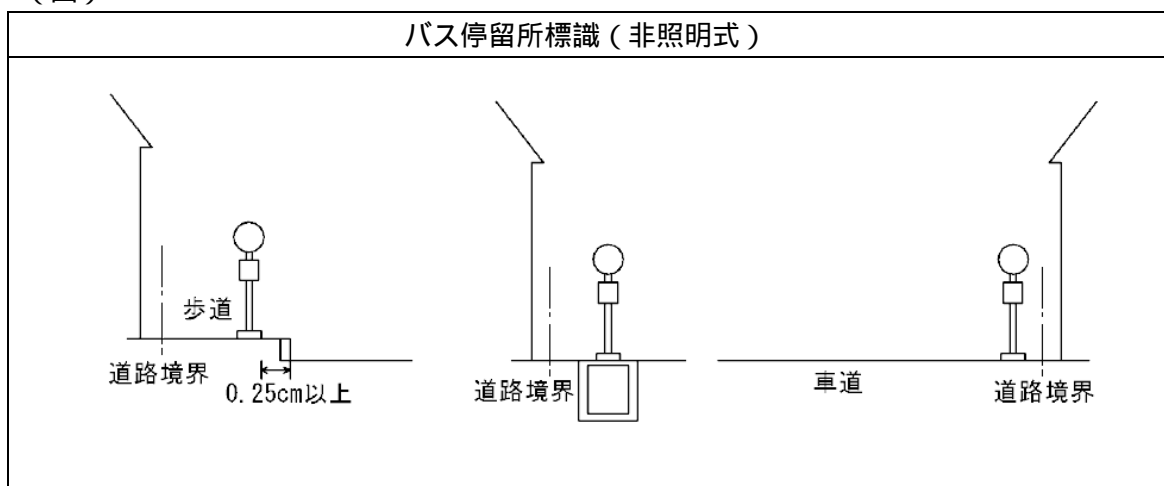
(その他)

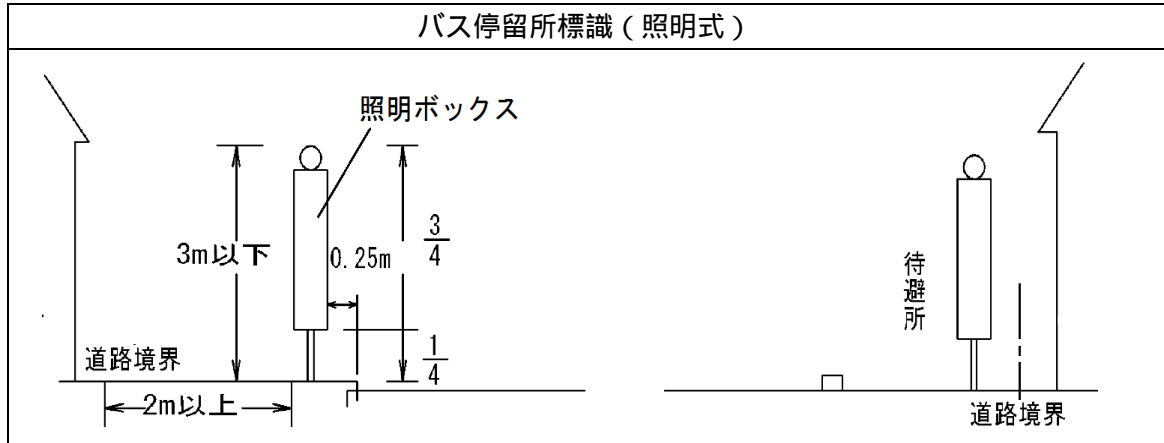
- 1 照明式バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則としてバス事業者とする。
- 2 広告物の取扱いについては、茨城県屋外広告条例(昭和49年3月30日茨城県条例第10号)に基づく許可申請書又は許可書の写しを添付して道路占用許可申請書を提出させること。

(参考通達)

- 1 昭和49年2月1日建設省道政発第5号「照明式バス停留所標識(広告付)の道路占用について」

(図)





令第1号物件  
タクシー乗場標識

(方針)

タクシー事業者の団体又は公益機関が設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 駅前広場等で停車スペースが十分確保され、通行に支障を及ぼさない場所とする。
- 3 歩道等を有する道路の歩道等上に設置する場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた場所とする。
- 4 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識等の効用を害するおそれの少ない場所とする。

(構造)

- 1 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 2 広告の添加、塗布は認めない。
- 3 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

令第1号物件  
駐車場案内標識

(方針)

次の第1項又は第2項のいずれかに該当し、第3項を遵守できる場合に限り認めることができる。

- 1 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2項に規定する駐車場で、駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の駐車場を管理する者が設置する場合
- 2 100台以上駐車可能な駐車場で、国、地方公共団体又は地方道路公社が設置する場合
- 3 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しない場合

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 設置箇所は、道路余地、法敷又は路肩を原則とし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置できる。この場合、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた場所で、歩行者等の通行に支障を及ぼさない場所とする。
- 3 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

(構造)

- 1 設置箇所は、原則として駐車場入口から100メートル以内に2箇所以下とする。
- 2 片持ち式標識の大きさは、縦1.0メートル、横1.8メートル以下とし、板を出す出幅は2.5メートル以下とする。
- 3 路側式標識の大きさは、縦横それぞれ0.6メートル以下とする。
- 4 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすることができる。
- 5 標識板の標示は、駐車場の位置を案内する内容に限り、広告及び広告物の添加、塗布は認めない。
- 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

(その他)

- 1 道路管理上支障が生じた場合は、占有者が無償で除却又は移設することを条件とすること。





令第1号物件  
震災避難誘導標識

(定義)

震災避難誘導標識とは、大震災時に地域住民等を避難場所へ誘導する目的で設置するものをいう。

(方針)

国又は地方公共団体が設置する場合に限り認めることができる。

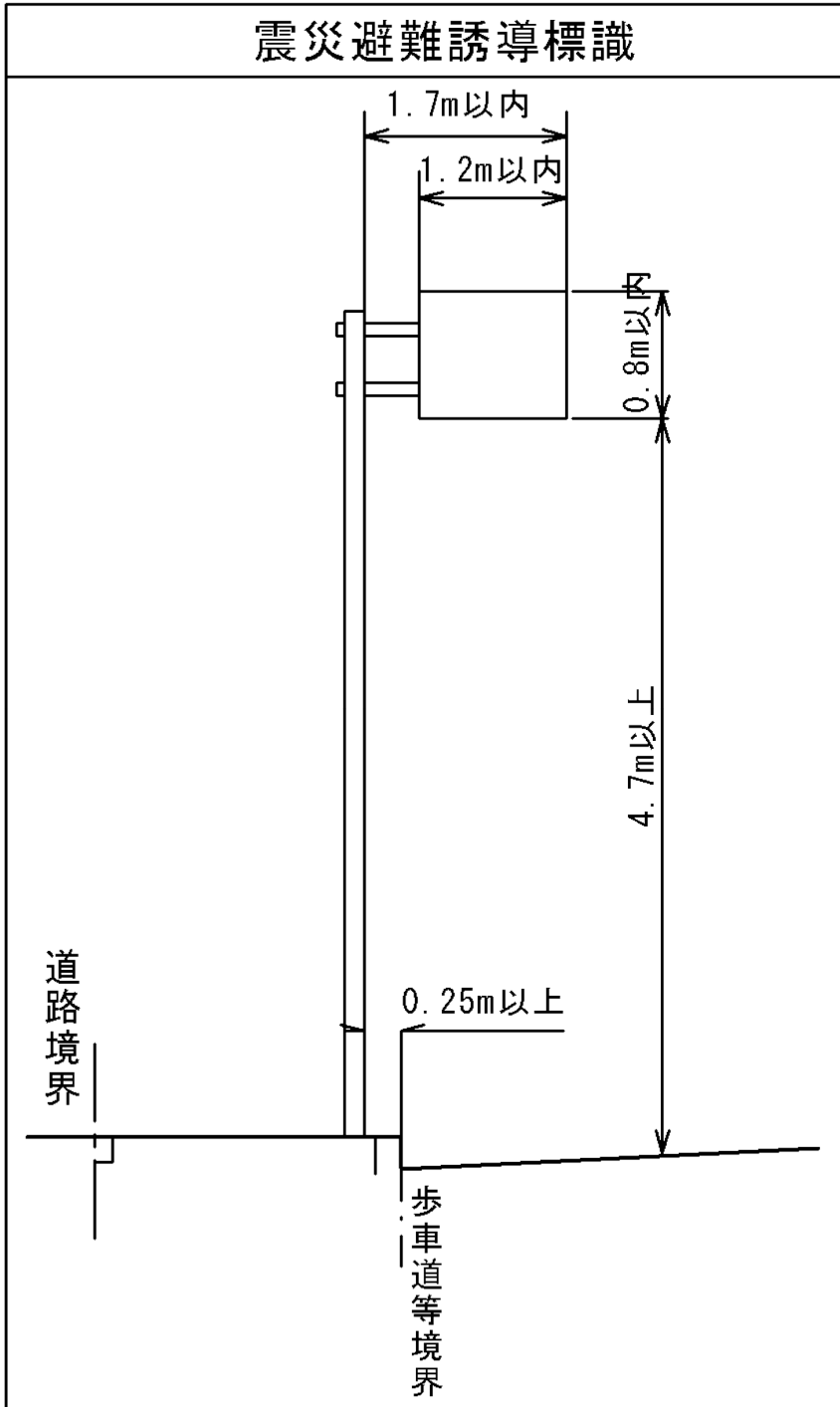
(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 建柱については、次によるものとする。
  - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた場所で、歩行者等の通行に支障を及ぼさない場所とする。
  - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置する。
- 3 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

(構造)

- 1 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 板を出す出幅は、1.7メートル以下とする。
- 3 板の大きさは、縦0.8メートル、横1.2メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。
- 8 標識が寄贈された場合、寄贈した者の氏名等を明示してはならない。ただし、寄贈した者が公益法人である場合はこの限りでない。

(図)



令第1号物件  
公共施設案内標識

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 国，地方公共団体，公共施設の管理者又は所有者が設置するもので，道路管理者の行う道路標識の設置計画，道路交通への影響を勘案してやむを得ない場合。
- 2 設置できる施設等は次のとおりとする。
  - (1) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
  - (2) 国又は地方公共団体が設置する不特定多数の者が利用する施設（国又は地方公共団体が地域振興のため計画した地域案内を含む）
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第4条に規定する地域医療支援病院及び緊急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院又は救急診療所
  - (4) 著名な観光上の中心地，公園，名所，旧跡及び建造物等
  - (5) 鉄道駅，空港，フェリーボートの乗船場及びその駐車場等
- 3 標識の設置は，当該施設の存置期間中のみとする。
- 4 設置計画について事前に調整を行い，道路管理者の道路標識設置計画との整合を図ること。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 当該施設の入口付近（ただし，当該施設の入口が県管理道路に面していない場合は，そこに至る道路の取付け部付近）に上下線各1基ずつ合計2基まで設置することができる。
- 3 前項にかかわらず，国又は地方公共団体が設置するもので，次の各号のすべてに該当する場合は，当該施設に至る主要経路上の分岐点に前項の標識の他に2基まで設置することができる。
  - (1) 全県的に利用されるもの。
  - (2) 交通渋滞の緩和，交通の利便等から考えて交通誘導の必要が認められるが，道路管理者が設置，管理等を行うまでにいたらないもの。
- 4 前2項にかかわらず，歩行者等を案内する標識は，原則として最寄りの交通機関から当該施設の入口付近までの間に4基まで設置することができる。ただし，当該施設までの合理的な経路を勘案した上，必要であると認められる場合は，この限りでない。
- 5 建柱については，次によるものとする。
  - (1) 歩道等を有する道路の場合は，歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた場所で，歩道の有効幅員を2.0メートル以上，自転車歩行車道にあっては有効幅員が3.0メートル以上確保できる位置とする。
  - (2) 歩道等を有しない道路の場合は，法敷，道路余地に設置するものとし，法敷，道路余地に設置することが適当でない場合は，路端に設置するものとする。

- 6 信号機，道路標識等の効用を害するおそれのある場所，交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。
- 7 歩行者等を案内する標識は，原則として，歩行者等の通行方向と平行して設置するものとする。

(構造)

- 1 片持ち式標識の規格は次のとおりとする。
  - (1) 標識の最下端は，路面から4.7メートル以上とする。ただし，歩道等においては，2.5メートル以上とすることができる。
  - (2) 標識の大きさは，縦1.0メートル，横1.8メートル以下とし，板を出す出幅は2.5メートル以下とする。
- 2 路側式標識の規格は次のとおりとする。
  - (1) 標識の最下端は，2.5メートル以上とする。ただし，歩道又は自転車歩行者道に設置する場合で，歩行者の通行に支障がないと認められる場合は，1.0メートル以上とすることができる。
  - (2) 標識の大きさは，縦0.6メートル，横1.5メートル以下とする。
  - (3) 標識柱1基について，標識3枚まで設置することができる。
- 3 標柱式の標識の規格は次のとおりとする。
  - (1) 標柱の高さは，2.5メートル以下とする。
  - (2) 標柱の大きさは，周囲1.0メートル以内(四角柱にあっては一辺の長さが0.25メートル以内，三角柱にあっては一辺の長さが0.3メートル以内)とする。
- 4 標識の表示内容は，施設の名称，方向，距離及びシンボルマークに限る。
- 5 広告の添加，表示は認めない。
- 6 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損等により美観を損ない，又は公衆に危険を及ぼすおそれのない構造とする。
- 7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し，これらの効用を妨げるものは認めない。
- 8 色彩は，標識令別表第2のうち著名地点標識に準ずるものとする。
- 9 電光式，動光式，外照式及び内照式は認めない。

(その他)

- 1 従前に許可したもので，歩道の有効幅員が1.5メートル以上2.0メートル未満となっている箇所に設置される物件については，更新時に指導するものとするが，やむを得ない物件については当分の間従前の基準による。
- 2 形式等が適合しないものに付いては，更新時に適合するよう指導するものとする。

令第1号物件

駐車場案内システム電光掲示板

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項いずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 駐車場案内システム計画を策定した地方公共団体
- 2 駐車場案内システム計画に位置づけられた駐車場の設置者

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 建柱については、次によるものとする。
  - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた場所で、歩行者等に支障を及ぼさない場所とする。
  - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。
- 3 信号機又は道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 掲示板の種類は次によるものとする。
  - (1) 予告案内板 案内システムがあることの予告情報を示すもの
  - (2) ブロック案内板 ブロックの位置を認識させ、現在の位置、ブロックの満空の情報を示すもの
  - (3) 個別案内板 駐車場の位置を認識させ、名称、満空の情報及び空き駐車場の方向を示すもの
  - (4) 補助・入口案内板 当該駐車場の名称及び隣接の駐車場名と方向を示すもの
- 2 掲示板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等上での掲示板の最下端は、2.5メートル以上とすることができる。
- 3 掲示板の大きさは、縦3.0メートル、横2.5メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 5 広告の添加、表示は認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 物件には、占有者名を表示するものとする。

令第1号物件

自転車放置禁止標識及び違法駐車等防止重点地域標識

(方針)

公益上やむを得ないもので、次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 自転車放置禁止標識については、自転車の放置防止に関する条例を制定している地方公共団体が設置するもの。
- 2 違法駐車等防止重点地域標識については、違法駐車等の防止に関する条例を制定している地方公共団体が設置するもの。

(位置)

- 1 建柱については、次によるものとする。
  - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩行道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた場所で、歩行者等に支障を及ぼさない場所とする。
  - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置する。
- 2 信号機又は道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。
- 3 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 標識の最下端は、2.5メートル以上とする。ただし、歩道の有効幅員が2.0メートル以上、自転車歩行道においては3.5メートル以上確保できる場所で歩行者の通行に支障がないと認められるときは、1.8メートル以上とすることができる。
- 2 標識板の大きさは、縦横それぞれ0.9メートル以下とする。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とすること。
- 4 広告物の添架及び塗布は認めない。
- 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 6 電光式、動光式、外照式又は内照式は認めない。

(留意事項)

- 1 放置禁止区域及び違法駐車等防止重点地域の地図、放置行為及び違法駐車等の禁止、放置及び違法駐車等した場合の措置、指定の根拠を掲示する標識板については、「公共掲示板、町内案内板、地域案内図板」の位置、構造の規定を適用すること。

令第1号物件  
旗ざお

(方針)

原則として認めない。ただし、次の第1項から第3項のいずれかに該当し、第4項及び第5項を遵守できる場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体又は学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第1条に規定する学校が公共的目的をもって設置する場合。
- 2 交通管理者が交通安全等の啓発活動を目的に設置する場合。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第4条の規定による公益認定を受けた法人であって、十分な維持管理能力があると認められ、交通管理者の承諾を得た者が、交通安全等の啓発活動等を目的として、一時的に設置する場合。
- 4 台風等の強風(暴風警報程度)を伴う荒天が予想されるときには、一時撤去すること。
- 5 設置期間は、原則として広報の対象となる催物、運動等の期間中とする。

(位置)

- 1 原則として、法敷又は道路余地に設けること。
- 2 法敷又は道路余地がない場合は、路端に設置すること。
- 3 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 風雨等に耐える設置方法とすること。
- 2 道路管理施設への添架は認めない。
- 3 信号機又は道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

令第1号物件  
パーキング・メーター等

(方針)

次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 駐車場法(昭和32年法律第106号)第4条による「路上駐車場設置計画」に基づき設置する路上駐車場に伴って設置されるものであって、国又は地方公共団体が設置し、管理するもの
- 2 「道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う時間制限、駐車区間規制の実施に際しての留意事項について」(昭和62年1月29日建設省都市局長、道路局長通達)により、公安委員会が設置するもの

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置とし、歩行者等の通行に支障のない位置とする。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。

(参考通達)

- 1 昭和62年1月29日建設省都計発第9号、建設省道交発第5号「道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項について」
- 2 昭和62年1月5日警察庁丙規発第2号「時間制限駐車区間規制の実施について」
- 3 昭和62年1月5日警察庁交通局交通規制課長事務連絡「時間制限駐車区間規制の実施基準にいう幹線道路の意義等について」
- 4 昭和62年1月29日建設省都計発第10号、建設省都再第6号、建設省道政発第4号、建設省道交第6号、建設省道企第3号「時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項の詳細について」
- 5 昭和62年3月20日路政課課長補佐事務連絡「パーキングチケット発給設備の道路の占用について」



令第1号物件  
幕

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の第1項又は第2項のいずれかに該当し、第3項を遵守できる場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体又は学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第1条に規定する学校が広報等のために設置する場合。
- 2 交通規制及び交通誘導の周知のため、国又は地方公共団体並びにその他これらに準ずる団体で十分な維持管理能力があると認められ、交通管理者の承諾を得た者が、一時的に設置する場合。
- 3 台風等の強風(暴風警報程度)を伴う荒天が予想されるときには、一時撤去させることとする。

(期間)

設置期間は、広報の対象となる催物、運動等の期間中とする。ただし、催物等の周知のために必要と認められるときは、催物の開催の概ね1か月前から、催物の終了後、概ね1週間が経過した日まで設置を認めることができる。

(位置)

- 1 道路を横断して設置することは認めない。ただし、次の第1号から第3号のいずれかに該当し、第4号から第7号のすべてに該当する場合に限り、橋梁等に添架して道路を横断させることができる。

(1) 法令の規定により表示するもの

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの

(3) 公職選挙法による選挙の周知・啓発の目的をもって表示するもの

(4) 表示目的に営利性がないもの

(5) 添架しようとする横断歩道橋等に表示してある地点名を覆い隠さないもの

(6) 風雨等によって、落下又は汚損し、公衆に危険を及ぼす又は美観を損なうおそれがないもの

(7) 交通の安全に支障を及ぼさないもの

- 2 信号機又は道路標識等の効用を阻害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で、見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

- 3 支柱の位置は民地とする。やむを得ない場合でも道路余地又は法敷とする。

- 4 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

- 2 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。

- 3 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわない

もので、公衆に不快感を与えないものとし、幕の地色は原則として白色又は淡色に限るものとする。

- 4 前各項のほか、橋梁等に設置する場合は次によるものとする。
  - (1) 設置場所は高欄部とし、高欄からはみ出してはならない。
  - (2) 取付部には、針金等構造物を傷つけるようなものを使用してはならない。
- 5 広告の表示は認めない。

令第1号物件

バナーフラッグ（旗・垂れ幕）

（方針）

国，地方公共団体，自治会又は商店街等の地域商業団体が，商店街等の所有する街路灯又はアーケードへ掲出する場合であって，各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないものに限り認めることができる。

（位置）

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 信号機又は道路標識等の効用を阻害するおそれのある場所，交差点又は屈折部等で，見通しを妨げるおそれのある場所への設置は認めない。
- 3 街路灯1基に掲出できるフラッグ広告は一対までとする。
- 4 アーケードに掲出する場合には，バナーフラッグ相互間の距離は，道路一側につき20.0メートル以上とし，掲出位置，形状を統一する。

（構造）

- 1 車道部にあってはフラッグの下部が路面から4.7メートル以上，歩道部にあってはフラッグの下部が路面から2.5メートル以上の位置となるよう，十分な高さを確保するものとする。
- 2 縦幅は2.0メートル以内，横幅は0.6メートル以内とする。
- 3 材質は，テント地等相当強度の風雨等に耐える堅固なもので，落下，はく離，汚損等により，美観を損ない，又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 4 信号機又は道路標識に類似し，これらの効用を妨げるものは認めない。
- 5 デザイン，色彩及び表示内容は，付近の自然景観に適合し，美観，風致を損なわないもので，公衆に不快感を与えないものとする。

（その他）

- 1 添加することができる街路灯は，バナーフラッグの添架により灯柱及び基礎に過度の負担がかかるものではないこと。
- 2 設置物件の維持管理については，次の要件を満たすものであること。
  - （1）定期的および風雨等の気象状況に応じて，設置状況を点検する体制があること
  - （2）落下，はく離等のおそれがある場合は，ただちに物件の撤去ないし取替を行う体制があること
- 3 物件の設置にあたって他法令に基づく許可が必要な場合には，当該許可を得られるものであること。
- 4 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いに該当する場合を除き，広告の表示は認めない。

令第1号物件  
アーチ

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ず、次の各項のいずれにも該当する場合で、土木部長との協議が整ったものについては、この限りでない。

- 1 地方公共団体、商店会その他これに準ずる団体が、公益上の目的又は地域振興の目的で設置する場合。
- 2 当該道路が旧道的性格の強い道路（例えば近傍にバイパスがある場合等）で地域の生活道路となっている場所である場合。
- 3 商業地域又はそれに準ずる地域で自動車の通過交通量の少ない場所である場合。
- 4 設置しようとする箇所の道路の区域が緊急輸送道路に指定されていない場合。

(留意点)

- 1 神社の鳥居については、新たな占用は認めない。また、既存の鳥居をやむを得ず占用として認めている場合にも、極力撤去若しくは道路区域外への誘導を指導すること。鳥居の脚が道路区域外にある場合においても、同様に取り扱うものとする。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 信号機又は道路標識の効用を妨げない位置に設置すること。

(構造)

- 1 占用物件には個人商店名、商品名、会社名等の表示は認めない。
- 2 倒壊、落下、はく離、汚損、火災等により交通に支障を及ぼすことがない構造にする。
- 3 地面に接する部分は原則として民地とする。
- 4 道路を横断する場合は、車道幅員9メートル未満の道路とし、最下部と路面との距離は5.0メートル以上とする。ただし、歩道を横断する部分のこの距離は、3.5メートル以上とすることができる。
- 5 支柱が1本で片持ち式のもの（いわゆる「片アーチ」）の出幅は2.5メートル以内とすること。また、歩道等がない場所での設置は認めない。
- 6 アーチ本体の外観は照明等を含めてできるだけ簡略なものにする。

令第1号物件

選挙運動用のポスター等

(方針)

次の場合に限り認めるものとする。

- 1 市町村の選挙管理委員会が公営掲示場を設置する場合。なお、許可を受けた公営掲示板に掲示する個別ポスターの許可は不要とする。
- 2 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター（推薦演説会及び政談演説会告知用ポスターを含む。）は、公営掲示場に掲げるものを除き、認めない。

(留意点)

- 1 選挙事務所の表示用、又は演説会場において立会演説会の開催中掲示するポスター等について選挙事務所の表示用及び演説会場において演説会の開催中掲示するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、道路管理上支障がない場合には許可ができるものとする。
- 2 公営掲示場の設置場所及び構造は、選挙管理委員会及び公安委員会と調整すること。
- 3 無許可で掲示されたポスターの扱いについては、掲示責任者又は候補者に撤去するよう通知するものとするが、撤去されない場合は公職選挙法第145条第3項の規定により道路管理者において撤去することができるので、選挙管理委員会又は警察署の意見を聞いた上で撤去するものとする。  
この場合、撤去したポスターの引取りを所有者に通知するものとする。
- 4 前記1及び3の措置を講ずるときは、特定の候補者に有利又は不利になることのないようにすること。
- 6 前記3の措置を講ずるときは、あわせて他の一般の無許可ポスター、立看板等も同時に除却等の措置を講ずること。

(位置)

- 1 公営掲示場は、原則として道路区域外に設置すること。ただし、やむを得ない場合は法敷又は道路余地に設け、法敷又は道路余地がない場合は、路端寄りに設けるものとする。
- 2 当該場所に設置する必要があると認められるが前号による適当な場所がない場合は、歩道幅員2.0メートル以上ある歩道（自転車歩行者道にあっては3.5メートル以上）において、歩車道等境界から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、歩行者等通行に支障を及ぼさない場所に設けることができる。
- 3 次の箇所から5メートル以内での設置は認めないものとする。  
交差点、曲り角、横断歩道、橋、隧道、踏切、道路（交通）標識、火災報知器、消火栓、及びバス停留所
- 4 公営掲示場は、原則として道路の方向と平行に設けるものとする。

(構造)

- 1 落下、はく離しないように注意し、特に風圧による倒壊には十分留意し、堅固な構造

にするものとする。

(参考通達)

- 1 昭和 37 年 5 月 25 日道発第 235 号「ポスター掲示場の設置及び街頭演説場所の確保に伴う道路法上の許可について」
- 2 昭和 47 年 11 月 17 日建関道第 341 号「選挙運動用ポスター等の掲示について」
- 3 昭和 52 年 7 月 4 日建設省自道政発第 7 号「選挙当日の投票所周辺におけるプラカード式ポスターの公道上掲示等に対する措置について」
- 4 平成 21 年 5 月 15 日道維第 84 号「選挙運動用ポスター等の取扱いについて」

令第2号物件

太陽光発電設備，風力発電設備

(定義)

太陽光発電設備及び風力発電設備(以下、「発電設備」という。)は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であって、パネル部分、ブレード部分のほか、これらと一体となって発電設備としての機能を果たす接続箱等を含むものとする。

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 土木部長と事前に協議が整っていること。
- 2 占用主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができるものと認められる者で、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。なお、地方公共団体の名義貸しによる主体は占用主体になり得ないものとする。
  - (1) 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検
  - (2) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
  - (3) 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理
  - (4) その他、当該道路の管理上必要と認められる事項

(位置)

- 1 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。また、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- 2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道上に発電設備を設ける場合には、当該施設を設けたときに自転車又は歩行者が通行できる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令(昭和45年政令第320号)第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、県道にあっては道路法に基づき県道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第80号)に規定する幅員を確保できること。
- 3 発電設備を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な距離を確保すること。
- 4 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。
- 5 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添架は認めないこと。
- 6 アーケード、上空通路等の占用物件に発電設備を添架する場合には、該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設等の占用者が安全と認めた場所であること。
- 7 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。特に、自動車専用道路については、これら道路の本線上への車両の駐停車が規制され、かつ、最低制限速度が定められていることを踏まえ、発電設備の設置場所に本線以外からアクセスできる場所に限って設置を認

める。

- 8 発電設備のうち，太陽光発電設備にあっては景観の悪化等のおそれがあり，風力発電設備にあっては騒音等の発生により周辺住民の生活や野鳥をはじめとした生態系への影響が想定されるところ，発電設備の設置に当たっては，関係法令等の基準に照らし，周辺環境に支障がないことが占用希望者から疎明された場所に限り設置を認める。

(構造)

- 1 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり，発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。
- 2 発電設備には，広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。
- 3 発電設備の意匠，構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり，信号機，道路標識等の効用を妨げないものであること。
- 4 倒壊，落下，剥離，汚損，火災，荷重，漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。太陽光パネルと架台との接合部分の強度等に特段の注意を払い，強風等により倒壊し，道路構造又は道路通行者に危害を加えることのないことが確認された場合に限り占有を認めるものとする。また，架台を強化した結果，荷重により道路構造に支障を来すことのないよう留意すること。
- 5 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあっては，原則として，道路面が被覆されて点検を妨げることのない構造の発電設備に限り占有を認めるものとする。やむを得ず道路面を被覆する場合にあっては，道路管理者による点検を補うために占用主体による点検を実施させること。また，道路面を被覆することにより法面の強化のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には，法面の強化措置を占用主体に採らせること。さらに，道路面を被覆した結果，雨水等が地下に浸透せずに通行面に流入する，あるいは積雪が通行面に滑落するおそれがある場合には，側溝，雨水枡等の整備又は除雪作業その他必要な措置を占用主体に行わせること。

(占用の期間)

- 1 発電設備の占有期間については，5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

(その他)

- 1 道路に関する工事に伴う発電設備の移転，改築，除却等の費用については占用者が負担すること。また，災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には，占用者は，発電設備の移転，除却等に速やかに応じるとともに，その費用について負担すること。
- 2 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占有区域内に立ち入ることを妨げないこと。



- 3 発電設備の落下，剥離，老朽，汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに，落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- 4 特段の事情のない限り占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- 5 必要に応じ，当該占用区域内の清掃，除草，除雪その他の管理を行うこと。
- 6 さらに，占用主体が行う点検等については，以下に掲げる事項を条件として附すものとする。
  - (1) 占有者は，あらかじめ，点検要領を道路管理者に提出するとともに，点検等の結果について定期的に報告すること。
  - (2) 点検要領には次に掲げる事項のうち，道路管理者が必要と認めるものを定めること。
    - ア 点検等の範囲に関する事項
    - イ 点検等の対象に関する事項
    - ウ 点検等の内容に関する事項
      - (ア) 点検項目
      - (イ) 点検時期
      - (ウ) 点検方法
      - (エ) 清掃，除草等の時期
      - (オ) 清掃，除草等の方法
    - エ 点検等の体制に関する事項
    - オ 点検等の記録に関する事項
    - カ 点検等の結果の報告に関する事項
    - キ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
  - (3) 占有者は，点検要領に従い，当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに，異常等を発見した場合には，速やかに道路管理者に報告し，その指示に従うこと。
  - (4) 点検要領に定める事項のうち，道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは，道路管理者に届け出ること。
- 7 発電設備を既設の占用物件に添加する場合には，道路法第 41 条の規定により取り扱うこと。
- 8 発電設備と構造上一体となる占用物件の許可に当たっては，発電設備とそれ以外の占用物件を各々の許可として取り扱うこと。
- 9 発電設備の設置により近隣の住居，店舗等に影響を与えるおそれがあることから，原則として，これらの施設の居住者，所有者，経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。
- 10 道路と河川等，道路と効用を兼ねる場所への占用希望があった場合には，関係する管理者と十分な調整を図ること。

(参考通達)

- 1 平成 25 年 3 月 1 日国道利第 11 号「道路法施行令の一部改正について」

## 令第3号物件 津波避難施設

### (定義)

津波避難施設とは、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づいて都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いものとする。

### (方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 土木部長と事前に協議が整っていること。
- 2 占用主体は、次の各号全てに該当する者であること。
  - (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波避難施設を適確に管理することができるものと認められる者であること。
  - (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。

### (位置)

- 1 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。また、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- 2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道上に津波避難施設を設ける場合には、当該施設を設けたときに自転車又は歩行者が通行できる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令（昭和45年政令第320号）第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、県道にあっては道路法に基づき県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第80号）に規定する幅員を確保できること。
- 3 津波避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。
- 4 道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- 5 地域住民や道路通行者などが津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

### (構造)

- 1 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 2 津波避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路

の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

- 3 信号機，道路標識等の視認性，又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は，県公安委員会と調整の上，道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し，その責任により講じさせること。
- 4 施設等の下面には，必要に応じて照明設備，換気設備その他の設備を備えるものであること。
- 5 必要に応じて雨どいの設備を備えるものであること。
- 6 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- 7 津波避難施設には，広告物，装飾物その他これらに類するものを添加し，又は広告の用をなす塗装をしないこと。
- 8 津波避難施設の意匠等は，都市美観に十分配慮すること。

( 占用の期間 )

- 1 津波避難施設の占用期間については，5年以内の範囲で適正に定めるものとする。
- 2 占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には，当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。  
なお，占用許可の更新を認めない特別の事由とは，津波避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。

( その他 )

- 1 道路に関する工事に伴う津波避難施設の移転，改築，除却等の費用については占用主体が負担すること。
- 2 道路管理上必要を生じた場合において，道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- 3 占用主体は定期的に点検等を行い，津波避難施設の適切な維持管理に努めること。
- 4 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には，事前に道路管理者と協議し，必要に応じ変更の許可を受けること。
- 5 津波避難施設の建築に際しては，道路交通の支障にならないようにすること。なお，やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には，道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じるさせること。

( 参考通達 )

- 1 平成 25 年 3 月 1 日国道利第 11 号「道路法施行令の一部改正について」

令第4号物件

工事中用板囲，足場，落下防護用施設

(方針)

極力抑制すべきであるので，次の各項の全てに該当する場合で，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 歩行者及び通行者の安全が確保できるもの。
- 2 一時的なもので，必要最小限の大きさのものであること。

(位置)

1 工事中用板囲，足場

(1) 地面に接して設ける場合

ア 歩道等に設置する場合の出幅は，歩道等の有効幅員の3分の1以内かつ路端から1.0メートル以内とする。ただし，やむを得ない場合は，路端から1.0メートル以内とし，歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。

イ 車道に設置する場合の出幅は，路端から1.0メートル以内，かつ道路有効幅員の10分の1以内とし，歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。

ウ 消火栓，マンホール等の使用に支障のある場合は認めないものとする。

(2) 地面に接しないで設ける場合

ア 出幅は，路端から1.0メートル以内，かつ道路幅員の10分の1以内とする。

(3) 支柱を建柱して設ける場合

ア 歩車道区分のある道路歩道上に限り設置できるものとする。

イ 支柱は，歩車道境界線から0.25メートル以上歩道寄りに離れた位置に設けるとともに，歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。

ウ 足場等の出幅は，路端から1.0メートル以内とする。

エ 支柱が，消火栓，マンホール等の使用に支障のある場合は，認めない。

2 落下防護用施設

(1) 出幅は，歩行者等の安全が確保される範囲において必要最小限とする。

(2) 信号機，道路標識等の効用を妨げない位置に設置する。

(構造)

1 工事中用板囲及び足場を地面に接しないで又は支柱を建柱して設ける場合，並びに落下防護用施設を設ける場合，施設の最下端と路面との距離は，歩道においては2.5メートル以上，車道においては4.7メートル以上とする。

2 道路の交差部に板囲を設ける場合には，隅切りをしなければならない。

3 足場の前面にはシート又は金網等を張るものとする。

4 落下防護用施設は，工具及び建設資材等の道路への落下を防止できるものとする。

5 必要に応じ適当な照明施設等を設け，安全対策に十分留意するものとする。

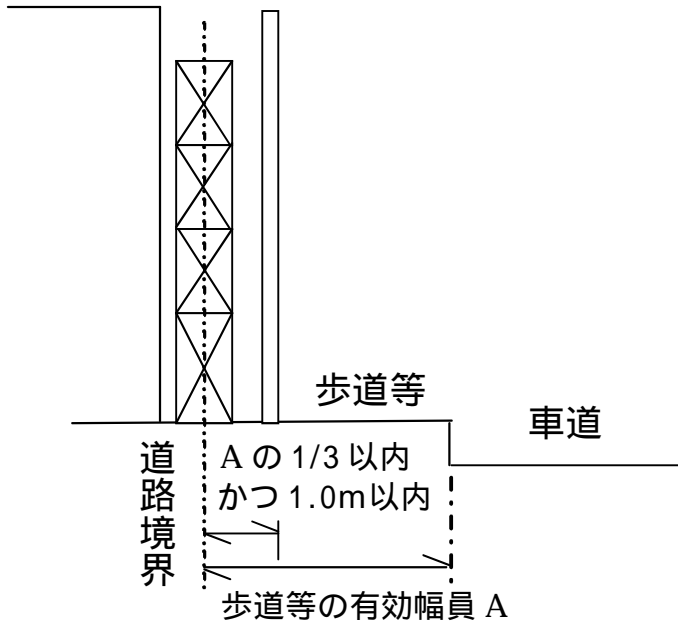
6 相当強度の風雨，地震等に耐える強固なもので，倒壊，落下，はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものとする。

(その他)

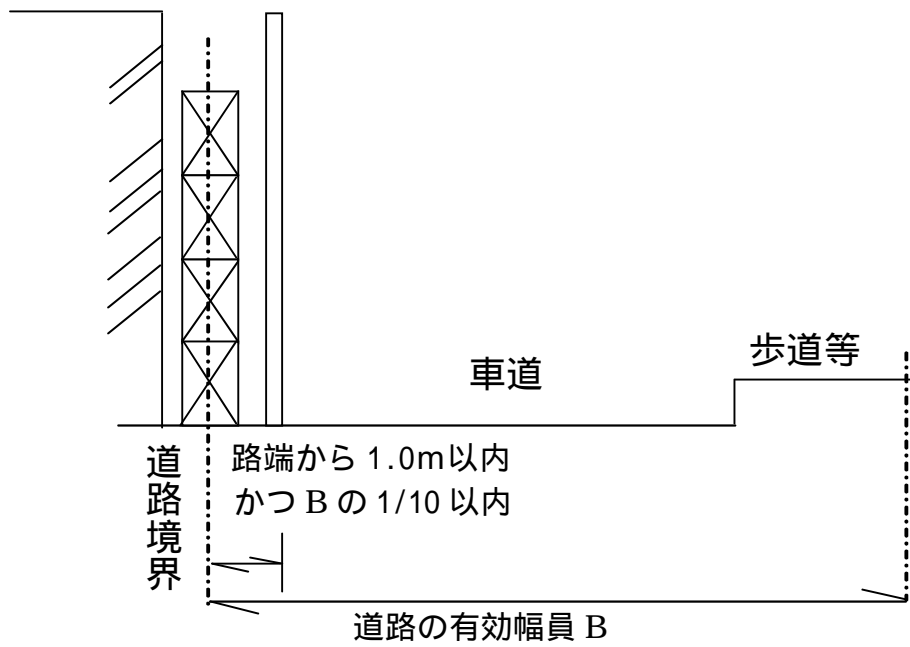
橋りょうに吊り下げる形態の足場は，橋りょうの耐荷重とその構造等に支障を及ぼさない限り，設置することを認めることができる。

(図) 工事前板囲，足場，落下防護用施設

< 歩道等に設置する場合 >

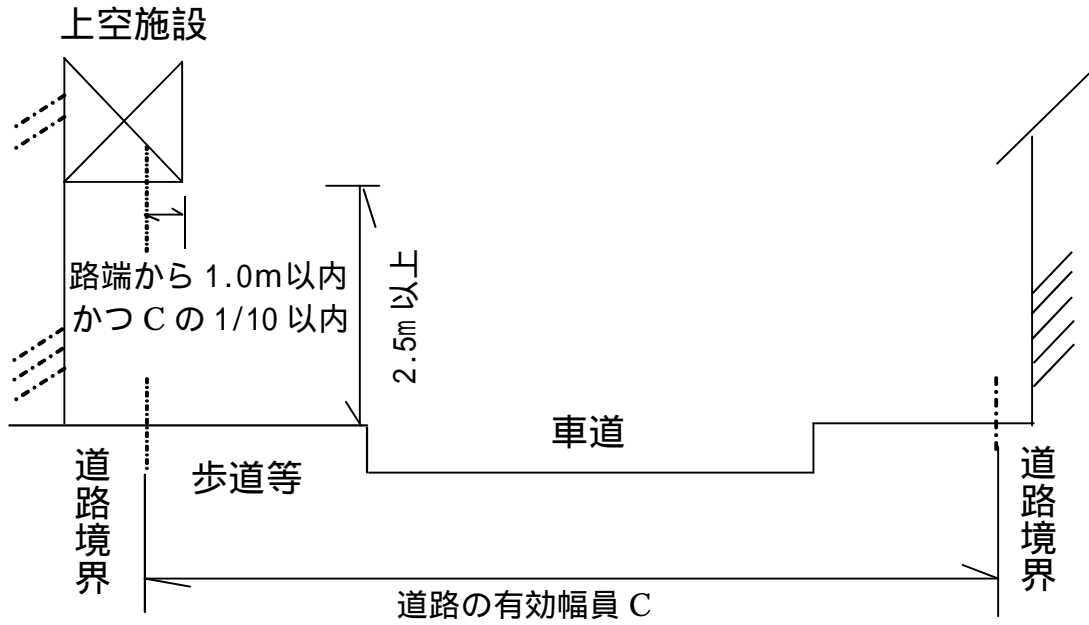


< 車道に設置する場合 >

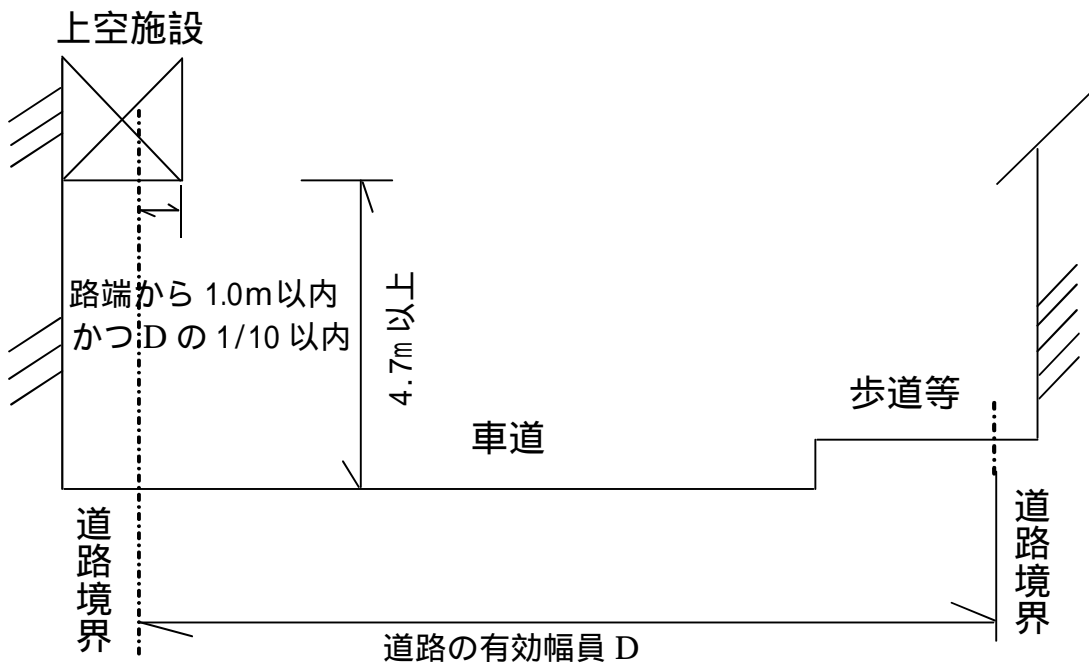


< 地面に接しないで設ける場合 >

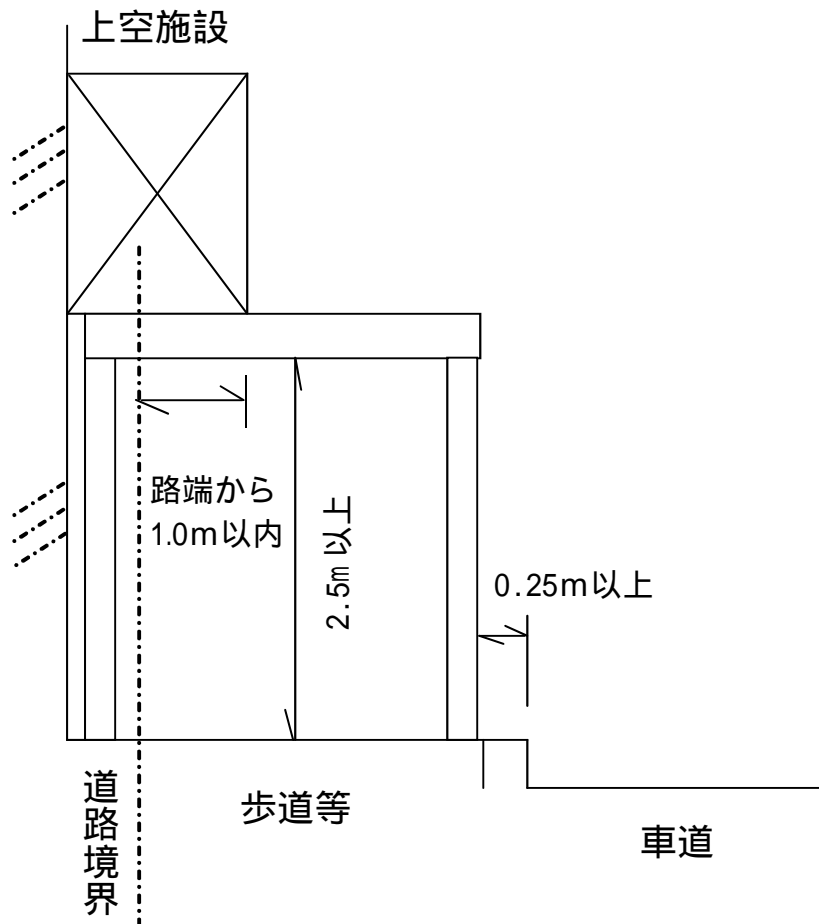
歩道等側



車道側



< 支柱を建柱して設ける場合 >





令第4号物件  
詰所

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項の全てに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 歩行者及び通行者の安全が確保できるもの。
- 2 一時的なもので、必要最小限の大きさのものであること。
- 3 施設本体が地面に接して設置されるものでないこと。ただし、公共事業及び公益事業のための工事に伴って道路監督員、交通監視員等が待機する詰所についてはこの限りでない。

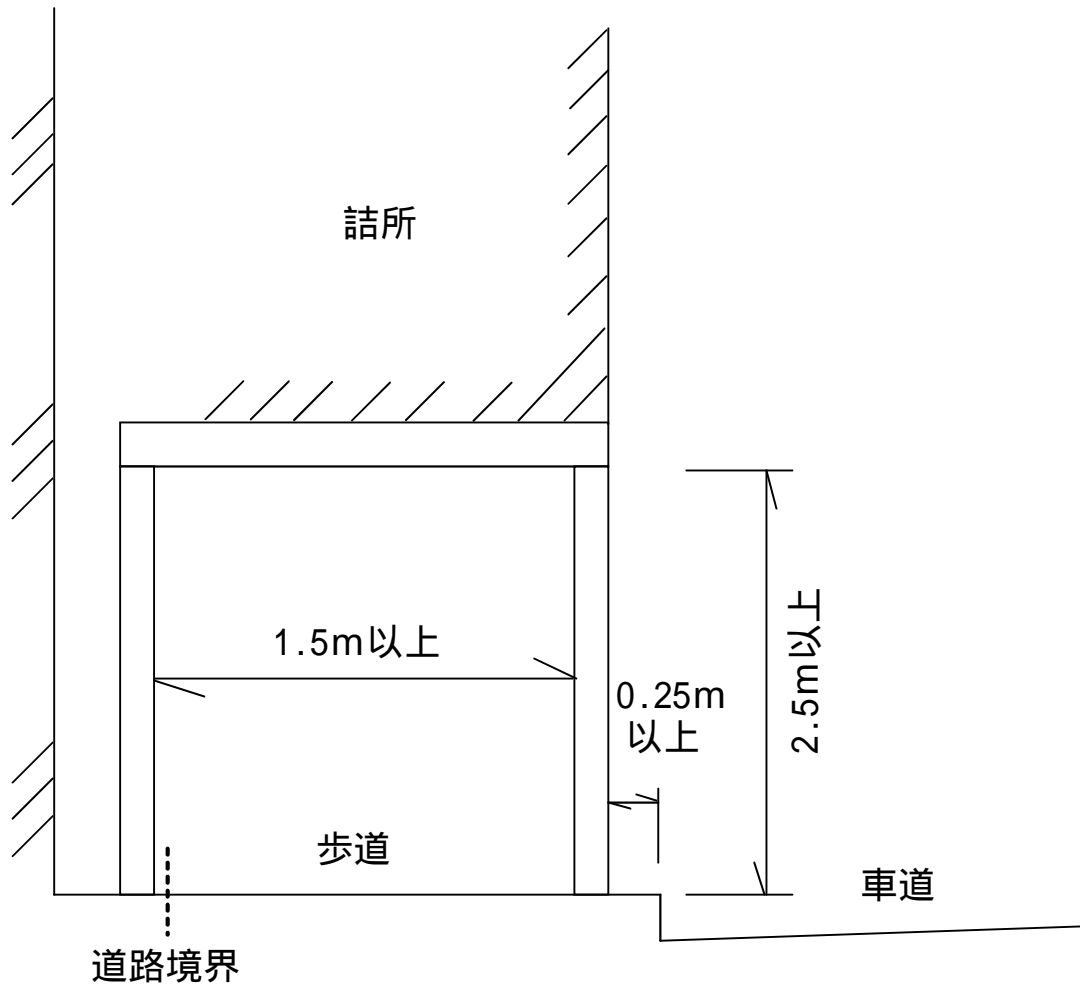
(位置)

- 1 施設本体を地面に接して設ける場合は、道路余地又は法敷に限る。
- 2 施設本体を地面に接しないで設ける場合は次のとおりとする。
  - (1) 車道上空は認めない。
  - (2) 施設本体の最下部と路面との距離は、2.5メートル以上とし、施設及び支柱は歩道等境界から0.25メートル歩道寄りへ離れた位置とする。
  - (3) 歩道等に支柱を設置する場合の歩道等の有効幅員は1.5メートル以上確保するものとする。
  - (4) 民地側に設置する支柱は原則として道路区域外に設置すること。
- 3 消火栓、マンホール等の使用に支障のある場合は認めない。
- 4 信号機や道路標識等が認識できなくなるような設置方法は認めない。
- 5 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 施設本体を地面に接しないで設ける場合、施設の床は水漏れを生じない構造とし、施設から直接道路に落下しない措置をとらなければならない。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- 3 必要に応じて適当な照明施設を設けるものとする。

(図) 詰所



令第5号物件  
工所用材料置場

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項のすべてに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 歩行者及び通行者の安全が確保できるもの。
- 2 一時的なもので、必ず撤去される見込みのあるもの。
- 3 占用面積が必要最小限にするもの。

(位置)

- 1 占用場所は道路余地又は法敷に限る。
- 2 消火栓、マンホール等の使用に支障のある場所は認めない。
- 3 必要に応じ適当な照明施設を設けなければならない。
- 4 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(その他)

材料置場の危険防止のため外枠等崩壊防止対策を講じ安全対策に充分留意するものとする。

令第6号物件  
仮設建築物

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で、土木部長との協議が整ったものについては、この限りでない。

- 1 都市計画決定された防火地域内において、既存建築物を除去して建築物の耐火構造化を図るために、仮設店舗等を設置する必要がある場合並びに準防火地域内において防火地域内に定められた建築物を設置する場合に限り認めることができる。
- 2 必ず撤去される場合で、占用の期間は、耐火構造物の工事期間中とする。
- 3 仮設店舗等による道路の占用は、同一時期に、かつ集団的に行われること。
- 4 仮設店舗等の占用期間が長期間にわたるもの、広汎な地域にわたるものその他占用の態様が相当規模にわたるものは、国土交通省と事前協議を必要とするので、道路維持課長と調整すること。

(位置)

- 1 道路の一側に設ける場合には12.0メートル以上、道路の両側に設ける場合には24.0メートル以上の幅員がある道路でなければならない。
- 2 道路余地、法敷、側溝及び歩道等の上に設けることができる。ただし、歩道等の上に設ける場合には、その一方の側を通行できる場所でなければならない。
- 3 当該道路の構造又は周辺の状況上やむを得ないと認められる場合で、交通に著しい支障を及ぼさないときに限り車道の歩道寄り及び交差点等に設けることができる。
- 4 同施設等を設けることによって、通行できなくなる路面部分の幅員は道路の一側につき4.0メートル以下とする。
- 5 仮設店舗等の規模は、必要最小限度とするものとし、その幅(奥行き)は4.0メートル以内、長さ(間口)は既存建築物の間口の長さ以内とする。
- 6 出入口は歩道上に設けることとする。
- 7 仮設店舗等の構造は、連続建とし、散在して設けてはならない。
- 8 仮設店舗等の周辺に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することのないものとする。
- 9 その他、道路法施行令第10条第1号八及び第2号から第5号までの規定を準用する。

(参考通達)

- 1 昭和32年7月9日道発第190号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)

令第7号物件  
一時収容施設

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ず、次の各項のいずれかに該当する場合で土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 都市再開発法による市街地再開発事業施工区域内の建築物に居住する者で、同事業によって建築される建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設である場合。
- 2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業施工区域内の建築物に居住する者で、同事業施工後に同区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設である場合。

(位置)

令第6号物件の基準による。

(参考通達)

- 1 昭和32年7月9日道発第190号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)

## 令第8号物件

### 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設，購買施設等

#### (定義)

食事施設，購買施設その他これらに類する施設（以下「食事施設等」という。）は，道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であって，ある程度の期間継続的に設置されるものをいう。なお，「施設」の概念は建築物に限られるものではないことから，食事施設等は机，椅子，調理器具等が一体となってオープンカフェ（食事施設）としての機能を果たすものであっても差し支えない。

#### (方針)

極力抑制すべきであるので，次の各項すべてに該当する場合で，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 食事施設等の占用が，地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの，又はこれに準ずるものであること。ただし，地下鉄等の公共交通機関が道路区域内に設ける施設内の内部又は特定連結路附属地に設けられるもの（以下「二次占用等施設」という。）については，この限りでない。
- 2 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
- 3 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって，特定の者のみを対象としたものではないこと。

#### (位置)

- 1 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
- 2 歩道等に設置する場合には，原則として3.5メートル以上（交通量が少ない場所においては2.0メートル以上）の歩行空間を確保すること。ただし，曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で，歩行者の円滑な通行が確保される場合については，この限りでない。
- 3 食事施設等がひさし，日よけ等を道路の上空に設ける場合には，その最下部と路面との距離は4.5メートル以上（歩道上においては2.5メートル以上）とすること。（道路法施行令第11条の6第2項で準用する同令第10条第1号ロによる。）
- 4 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き，道路の交差し，接続し，又は屈曲する部分の地上に設けないこと。（道路法施行令第11条の6第2項で準用する同令第10条第1号ハによる。）
- 5 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は，当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。

#### (構造)

- 1 道路の交通に及ぼす支障を出来る限り少なくするため，必要最小限度の規模とすること（特定連結路附属地に設けるものを除く。）

- 2 倒壊，落下，はく離，汚損，火災，荷重，漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 3 次に掲げる事項に該当する食事施設等の占有は，許可しないものとする。
  - (1) 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入，貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって，道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）
  - (2) 悪臭，騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
  - (3) 信号機，道路標識等の効用を妨げ，又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの
- 4 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
- 5 食事施設等の壁面，上屋等に広告物を提示し又は塗装しないこと（店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものであって施設の一部として許可を受けているものを除く。）
- 6 食事施設等の意匠，構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。

（占有主体）

食事施設等の占有主体は，次のいずれかに該当するものとする。ただし，二次占有等施設については，この限りでない。

- 1 地方公共団体
- 2 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- 3 食事施設等の占有につき地方公共団体から支援を受けている者（地方公共団体の作成した，支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占有の許可に関する意見を記載した書面を占有許可申請書に付している場合に限る。）

（許可条件）

食事施設等の占有の許可に際しては，一般的な条件のほか，次に掲げる条件を付するものとする。

- 1 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし，施設外での客引き，宣伝活動等を行わないこと。
- 2 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には，道路の交通に支障を及ぼさないよう，駐車場の確保，行列の整序その他必要な措置を講ずること。

（その他）

- 1 公序良俗に反し，社会通念上不相当であると認められるものを売買し，又はサービスを提供するものではないこと。
- 2 夜間や強風時には屋内に収納されるなど，いたずらや強風により占有許可を受けた区域外に当該施設を構成する物件，商品等が散乱することのないよう，適切な管理がなされるものであること。
- 3 食事施設等の設置により近隣の住居，店舗等に影響を与えるおそれがあることから，これらの施設の居住者，所有者，経営者等からの設置に係る同意書が占有許可申請書に付されていること。

- 4 次のいずれにも該当する場合には，上記（方針）1及び（占有主体）及び前項の規定は適用しない。
- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占有区域内に設けられるものであること。
  - (2) 食事施設等において提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること。
  - (3) 食事施設等の設置及び占有許可申請書に記載された占有主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって，道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

（参考通達）

- 1 平成23年10月20日国道利第21号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（最近改正 平成28年9月1日国道利第9号）
- 2 平成23年10月20日国道利第23号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占有許可の取扱いについて」（最近改正 平成28年9月1日国道利第9号）
- 3 平成23年10月20日国都まち第48号・国都計第66号・国道政第57号・国住街第147号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」
- 4 平成28年3月31日事務連絡「『道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改定版』について」



## 令第8号物件

### 特定連絡路附属地に設ける食事施設，購買施設等

#### (定義)

食事施設，購買施設その他これらに類する施設（以下「食事施設等」という。）は，道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であって，ある程度の期間継続的に設置されるものをいう。なお，「施設」の概念は建築物に限られるものではないことから，食事施設等は机，椅子，調理器具等が一体となってオープンカフェ（食事施設）としての機能を果たすものであっても差し支えない。

#### (方針)

極力抑制すべきであるので，次の各項すべてに該当する場合で，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 特定連絡路附属地（高速自動車国道及び自動車専用道路の連絡路附属地）に設ける食事施設等であること。
- 2 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
- 3 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって，特定の者のみを対象としたものではないこと。

#### (位置)

- 1 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
- 2 歩道等に設置する場合には，原則として3.5メートル以上（交通量が少ない場所においては2.0メートル以上）の歩行空間を確保すること。ただし，曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で，歩行者の円滑な通行が確保される場合については，この限りでない。
- 3 食事施設等がひさし，日よけ等を道路の上空に設ける場合には，その最下部と路面との距離は4.5メートル以上（歩道上においては2.5メートル以上）とすること。（道路法施行令第11条の6第2項で準用する同令第10条第1号ロによる。）
- 4 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き，道路の交差し，接続し，又は屈曲する部分の地上に設けないこと。（道路法施行令第11条の6第2項で準用する同令第10条第1号ハによる。）
- 5 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は，当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。

#### (構造)

- 1 倒壊，落下，はく離，汚損，火災，荷重，漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 2 次に掲げる事項に該当する食事施設等の占用は，許可しないものとする。
  - (1) 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入，貯蔵又は使用するのためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって，道路管理上支障

のない量を搬入等する場合を除く。)

- (2) 悪臭，騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
- (3) 信号機，道路標識等の効用を妨げ，又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの
- 3 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
- 4 食事施設等の壁面，上屋等に広告物を提示し又は塗装しないこと（店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものであって施設の一部として許可を受けているものを除く。）
- 5 食事施設等の意匠，構造及び色彩は周辺的环境と調和するものであること。

(占有主体)

食事施設等の占有主体は，次のいずれかに該当するものとする。

- 1 地方公共団体
- 2 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- 3 食事施設等の占有につき地方公共団体から支援を受けている者（地方公共団体の作成した，支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占有の許可に関する意見を記載した書面を占有許可申請書に付している場合に限る。）

(許可条件)

食事施設等の占有の許可に際しては，一般的な条件のほか，必要に応じて次に掲げる条件を付するものとする。

- 1 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし，施設外での客引き，宣伝活動等を行わないこと。
- 2 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には，道路の交通に支障を及ぼさないよう，駐車場の確保，行列の整序その他必要な措置を講ずること。

(その他)

- 1 公序良俗に反し，社会通念上不相当であると認められるものを売買し，又はサービスを提供するものではないこと。
- 2 夜間や強風時には屋内に収納されるなど，いたずらや強風により占有許可を受けた区域外に当該施設を構成する物件，商品等が散乱することのないよう，適切な管理がなされるものであること。
- 3 食事施設等の設置により近隣の住居，店舗等に影響を与えるおそれがあることから，これらの施設の居住者，所有者，経営者等からの設置に係る同意書が占有許可申請書に付されていること。

(参考通達)

- 1 平成 23 年 10 月 20 日国道利第 21 号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(最近改正 平成 28 年 9 月 1 日国道利第 9 号)

令第9号物件

トンネルの上に設ける施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(占有者)

- 1 国，地方公共団体及び公益的事業者が管理する場合
- 2 トンネル上の土地の所有者等が設置する場合

(留意点)

- 1 トンネルの上に道路がある場合において，当該道路に係る占有の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。

(位置)

- 1 トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。
- 2 トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。
- 3 トンネルの地下に設ける場合においては，次の全てに適合する場所であること。
  - (1) 占有物件の種類又は道路の構造からみて，路面をしばしば掘削し，又は他の占有物件と錯そうするおそれのない場所であること。
  - (2) 保安上又は工事实施上の支障のない限り，他の占有物件に接近していること。
  - (3) 道路の構造又は地上にある占有物件に支障のない限り，当該物件の頂部が地面に接近していること。

(参考通達)

- 1 昭和33年11月28日付け建設省道発第497号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)
- 2 昭和37年9月4日付け建設省道発第377号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)

令第9号物件  
高架道路の路面下における施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(許可基準)

- 1 高架道路の路面下(以下「高架下」という。)の占用は、道路管理上及び土地利用上の観点から十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合でなければ、認めないものとする。ただし、下記の関係通知4に該当する場合で、土木部長との協議が整ったものについては、この限りでない。
- 2 高架下の占用は、地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者に限り認めることができる。  
具体には、次に掲げる点検等を的確に行うことができる者であることとする。
  - (1) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検
  - (2) 高架の道路からの落下物の有無の点検
  - (3) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
  - (4) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理
  - (5) その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- 3 次のいずれかに該当する高架下の占用は認めないものとする。
  - (1) 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用(公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。)
  - (2) 一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用など、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずる占用

(占用物件)

- 1 高架下の占用物件は次に掲げるものとする。
  - (1) 駐車場、自転車等駐車器具、公園緑地等都市内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの
  - (2) 警察、消防、水防等のための公共的施設
  - (3) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものは除く。
    - ア 易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの
    - イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
    - ウ 公序良俗に反し、社会通念上不適當であるもの(風俗営業施設その他これらに類するもの)
    - エ 住宅(併用住宅を含む)
- 2 前項第1号に該当するものを地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者以外が占用するとき及び前項第3号に該当するものを占用するとき

は、土木部長と事前に協議すること。

(位置)

- 1 高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。
- 2 高架下の地下を占有する場合は、次の全てに適合すること。
  - (1) 占有物件の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占有物件と錯そうするおそれのない場所であること。
  - (2) 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占有物件に接近していること。
  - (3) 道路の構造又は地上にある占有物件に支障のない限り、当該物件の頂部が地面に接していること。
- 3 自転車等駐車器具を設置する場合は、令第9号物件の基準による。

(構造)

- 1 高架下の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 1.5メートル以上下がっているときは、当該 1.5メートル下がった線）を超えてはならないこと。
- 2 占有物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員 5.5メートル以上の道路に接する場合には、歩道（有効幅員 2.0メートル以上とする。）を設けること。
- 3 緊急の場合に備え、市街地にあっては最低約 30メートルごと、その他の地域にあっては約 50メートルごとに横断場所を確保しておくこと。
- 4 占有物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
- 5 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。
- 6 天井は、原則として高架の道路の桁下から 1.5メートル以上空けること。
- 7 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から 1.5メートル以上空けること。
- 8 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生する恐れがある場合には適切な場所に防護柵等を設置すること。
- 9 高架の道路からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。
- 10 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- 11 占有物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- 12 自転車等駐車器具を設置する場合は、令第9号物件の基準による。
- 13 広告の添加、塗布は認めない。ただし、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の添架及び塗布であって、道路維持課長と事前協議を行い認めるものについては、この限りでない。

(その他)

- 1 占有期間は、占有の目的、占有の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

- 2 占有区域内及びその近傍における橋脚等の道路構造物の点検等に責任をもってあた  
るよう、占有者に対して指導すること。

(参考通達)

- 1 昭和 33 年 11 月 28 日建設省道発第 497 号「道路法施行令の一部を改正する政令の施  
行について」(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)
- 2 昭和 37 年 9 月 4 日建設省道発第 377 号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行  
について」(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)
- 3 昭和 58 年 2 月 5 日建設省道政発第 12 号「高架道路の路面下占有許可及び石油圧送  
施設の占有許可に係る事前協議について」(最近改正 平成 17 年 9 月 9 日国道利第  
5 号)
- 4 平成 21 年 1 月 26 日国道利第 18 号「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活  
用の推進について」(最近改正 平成 27 年 3 月 27 日国道利第 19 号)
- 5 平成 21 年 1 月 26 日国道利第 20 号「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占  
用の取扱いについて」

令第 10 号物件

道路の上空に設ける事務所，店舗，倉庫，住宅，自動車駐車場

(方針)

極力抑制すべきであるので，大規模修繕や施設撤去等を含めた維持管理能力を具備した者が占有する場合であって，次の各項のいずれかに該当し，真にやむを得ないと認められる場合に限り認めることができる。

- 1 都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号に定める高度地区及び高度利用地区並びに同項第 4 号の 2 の都市再生特別地区内の自動車専用道路の上空に設ける場合
- 2 都市再生特別措置法第 36 条の 3 第 1 項に規定する特定都市道路の上空に設ける場合

(位置)

- 1 道路構造令第 12 条に定める建築限界に加え，当該道路の維持管理等のために必要となる空間が確保され，視通確保等，道路交通の安全が確保されるものであること。
- 2 日照，採光，通風，非常時の避難路，消防活動等の観点から，周辺地域の良好な市街地環境が確保されるものであること。
- 3 緊急輸送道路以外の道路であること。

(構造)

- 1 落下，倒壊，剥離，汚損，火災，荷重，漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 2 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入，貯蔵，使用するのためのものでないこと。
- 3 悪臭，騒音等を発する物件を保管又は設置するものでないこと。
- 4 施設等の側面又は屋上から，人や物の落下がないよう，防護柵の設置等の必要な措置を行うこと。

(その他)

- 1 特定都市道路の上空に設ける建築物にあつては，当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し，かつ，都市再生特別措置法施行令第 7 条で定める基準に適合するものであつて，建築基準法第 2 条第 1 項第 35 号に規定する特定行政庁が安全上，防火上及び衛生上支障がないと認めるものであること。
- 2 施設等の外壁のうち，道路に面した部分には広告物，装飾物その他これらに類するものを添加し，又は広告の用をなす塗装をしないこと。

令第 11 号物件  
応急仮設建築物

(方針)

国，地方公共団体又は日本赤十字社（以下「地方公共団体等」という。）が設置するもので，公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 非常災害時における道路の通行機能，輸送機能等の妨げとならない場所で，かつ，災害復旧等の道路事業の妨げとならない場所であること。
- 2 建築基準法第 85 条第 1 項に規定する特定行政庁が指定する区域内に地方公共団体等が災害救助のために建築するものであること。
- 3 車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除いた部分であること。
- 4 道路予定区域内に占用する場合には，応急仮設建築物の占用期間内に道路事業に係る着手予定がない場所であること。

(その他)

- 1 被災地の状況に応じて迅速かつ柔軟に対応すること。
- 2 応急仮設建築物の占用に伴う電気，ガス，通信，上下水道等の占用についても迅速かつ柔軟に対応すること。
- 3 応急仮設建築物に居住する被災者の通行，車両の乗り入れ等が安全に行われるよう地方公共団体等と十分調整すること。

(参考通達)

- 1 平成 20 年 4 月 1 日付け国道利第 2 号「応急仮設住宅の道路占用について」



令第 12 号物件

自転車，原動機付自転車及び二輪自動車の車輪止め装置その他の器具

(方針)

極力抑制すべきであるので，次の各項の全てに該当する場合で，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国，地方公共団体，公益法人，公共交通事業者，商店会その他当該物件について十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合。
- 2 放置自転車等が問題となっている地域等において，これらが整序されることにより，歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- 3 自転車等駐車器具は，逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから，一般公共の用に供するものであること。
- 4 高架の道路の路面下へ設置する場合には，この基準によるほか，令第 9 号物件の基準によること。

(位置)

- 1 車道以外の道路の部分に設けること（原動機付自転車等の車輪止め装置を含む場合には，車道に近接する部分に設けること）。
- 2 交通のふくそうする場所，他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど，当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所に設けること。
- 3 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。
- 4 横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など，道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き，交差点等に設けないこと。
- 5 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。
- 6 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には，当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。
- 7 平成 18 年 11 月 15 日付け国道公安第 28 号「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」及び「同解説」に準拠すること。

(構造)

- 1 自転車等駐車器具は固定式とし，十分な安全性及び耐久性を具備したものとすること。
- 2 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり，信号機，道路標識等の効用を妨げないものとすること。
- 3 車輪止め装置（通称ラック）は，安全や視距を確保する視点から，平面式とすること。
- 4 歩行空間と自転車等の駐車空間を柵などを用いて明確に区分すること。
- 5 必要に応じ，反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講ずること。

- 6 自転車等が歩行者や自動車等と接触することがないように，必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと。
- 7 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため，道路標識，区画線及び道路標示に関する命令に定められた道路標識，区画線及び道路標示を設ける必要があることから，管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。
- 8 原動機付自転車等の駐車器具を設ける場合においては，柵等を設けることなどにより，原則として原動機付自転車等が車道側から進入する構造にすること。
- 9 上屋を設ける場合においては，当該上屋の構造等について，「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号) 3に掲げる基準を準用するものとする。
- 10 平成18年11月15日付け国道公安第28号「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」及び「同解説」に準拠すること。

(その他)

- 1 物件の設置に際し，建築基準法第6条，消防法第7条又は道路交通法第77条の許可等が必要な場合には，これらの関係機関と事前に協議等を行うこと。
- 2 許可に際しては，必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。
  - (1) 自転車等が適正に駐車され，歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと。
  - (2) 駐車器具の管理を適切に行うこと。
  - (3) 不特定多数の者の利用に供すること。
  - (4) 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。
  - (5) その利用について駐車料金を徴収する場合には，付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- 3 令第7条第12号物件である車輪止め装置，柵，上屋，照明器具，案内板，自動精算機等を自転車等駐車器具として一括して許可をすることができること。
- 4 特定の利用者による自転車等の保管場所として，利用されることにならぬようにすること。
- 5 定期的に巡回する管理員を配置し，自転車等駐車器具付近に放置されている自転車の処理を行う等，占有者が責任を持ち管理を行うこと。
- 6 自転車等駐車器具付近には，占有者及び名称を表示すること。また，歩道橋階段下に設置する場合，占有者は，道路管理者による歩道橋の維持，修繕工事の際には閉鎖する旨利用者に周知すること。

(参考通達)

- 1 平成18年11月15日国道利第32号「道路法施行令の一部改正について」(最終改正平成25年4月1日国道利第18号)
- 2 平成18年11月15日国道交安第28号「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」

令第 13 号物件

自動車専用道路に設ける休憩所，給油所及び自動車修理所

(方針)

原則として認めない。

(位置)

- 1 自動車専用道路の附属物として設けられた路側駐車場の区域内に限る。この場合において，当該路側駐車場は，本来の駐車需要に必要な面積のほか，当該占用を許可することにより派生する駐車需要に必要な面積が十分に確保されたものでなければならない。

(留意点)

- 1 占用主体は占用物件の適切な管理に加え，占用許可条件として附される道路管理に協力することなど種々の義務を的確に行うことができる者に限る。
- 2 占用の許可を行うにあたっては，事前に道路維持課に協議すること。

(参考通達)

- 1 平成 17 年 10 月 18 日国道利第 25 号「高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて」(最終改正 平成 25 年 10 月 22 日国道利第 7 号)